

平成 26 年 度

年 次 報 告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の平成26年度にお
けるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

平成27年10月

・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目 次

第1部 総 論	1
第2部 各 論	15
第1章 独占禁止法制等の動き	17
第1 独占禁止法改正に伴う政令等の整備等	17
第2 その他の所管法令等の改正	19
第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整	20
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	21
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	21
第2 法的措置	32
第3 警 告	55
第4 告 発	55
第3章 審 判	57
第1 概 説	58
第2 審 決	62
第4章 訴 訟	77
第1 審決取消請求訴訟	77
第2 その他の公正取引委員会関係訴訟	85
第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	86
第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	88
第5章 競争環境の整備	93
第1 保育分野に関する調査・提言	93
第2 競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会	94
第3 独占禁止法適用除外の見直し等	98
第4 競争評価に関する取組	107
第5 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正	107
第6 その他のガイドライン等の策定・公表	108
第7 入札談合の防止への取組	109
第8 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	109
第9 独占的状态調査	113
第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	115
第7章 株式取得、合併等に関する業務	121
第1 概 説	121
第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出	121
第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	122
第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	122
第5 主要な事例	135
第8章 不公正な取引方法への取組	147

第1	概 説	147
第2	不当廉売に対する取組	147
第3	優越的地位の濫用に対する取組	148
第9章	下請法に関する業務	171
第1	概 説	171
第2	違反事件の処理	171
第3	下請法の普及・啓発等	181
第10章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	185
第1	概 説	185
第2	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	185
第3	消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	190
第4	消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発	191
第11章	国際関係業務	193
第1	独占禁止協力協定等	193
第2	競争当局間協議	194
第3	経済連携協定への取組	194
第4	多国間関係	195
第5	海外の競争当局等に対する技術支援	200
第6	海外調査	201
第7	海外への情報発信	202
第12章	広報・広聴等に関する業務	203
第1	広報・広聴	203
第2	政策評価	205
第13章	景品表示法に関する業務	207
第1	概 説	207
第2	景品表示法違反事件の調査	208
第3	公正競争規約の認定	212
第14章	相談その他の業務	215
第1	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	215
第2	事業活動に関する相談状況	215

第 1 部

総 論

公正取引委員会は、平成26年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1 独占禁止法改正等

(1) 平成25年独占禁止法改正法の施行等

公正取引委員会が行う審判制度の廃止、排除措置命令等を行う際の処分前手続として実施される意見聴取手続の整備等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第100号。以下「平成25年独占禁止法改正法」という。）は、平成25年12月7日に可決・成立し、同月13日に公布された後、平成27年4月1日に施行された。平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い、排除措置命令等を行う際の処分前手続として実施される意見聴取及び公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写に係る手続を定めるため「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」（平成27年1月21日公布、4月1日施行）を制定するなど、関係法令について所要の整備を行った。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法の改正等

消費税率の引上げの施行日の変更に伴う消費税転嫁対策特別措置法の所要の改正（同法の失効期限の平成29年3月31日から平成30年9月30日への延長等）を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、平成27年3月31日に可決・成立し、同日に公布された（平成27年法律第9号）。また、前記の失効期限の延長を踏まえ、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」について所要の改正を行った。

2 厳正・的確な法運用

(1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

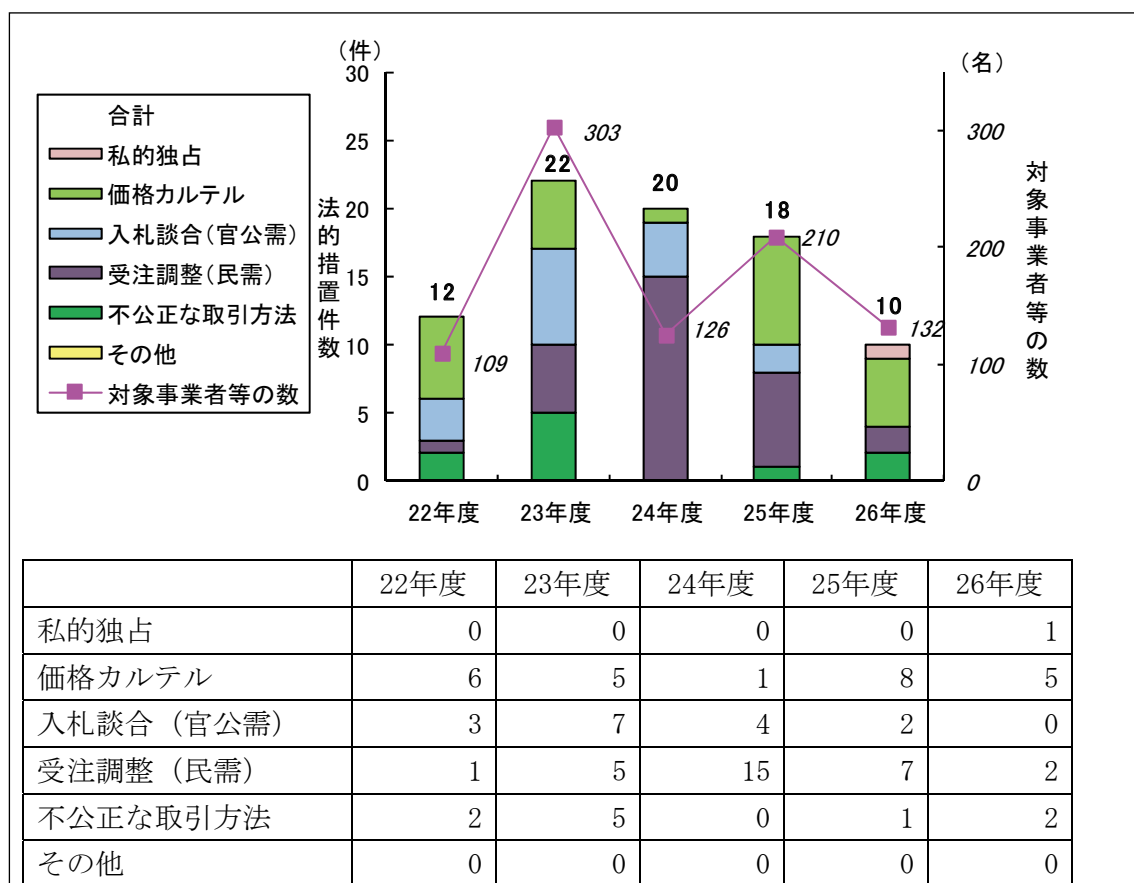
イ 独占禁止法違反被疑事件として平成26年度に審査を行った事件は128件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは117件であった。

ウ 平成26年度においては、10件の法的措置を採った（詳細は第2部第2章第2を参照）。これを行為類型別にみると、私的独占が1件、価格カルテルが5件、受注調整（民需）が2件、不公正な取引方法が2件となっている（第1図参照）。また、総額171億4303万円の課徴金の納付を命じた（第2図参照）。

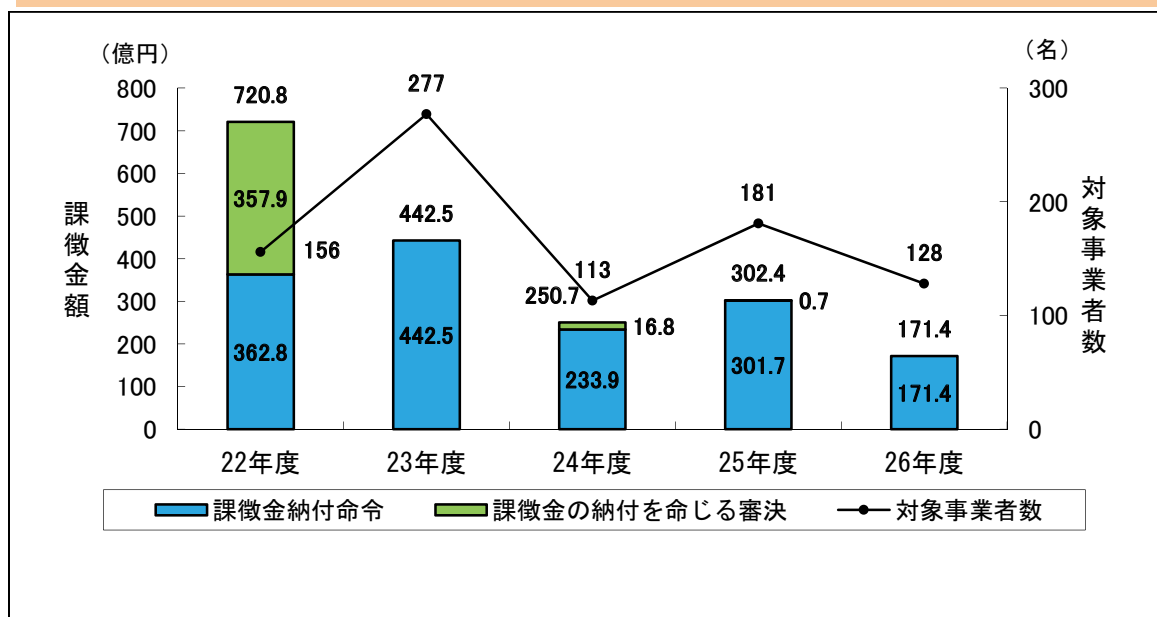
なお、平成26年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は61件であった。

＜平成26年度における法的措置事件＞	
私的独占	○ 福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件
価格カルテル	○ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件 ○ 鋼球の製造業者による価格カルテル事件 ○ 網走管内コンクリート製品協同組合による価格カルテル事件
受注調整（民需）	○ 北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者による受注調整事件 ○ 農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者による受注調整事件
優越的地位の濫用	○ 総合ディスカウント業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件
取引妨害	○ 岡山県北生コンクリート協同組合による取引妨害事件

第1図 法的措置件数等の数の推移



第2図 課徴金額等の推移



(注1) 平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

(注2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については当初命令額を記載している。

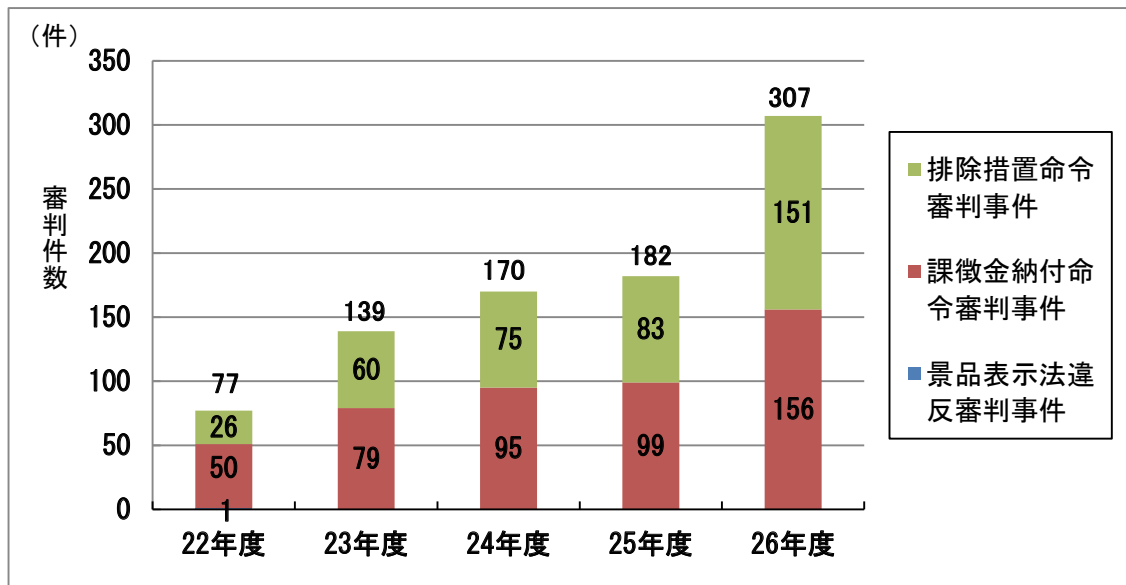
エ このほか、違反するおそれのある行為に対する警告1件、違反につながるおそれのある行為に対する注意102件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った982件を除く。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

オ 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての調査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、事業者団体等に申入れや要請を行っている。

平成26年度においては、東日本段ボール工業組合、山形県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会の山形県本部、福井市農業協同組合及び福井県経済農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会並びに全国農業協同組合連合会に対して、それぞれ申入れや要請を行った。

カ 平成26年度における審判件数は、前年度から繰り越されたもの165件、平成26年度中に審判手続を開始したもの142件の合計307件（排除措置命令に係るものが151件、課徴金納付命令に係るものが156件）であった（第3図参照）。これらのうち、平成26年度中に平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決を33件（排除措置命令に係る審決15件、課徴金納付命令に係る審決18件〔うち1件は審判手続を経ないで行う審決のため係属件数に影響しない。〕）を行った。この結果、平成26年度末における審判件数（平成27年度に繰り越すもの）は275件となった。

第3図 審判件数の推移



(注1) 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

(注2) 「排除措置命令審判事件」には、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件（課徴金納付命令に係るものを除く。）を含む。

(2) 公正な取引慣行の推進

ア 優越的地位の濫用に対する取組

(ア) 公正取引委員会は、以前から、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為については厳正に対処している。

平成26年度においては、1件の法的措置を採った。

また、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的にを行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、審査を行っている。

平成26年度においては、49件の注意を行った。

(イ) 公正取引委員会は、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

平成26年度においては、「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」（平成26年6月20日公表。詳細は第2部第8章第3 **5** を参照）及び「荷主と物流事業者との取引について」（平成27年3月11日公表。詳細は第2部第8章第3 **6** を参照）を公表した。

(ウ) 公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成26年度においては、業種別講習会を20回実施した。

- (エ) 公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当委員会事務総局の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成26年度においては、「中小事業者のための移動相談会」を全国10か所で実施した。このほか、事業者団体が開催する研修会等に職員を49回講師として派遣した。

イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

平成26年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして982件（酒類635件、石油製品326件、家庭用電気製品3件、その他18件）の事案に対して注意を行った。

ウ 下請法違反行為の積極的排除等

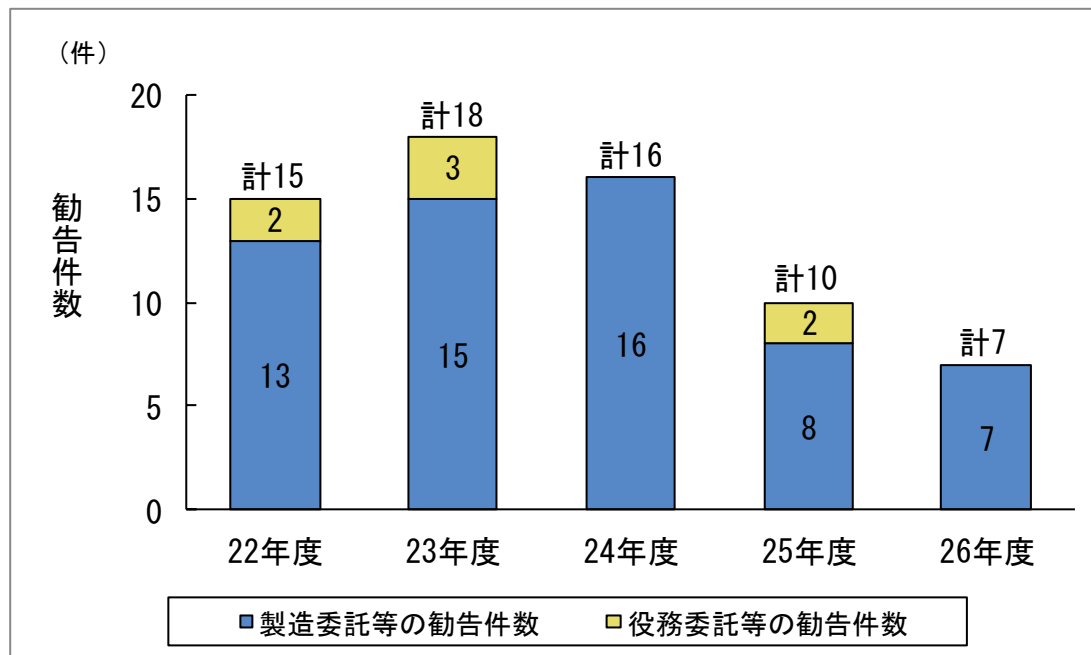
- (ア) 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。また、昨今の厳しい経済情勢の下で、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ効果的な運用により、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

平成26年度においては、親事業者38,982名及びこれらと取引している下請事業者213,690名を対象に書面調査を行い、書面調査等の結果、下請法に基づき7件の勧告を行い（第4図参照。詳細は第2部第9章第2 **6** を参照）、5,461件の指導を行った。

＜平成26年度における主な勧告事件＞

- ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の部品の製造業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- スポーツ用品等の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額及び返品事件
- 食料品、日用雑貨品等の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- 日用品等の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する返品及び買ったたき事件

第4図 下請法の事件処理件数の推移

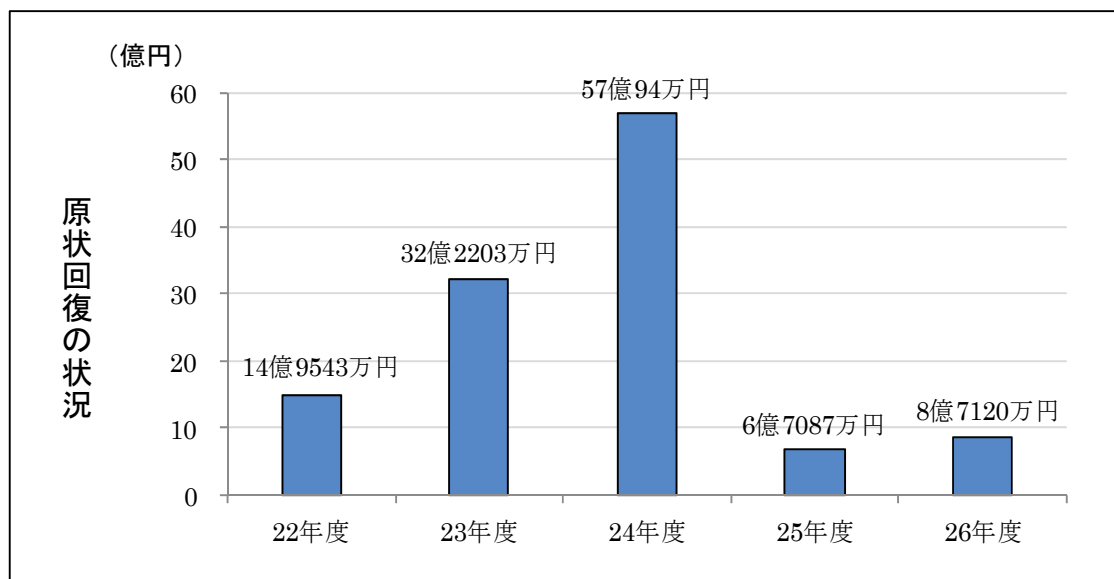


(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 「製造委託等」とは、製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

- (イ) 平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者209名から、下請事業者4,142名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額8億7120万円相当の原状回復が行われた（第5図参照）。このうち、主なものとしては①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額4億499万円を下請事業者に返還し、②返品事件においては、親事業者は下請事業者から総額2億2830万円相当の商品を引き取り、③受領拒否事件においては、親事業者は下請事業者から総額1億6725万円相当の商品を受領し、④下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は総額6299万円の遅延利息を下請事業者に支払った。

第5図 原状回復の状況



- (ウ) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

平成26年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であった。また、同年度に処理した自発的な申出26件については、前記の取扱いがなされた。

- (エ) 公正取引委員会は、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成26年10月31日、約19万4千名の親事業者及び約640の関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

エ 消費税転嫁対策に関する取組

- (ア) 公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果、転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては、転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善指導を迅速に行っている。

平成26年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約400万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。さらに、中小企業庁と合同で、大規模小売事業者及び大企業等（買手側。約4万名）に対して、報告義務を課した書面調査を実施した。書面調査等の結果、消費税転嫁対策特別措置法に基づ

き勧告を行ったものは19件、指導を行ったものは316件であった。

- (イ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置するとともに、平成26年4月1日の消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設けるなど相談対応の強化を図った。また、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するための移動相談会については、平成26年度において、全国各地で47回実施した。
- (ロ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけではなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、平成26年度においては、8,744名の事業者及び1,263の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。
- (ハ) 公正取引委員会は、平成26年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為13件及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為3件の合計16件の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する50件の相談に対応した。
- (ニ) 公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施している。

平成26年度においては、30回の実説明会を実施した。また、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として59回派遣した。

(3) 企業結合審査の充実

ア 企業結合規制の的確な運用

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、企業結合規制の的確な運用に努めている。

平成26年度においては、独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合規制に関する業務として、銀行又は保険会社の議決権保有について5件の認可を行い、持株会社等について103件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について289件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

また、平成26年度に届出のあった主な企業結合事案としては、次のようなものがあり、的確に処理するとともに、その内容を公表した（詳細は第2部第7章第5を参照）。

<平成26年度に届出のあった主な企業結合事案>

- ジンマーとバイオメットの統合
- 王子ホールディングス(株)による中越パルプ工業(株)の株式取得

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の改正

公正取引委員会は、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、独占禁止法第9条に基づく事業に関する報告及び届出制度について、簡素化の観点から検討し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」を改正した（平成27年3月31日公布、同年4月1日施行）。具体的には、事業報告書又は会社設立届出書の様式について、会社名等を記載する子会社及び実質子会社の限定、提出会社グループの総資産合計額の計算に含める会社の限定、提出会社の議決権保有比率の記載欄の削除等の改正を行った。

3 競争環境の整備に向けた調査等

(1) 保育分野に関する調査・提言

我が国の少子化の要因の一つとして、仕事と子育ての両立の難しさが挙げられている。特に都市部では、保育の需要に対して子供を預かる保育施設が不足しており、待機児童の発生が大きな問題となっている。また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、保育分野は、「制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野」、「良質で低コストのサービス（中略）を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野」とされている。このように、保育分野は、需要の充足が求められているだけではなく、我が国の成長分野となることが期待されている分野である。

このため、公正取引委員会では、平成26年度において、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、保育分野の現状について調査・検討を行い、平成26年6月25日、競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「保育分野に関する調査報告書」を公表した（詳細は第2部第5章第1を参照）。同調査報告書では、①多様な事業者の参入促進、②補助制度・税制におけるイコルフットィングの確保、③情報公開・第三者評価の充実、④付加的なサービスの拡大について提言を行った。

(2) 競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会

我が国において、公的再生支援が様々な政策目的を達成するために行われている中、これら支援による関連する市場における競争への影響を最小限のものとすることが重要であるとの認識の下、競争政策の観点から必要な検討を行うことを目的として、内閣府特命担当大臣決定により、有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）が開催された。同研究会は、平成26年8月13日の第1回会合以降、全8回にわたって開催された。同研究会は、公的再生支援を行う機関、支援を受ける事業者やその競争事業者及び専門家から、我が国及び欧米における制度や実態についてヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえて具体的な検討を行った上で、競争政策の観点から公的再生支援の在り方について中間取りまとめを行い、平成26年12月19日に公表した（詳細は第2部第5章第2を参照）。

(3) 競争評価に関する取組

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成26年度においては、総務省から50件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

(4) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

公正取引委員会は、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）の第2部第1及び第2に関し「規制改革実施計画」において「平成26年度措置」とされた事項について、明確化を行うため、流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し、平成27年3月30日に公表した。具体的には、垂直的制限行為に関し、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準についての考え方や再販売価格維持行為規制における「正当な理由」についての考え方等について明確化を行った。

(5) 入札談合の防止への取組

入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

平成26年度においては、研修会を全国で24回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人に対して294件の講師の派遣を行った。

(6) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

独占禁止法コンプライアンスの向上に関連した企業の取組を促していく観点から、公正取引委員会では、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成26年度においては、近年、我が国企業が外国競争法違反による摘発を受け、巨額な罰金や制裁金が課されたり、我が国企業の役員・従業員が禁錮刑を科されたりする事案が多数発生し、我が国企業における外国競争法に関するコンプライアンス（以下「外国競争法コンプライアンス」という。）態勢の脆弱性が指摘されていることから、我が国企業における外国競争法コンプライアンス態勢の強化に資することを目的として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、平成27年3月27日、外国競争法コンプライ

アンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～」を公表した（詳細は第2部第5章第8を参照）。

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

平成26年度においては、4つの研究テーマに取り組んだほか、国際シンポジウムを開催（㈱日本経済新聞社との共催）するとともに、公開セミナーを3回、ワークショップを6回開催した。

(2) 経済のグローバル化への対応

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定、経済連携協定等に基づき、関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また、公正取引委員会は、国際競争ネットワーク（ICN）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、国連貿易開発会議（UNCTAD）等といった多国間会議にも積極的に参加している。

さらに、発展途上国において、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け、公正取引委員会は、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実、海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

＜平成26年度における主な国際的な取組＞

- ICN 第13回年次総会への参加（平成26年4月）
- 企業結合審査に係る国際協力枠組みの運用
- 東アジア競争政策トップ会合への参加（平成26年10月）
- 競争当局間協議の開催（韓国及び米国）
- 競争当局間の協力に関する覚書の署名（ブラジル及び韓国）
- 日・オーストラリア経済連携協定への署名（平成26年7月）
- 競争政策に関する技術支援の実施（ベトナム、中国、フィリピン等）

(3) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から個別に意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しており、平成26年度においては、3回開催した。

さらに、全国8都市において、公正取引委員会委員と各地の有識者との懇談会を、また、全国各地において、地方事務所長の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を、全国15都市において、公正取引委員会委員等による弁護士会や経済界等に対する講演会等を、それぞれ開催した。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催するとともに、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（短期大学等を含む。）からの要請を受けて職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

＜平成26年度における主な取組＞

- 独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 地方有識者との懇談会の開催（札幌市、秋田市、千葉市、岐阜市、大津市、鳥取市、徳島市及び宮崎市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（83回）
- 弁護士会や経済界等に対する講演会等の開催（29回）
- 一日公正取引委員会の開催（苫小牧市、青森市、宇都宮市、津市、大津市、山口市、松山市及び佐賀市）
- 消費者セミナーの開催（53回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け69回、高校生向け18回、大学生等向け61回）

第 2 部

各 論

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法改正に伴う政令等の整備等

1 独占禁止法施行令等の改正

公正取引委員会が行う審判制度の廃止，排除措置命令等を行う際の処分前手続として実施される意見聴取手続の整備等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第100号。以下「平成25年独占禁止法改正法」という。）は，平成25年12月7日，第185回臨時国会において可決・成立し，同月13日に公布された後，平成27年4月1日に施行された。

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い，「独占禁止法施行令」，「公正取引委員会の審判費用等に関する政令」，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第47条第2項の審査官の指定に関する政令」及び「公正取引委員会事務総局組織令」について，所要の改正を行った（平成27年政令第15号〔平成27年1月21日公布，4月1日施行〕，平成27年政令第82号〔平成27年3月25日公布，4月1日施行〕及び平成27年政令第181号〔平成27年4月10日公布・施行〕）。概要は以下のとおりである。

(1) 独占禁止法施行令

平成25年独占禁止法改正法の施行により審判制度に関係する条文が削除されることに伴い，引用条文の削除及び修正を行った。

(2) 公正取引委員会の審判費用等に関する政令

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い，独占禁止法第75条の参考人及び鑑定人の旅費等について規定した本政令の題名を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令」と改めた。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第47条第2項の審査官の指定に関する政令

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い，審査官に指定する者の要件から，「審判に立ち会う」ために必要な法律及び経済の知識経験に係るものを削除した。

(4) 公正取引委員会事務総局組織令

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い，公正取引委員会事務総局の官房，局及び課の所掌事務の範囲につき所要の改正を行ったほか，当委員会の訟務体制を強化するため，審査局訟務官を新設する改正を行った。

2 公正取引委員会規則の制定等

(1) 「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」の制定

平成25年独占禁止法改正法により整備された排除措置命令等を行う際の処分前手続として実施される意見聴取，公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写に係る手続を定めるため，「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」（平成27年公正取引委員会規則第1号〔平成27年1月21日公布，4月1日施行〕）を制定した。概要は以下のとおりである。

- ア 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法第50条第1項の規定による排除措置命令等を行う前の通知は、事件名等を記載した文書の送達により行うこととした。
- イ 意見聴取の期日・場所について、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法第53条の規定による意見聴取を主宰する職員（以下「指定職員」という。）に対して、その変更を申し出ることができることとした。
- ウ 代理人の資格は、書面で証明しなければならないこととした。
- エ 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法第52条第1項の規定による証拠の閲覧・謄写について、請求手続、日時等の指定、謄写の対象となる証拠の範囲等を規定した。
- オ 指定職員について、指定の時期、指定した場合の指定職員の氏名の通知等を規定した。
- カ 指定職員は、必要があると認めるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、期日において陳述しようとする事項を記載した書面等の提出を求めることができることを規定した。
- キ 指定職員は、意見聴取の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、意見聴取の期日に出頭した者に対し、意見陳述等を制限することができることとした。
- ク 証拠の提出に当たって必要な書面、陳述書に必要な記載事項等を規定した。
- ケ 意見聴取調書及び意見聴取報告書について、記載する事項、作成した場合の通知、閲覧の手続等を規定した。

(2) その他の関係公正取引委員会規則の改正等

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第70条の12第1項に規定する審判手続に関する規則」、「公正取引委員会の審判に関する規則」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第53条第1項に規定する審判手続に関する規則」を廃止するとともに、規定の削除、引用条文の修正等が必要となる「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」、「課徴金の納付の督促状の様式等に関する規則」、「公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」及び「公正取引委員会の審査に関する規則」についての所要の改正を行った。

3 独占禁止法審査手続についての懇談会

平成25年独占禁止法改正法附則第16条において、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」こととされた。

平成25年独占禁止法改正法附則第16条の規定に鑑み、内閣府特命担当大臣の下で「独占禁止法審査手続についての懇談会」（座長：宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授）

が、平成26年2月から開催された。同懇談会は、同年12月に報告書を取りまとめ、内閣府特命担当大臣に提出した（平成26年12月24日公表）。

第2 その他の所管法令等の改正

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の改正

(1) 経緯

「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、独占禁止法第9条に基づく事業に関する報告及び届出制度について、簡素化のための手法を検討し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）を改正した（平成27年3月31日公布、同年4月1日施行）。

(2) 内容

事業報告書又は会社設立届出書の様式について、以下のとおり改正した。

ア 会社名等を記載する子会社及び実質子会社の限定

(ア) 子会社及び実質子会社（注1）のうち、総資産額等が一定の規模に満たない会社については、会社名、総資産額、事業分野、売上額等の記載を不要とした。

(イ) 子会社及び実質子会社のうち、連結子会社以外の会社であり、持分法の適用のない会社については、会社名、総資産額、事業分野、売上額等の記載を不要とした。

（注1）「実質子会社」とは、会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）他の国内の会社をいう。

イ 提出会社グループ（注2）の総資産合計額の計算に含める会社の限定

①提出会社及び子会社の総資産合計額並びに②提出会社、子会社及び実質子会社（金融会社を除く。）の総資産合計額の報告に当たっては、連結子会社以外の会社で持分法の適用のない会社を計算の対象から除いた総資産合計額が一定の基準を満たす場合は、当該総資産合計額をそれぞれ報告することができることとした。

（注2）「会社グループ」とは、会社、子会社及び実質子会社により構成されるグループをいう。

ウ 提出会社の議決権保有比率の記載欄の削除

子会社及び実質子会社それぞれについての提出会社の議決権保有比率（子会社が保有する分を含む。）の記載を不要とした。

エ 記載する事業分野の限定

記載を要する提出会社又は子会社の事業分野を、当該会社にとって売上額が最も多いもののみとした。

オ 市場占拠率（シェア）10%以上である場合の報告

提出会社及び子会社それぞれについての売上額の市場占拠率（シェア）が10%以上である場合（10%以上であると推定される場合も含む。）の報告に当たっては、最近の政府統計を用いて市場占拠率（シェア）を算出することができることを明示

した。

2 所得税法等の一部を改正する法律の制定に伴う消費税転嫁対策特別措置法の改正等

(1) 消費税転嫁対策特別措置法の改正

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、経済再生と財政健全化を両立するための消費税率の引上げの施行日の変更等、所要の措置を一体として講ずる必要があるため、「所得税法等の一部を改正する法律案」が第189回通常国会に提出された。同法律案は、消費税率の引上げの施行日の変更に伴う消費税転嫁対策特別措置法の所要の改正（同法の失効期限の平成29年3月31日から平成30年9月30日への延長等）を含むものであるところ、平成27年3月31日に可決・成立し、同日公布された（平成27年法律第9号。一部の規定を除き、平成27年4月1日施行）。

(2) 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部改正

消費税転嫁対策特別措置法の失効期限が平成29年3月31日から平成30年9月30日に延長されたことを踏まえ、平成27年4月1日より前に公正取引委員会に消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出をした者の事務負担の軽減を図るため、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」について所要の改正を行った（平成27年公正取引委員会規則第6号。平成27年5月29日公布、同日施行）。

(3) 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方の改正

消費税転嫁対策特別措置法の改正に伴い、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年9月10日公表）について所要の改正を行った（平成27年4月1日改正）。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成26年度においては、審査事件のうち必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（第47条）、違反する事実があると認められたときは、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を通知し（平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第49条第5項）、意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与を行い（同法第49条第3項）、提出された意見や証拠を踏まえて、排除措置命令を行っている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打ち切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成26年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの10件及び年度内に新規に着手したもの118件の合計128件であり、このうち年度内に処理した件数は117件であった。117件の内訳は、排除措置命令が10件、警告が1件、注意が102件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが4件となっている（第1－1表参照）。

（注） 公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度			22	23	24	25	26	
審査 件数	前年度からの繰越し		22	23	9	13	10	
	年度内新規着手		143	157	266	137	118	
	合 計		165	180	275	150	128	
処理 件数	措 置	法的	排除措置命令	12	22	20	18	10
			関係人数	109	303	126	210	132
	そ の 他	警 告	3	2	6	1	1	
		注 意	95	138	208	114	102	
		打 切 り	32	9	28	7	4	
		小 計	130	149	242	122	107	
	合 計		142	171	262	140	117	
次年度への繰越し			23	9	13	10	11	
命 令 課 徴 金 納 付	関係人数		152	280	108	176	128	
	(審判開始決定 (注2))		(9)	(3)	(0)	(0)	(0)	
	課徴金の納付を命ずる審決		13	0	5	5	0	
課徴金額 (注3)			720億8706万	442億5784万	250億7644万	302億4283万	171億4303万	
告 発			0	0	1	1	0	

（注1） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注2） （ ）内の数字は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金納付命令に係る審判開始決定を行った関係人数である。

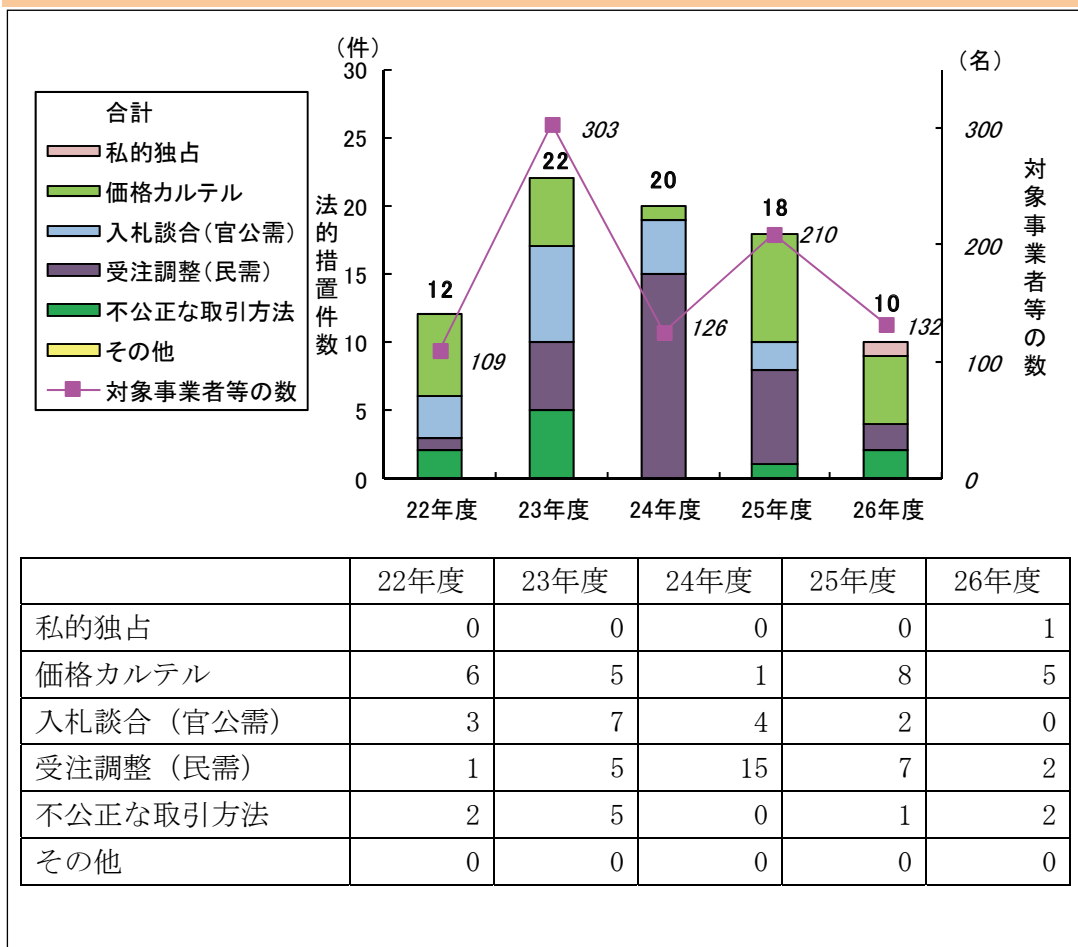
（注3） 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

（注4） 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については当初命令額を記載している。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	22	23	24	25	26
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	2,700	1,772	1,736	1,366	982

第1図 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



平成26年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占2件、価格カルテル26件、入札談合（官公需）1件、受注調整（民需）2件、不公正な取引方法83件、その他3件となっている（第2表参照）。法的措置は10件であり、この内訳は、私的独占1件、価格カルテル5件、受注調整（民需）2件、不公正な取引方法2件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成26年度審査事件（行為類型別）一覧表

内容（注1）		処理別	法的措置	警告	注意	打切り	合計
私的独占			1	0	1	0	2
カルテル	価格カルテル（注2）		5	1	20	0	26
	入札談合（官公需）		0	0	1	0	1
	受注調整（民需）		2	0	0	0	2
	小 計		7	1	21	0	29
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		0	0	17	0	17
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	5	0	5
	取引妨害		1	0	2	1	4
	優越的地位の濫用		1	0	49	2	52
	不当廉売		0	0	4	1	5
	小 計		2	0	77	4	83
そ の 他（注3）			0	0	3	0	3
合 計			10	1	102	4	117

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

第3表 法的措置件数（行為類型別）の推移

内容（注1）		年度	22	23	24	25	26	合計
私的独占			0	0	0	0	1	1
カルテル	価格カルテル（注2）		6	5	1	8	5	25
	入札談合（官公需）		3	7	4	2	0	16
	受注調整（民需）		1	5	15	7	2	30
	小 計		10	17	20	17	7	71
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		0	1	0	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引		1	0	0	0	0	1
	取引妨害		0	1	0	0	1	2
	優越的地位の濫用		1	3	0	1	1	6
	小 計		2	5	0	1	2	10
合 計			12	22	20	18	10	82

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成26年度においては、延べ128名に対し総額171億4303万円の課徴金納付命令を行った（第4表参照）。このうち、違反を繰り返した場合の割増算定率が適用された事業者は1事件における1名であった。また、早期に違反行為をやめた場合の軽減算定率が適用された事業者は1事件における3名であった。

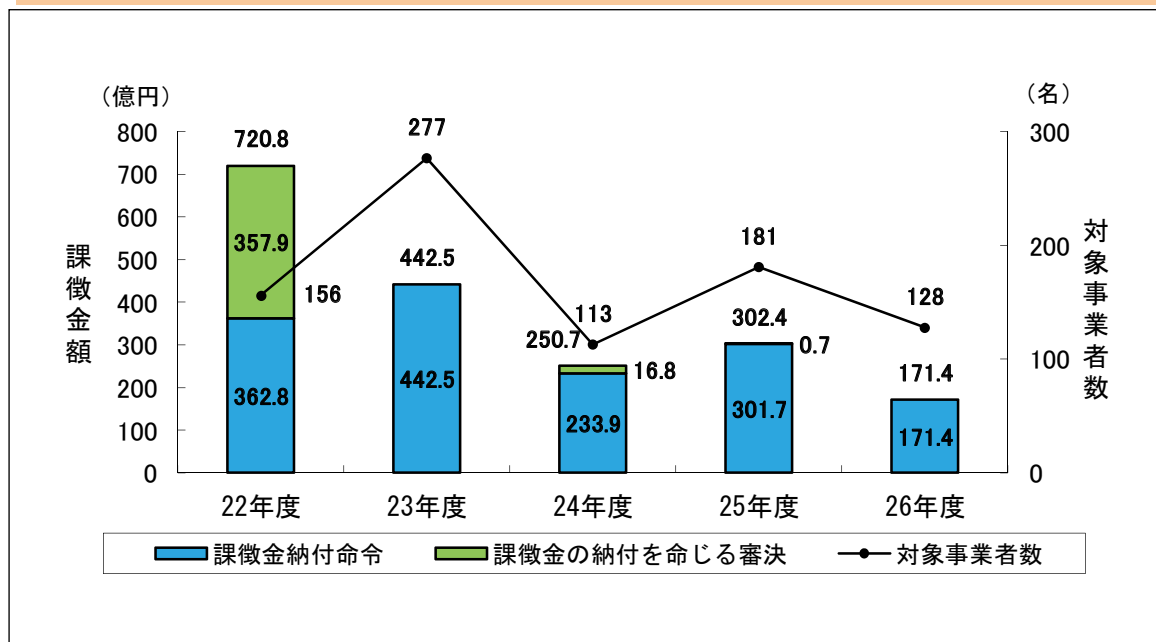
(2) 課徴金減免制度の運用状況

平成26年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は61件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は836件）。

なお、平成26年度においては、4事件10名の課徴金減免申請事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注） 公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際等に、当委員会のウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている。

第2図 課徴金額等の推移



(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

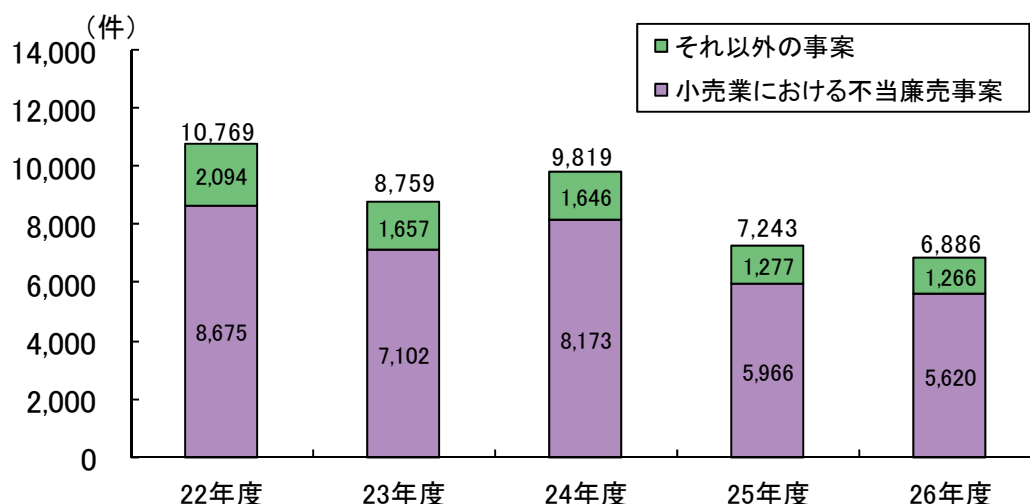
(注2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については、当初命令額を記載している。

3 申告

平成26年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は6,886件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、措置結果を通知することとされており（第45条第3項）、平成26年度においては、5,849件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成26年度においては、同システムを利用した申告が826件あった。

第3図 申告件数の推移



4 事業者団体等への要請・申入れ等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての調査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、事業者団体等に要請や申入れを行っている。平成26年度においては、以下のとおり、要請や申入れを行った。

- (1) 東日本段ボール工業組合に対する申入れ（平成26年6月19日）（事件詳細については後記第2 **2** (1)参照）

東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件において、東日本段ボール工業組合の会合の場を利用して販売価格に係る合意及び情報交換が行われ、会合に出席していた事務局は、価格に関する情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことを踏まえ、同組合に対し、同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。

- (2) 山形県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会の山形県本部に対する要請（平成26年9月11日）（事件詳細については後記第3第6表参照）

山形県庄内地区に所在する農業協同組合による価格カルテル事件（警告事件）において、山形県農業協同組合中央会の求めを受けてカルテルの疑いのある行為が行われたことから、同中央会に対し、会員による独占禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。また、全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていたことから、同本部に対し、独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。

- (3) 福井市農業協同組合及び福井県経済農業協同組合連合会に対する申入れ（平成 27 年 1 月 16 日）（事件詳細については後記第 2 **1** 参照）

福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件において、福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたことから、同組合に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。また、福井県所在の農協が、同県実施の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会が、この行為に関与していたことから、同連合会に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。

- (4) ホクレン農業協同組合連合会に対する申入れ（平成 27 年 1 月 20 日）（事件詳細については後記第 2 **2** (3) 参照）

北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の受注調整事件において、ホクレン農業協同組合連合会の担当者が、特定の工事業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

- (5) 全国農業協同組合連合会に対する申入れ（平成 27 年 3 月 26 日）（事件詳細については後記第 2 **2** (4) 参照）

農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件において、全国農業協同組合連合会の県本部の担当者が、特定の施工業者に対して受注者についての意向を示す等の行為を行い、また、補助金等の助成対象について、原則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

第4表 平成26年度法的措置一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
1	26 (措) 10	ダイレックス㈱ に対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下第4表において「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② i) 閉店の際に実施するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。 ii) 平成23年5月4日に発生したダイレックス店舗の火災に際し、当該火災により滅失又は毀損した商品（以下第4表において「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。	12億7416万	1	第19条 (第2条 第9項第5号)	26.6.5
2	26 (措) 11	東日本地区に 交渉担当部署 を有する需要 者向け段ボール シートの製造 業者に対する 件	段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	31億6229万 (129万～ 6億1056万)	55	第3条後 段	26.6.19
3	26 (措) 12	東日本地区に 交渉担当部署 を有する需要 者向け段ボール ケースの製造 業者に対する 件	段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	81億5280万 (206万～ 22億3485万)	61	第3条後 段	26.6.19
4	26 (措) 13	東日本地区に 交渉担当部署 を有する大口 需要者向け段 ボールケース の製造業者に 対する件	大口需要者向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。	19億7804万 (3億359万～ 10億7044万)	3	第3条後 段	26.6.19
5	26 (措) 14	鋼球の製造業 者に対する件	鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	13億2471万	1	第3条後 段	26.9.9
6	27 (措) 1	網走管内コン クリート製品 協同組合に対 する件	コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。	5859万 (401万～ 1452万)	1	第8条第1 号	27.1.14

第2部 各 論

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
7	27 (措) 2	福井県経済農業協同組合連合会に対する件	穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	-	1	第3条 前段	27. 1. 16
8	27 (措) 3	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対する件	農協等発注の低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1655万 (404万～ 1251万)	2	第3条 後段	27. 1. 20
9	27 (措) 4	岡山県北生コンクリート協同組合に対する件	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。	-	1	第 19 条 (一般指定 第 14 項)	27. 2. 27
10	27 (措) 5	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	穀物乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	11億7589万 (782万～ 4億2083万)	7	第3条 後段	27. 3. 26
合 計				171億4303万	128 (注)		

(注) 課徴金納付命令対象事業者数の合計（延べ数）である。

第5表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	270億3642万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	(注4) 413億4655万円
24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
合計	8,715	3813億2599万円

（注1） 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

（注2） 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超える部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

（注3） 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超える部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

(注4) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

第2 法的措置

平成26年度においては、10件について法的措置を採った。平成26年度に法的措置を採った10件の違反法条をみると、独占禁止法第3条前段（私的独占の禁止）違反1件、同法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反7件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反2件となっている。

法的措置を採った前記10件の概要は次のとおりである。

1 独占禁止法第3条前段違反事件

福井県経済農業協同組合連合会に対する件（平成27年（措）第2号）

排除措置年月日	違反法条
27. 1. 16	独占禁止法第3条前段

(1) 関係人

名 称	代 表 者	所 在 地
福井県経済農業協同組合連合会	香川 哲夫	福井市大手三丁目2番18号

(注1) 以下、「福井県経済農業協同組合連合会」のことを「福井県経済連」と省略する。

(2) 違反行為の概要

ア 福井県経済連は、平成23年9月頃以降、特定共乾施設工事（注2）について、施主代行者（注3）として、工事の円滑な施工、管理料の確実な収受等を図るため、次の(ア)ないし(ウ)の方法等により、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させていた。

(ア) 当該施設の既設業者（注4）を受注予定者と決定する。

(イ) 受注予定者に対し、「ネット価格」と称する受注希望価格を確認し、当該価格を踏まえて、受注予定者の入札すべき価格を決定し、受注予定者に当該価格で入札するように指示する。

(ウ) 受注予定者の入札すべき価格を踏まえて、他の入札参加者の1回目及び2回目の入札すべき価格を決定し、他の入札参加者に当該価格で入札するように指示する。

イ 福井県経済連は、前記アの行為によって、入札参加者の事業活動を支配することにより、公共の利益に反して、特定共乾施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注2) 「特定共乾施設工事」とは、福井県に所在する農業協同組合が施主として、同県が実施する「おいしい福井米生産体制整備事業」（平成24年3月31日以前にあっては「おいしい福井米づくり事業」）と称する補助事業により発注した穀物の乾燥・調製・貯蔵施設（注5）の製造請負工事等（注6）

（当該工事と同時に発注された前記補助事業によらない製造請負工事及び建設工事を含む。）をいう。

なお、福井県に所在する農業協同組合は、全て福井県経済連の会員である。

（注3） 「施主代行業務」とは、施主代行業務（注7）を提供する者をいう。

（注4） 「既設業者」とは、福井県内において現在稼働している穀物の乾燥・調製・貯蔵施設のそれぞれにおいて、当該施設の建設等又は保守点検等の実績を有する者をいう。

（注5） 「穀物の乾燥・調製・貯蔵施設」とは、穀物を乾燥、調製若しくは貯蔵する設備のいずれか又は複数を有する施設をいう。

（注6） 「製造請負工事等」とは、施工業者が、一定の性能等を有する機械、設備、装備等の工場製作、現場での組立て、据付け、調整等を一括して請け負って完成させる製造請負工事並びに当該工事及び建設工事が併せて発注される工事をいう。

（注7） 「施主代行業務」とは、施主が、施行管理能力を有する者に委託する、基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行（当該工事の施工業者決定のための入札等参加者の選定についての助言、入札等の執行の補助等の業務を含む。）、施工管理等の業務をいう。

(3) 排除措置命令の概要

ア 福井県経済連は、次の事項を、経営管理委員会において決議しなければならない。

(ア) 前記(2)アの行為を行っていないことを確認すること。

(イ) 今後、穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の製造請負工事等について、前記(2)アの行為と同様の行為を行わないこと。

イ 福井県経済連は、前記アに基づいて採った措置を、会員の農業協同組合（以下第2章1において「農協」という。）及び特定共乾施設工事の入札参加者等に通知し、かつ、自らの職員に周知徹底しなければならない。

ウ 福井県経済連は、今後、穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の製造請負工事等について、前記(2)アの行為と同様の行為を行ってはならない。

エ 福井県経済連は、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の製造請負工事等の入札等に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自らの職員に対する周知徹底

(イ) 穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の製造請負工事等の入札等に関する独占禁止法の遵守についての、自らの職員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(4) 福井市農業協同組合に対する申入れについて

本件審査の過程において、福井市農業協同組合（以下「JA福井市」という。）は、自らが施主となり、福井県が実施する「おいしい福井米生産体制整備事業」と称する補助事業等により発注した特定共乾施設工事のうち11件の工事について、原則として、指名競争入札の方法により契約を行わなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに当該11件に係る施設の既設業者に発注し、福井県経済連からの協力を得て、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた事実が認められた。

当該事実は、競争入札の制度の趣旨に反するものであり、公正かつ自由な競争を妨げるものであることから、公正取引委員会は、JA福井市に対し、今後、同様の行為を再び行わないよう、工事発注等に係る適正な入札の実施を徹底することを申し入れた。

(5) 福井県経済連に対する申入れについて

本件審査の過程において、次の事実が認められた。

ア 福井県に所在する農協は、同県が実施する「おいしい福井米づくり事業」と称する補助事業により発注した食味分析計（注8）の調達に係る全ての入札について、原則として、指名競争入札の方法により契約を行わなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済連に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた。

イ 福井県経済連は、前記アについて、一部の入札参加予定者に対し、入札書に記載すべき価格等を指示して、入札関係書類を提出させるなど、適正な入札を実施したかのように体裁を整える行為に関与していた。

これらの事実は、競争入札の制度の趣旨に反するものであり、公正かつ自由な競争を妨げるものであることから、公正取引委員会は、福井県経済連に対し、今後、前記イと同様の行為を再び行わないよう申し入れた。

（注8） 「食味分析計」とは、米の主成分である蛋白質、水分、アミロース等の成分の含有率を測定する機器をいう。

(6) 福井県に対する通知について

公正取引委員会は、前記(4)及び(5)に関連して、次の事実について、福井県に対し通知を行った。

ア J A福井市等は、それぞれ施主となり、前記(4)の補助事業等により発注した特定共乾施設工事のうち15件の工事について、原則として、指名競争入札の方法により契約を行わなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに当該15件に係る施設の既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた。

イ 福井県に所在する農協は、前記(5)の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る全ての入札について、原則として、指名競争入札の方法により契約を行わなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済連に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた。

ウ なお、福井県経済連は、前記ア及びイについて、既設業者等に対し、入札書に記載すべき価格等を指示して、入札関係書類を提出させるなど、適正な入札を実施したかのように体裁を整える行為に関与していた。

2 独占禁止法第3条後段違反事件

- (1) 東日本地区（注1）に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件（平成26年（措）第11号・第12号・第13号）

排除措置年月日	違反法条
26. 6. 19	独占禁止法第3条後段

（注1） 「東日本地区」とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県をいう。以下同じ。

ア 関係人

- (7) 特定段ボールシート（注2）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
1	レンゴー(株)	大阪市福島区大開四丁目1番186号	代表取締役 大坪 清	●	○	6億1056万
2	セッツカートン(株)	兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地	代表取締役 丹羽 俊雄	●	○	5億2062万
3	王子コンテナ(株) ※1	東京都中央区銀座五丁目12番8号	代表取締役 鴛海 雅宣	●	○	4億9597万
4	(株)トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	代表取締役 斎藤 英男	●	○	2億4181万
5	ダイナパック(株)	名古屋市中区錦三丁目14番15号	代表取締役 小嶋 厚	●	○	1億9337万
6	日本トーカンパッケージ(株)	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 大出 雅明	●	○	1億8128万
7	(株)フジダン	東京都足立区中央本町四丁目23番19号	代表取締役 坂本兼司郎	○	○	1億2383万
8	常陸森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	9328万
9	大和紙器(株)	大阪府茨木市西河原北町1番5号	代表取締役 土方 利洋	●	○	9014万
10	長野森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	5544万
11	大王パッケージ(株) ※2	東京都千代田区神田須田町二丁目5番地2	代表取締役 阿部 広栄	○	○	5516万
12	(株)三興段ボール	横浜市港北区新羽町1643番地	代表取締役 小川 文夫	○	○	4807万
13	森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	●	○	4529万
14	群馬森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	4123万
15	ムサシ王子コンテナ(株)	埼玉県入間市大字狭山ヶ原11番地7	代表取締役 横溝 誠司	○	○	3954万
16	新潟森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	3079万
17	仙台森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	2623万
18	静岡森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	2448万
19	コーワ(株)	埼玉県八潮市大字柳之宮45番地	代表取締役 高橋 将	○	○	1882万
20	北海道森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	1848万
21	東京コンテナ工業(株)	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号	代表取締役 黒崎 素弘	○	○	1766万
22	合同容器(株)	北海道恵庭市北柏木町三丁目39番	代表取締役 杉崎 儀雄	○	○	1581万
23	マタイ紙工(株)	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	代表取締役 竹中 武司	○	○	1299万
24	関東パック(株)	栃木県下野市下古山144番地の2	代表取締役 石川 信行	○	○	1241万
25	アサヒ紙工(株)	埼玉県鴻巣市箕田4070番地	代表取締役 青木 康史	○	○	1143万

第2部 各 論

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
26	日藤ダンボール(株)	埼玉県桶川市大字坂田860番地の3	代表取締役 木藤 剛	○	○	1080万
27	福野段ボール工業(株)	東京都葛飾区立石二丁目33番13号	代表取締役 福野 晃二	●	○	1078万
28	日通商事(株)	東京都港区海岸一丁目14番22号	代表取締役 澁澤 登	○	○	949万
29	大一コンテナ(株)	静岡県島田市中河1001番地	代表取締役 岡本 良夫	○	○	928万
30	新日本段ボール(株)	東京都足立区竹の塚六丁目16番1号	代表取締役 狩野 能次	○	○	919万
31	大村紙業(株)	神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地	代表取締役 大村日出雄	○	○	917万
32	美鈴紙業(株)	大阪府摂津市三島三丁目2番1号	代表取締役 三木 秀一	○	○	892万
33	イハラ紙器(株)	静岡市清水区長崎310番地	代表取締役 竹中 武司	○	○	865万
34	(株)興栄	横浜市港北区新羽町884番地	代表取締役 濱口 孝司	○	○	864万
35	八木段ボール(株)	埼玉県八潮市大字西袋97番地	代表取締役 八木 博史	○	○	719万
36	協和ダンボール(株)	長野県安曇野市堀金三田3558番地2	代表取締役 高木 良直	○	○	660万
37	甲府紙器(株)	甲府市国玉町831番地	代表取締役 小林 明	○	○	546万
38	コバン(株)	東京都中央区京橋一丁目4番13号	代表取締役 小橋 里嘉	○	○	404万
39	大日本パックス(株)	埼玉県狭山市柏原330番地	代表取締役 岡田 公房	○	○	396万
40	サクラパックス(株)	富山市高木3000番地	代表取締役 橋本 淳	○	○	361万
41	森井紙器工業(株)	新潟県燕市吉田下中野1551番地2	代表取締役 森井 康	○	○	353万
42	(株)甲府大一実業	山梨県中央市布施358番地	代表取締役 石井 均	○	○	346万
43	(株)トーシンパッケージ	埼玉県加須市南篠崎一丁目4番地	代表取締役 近藤 征夫	○	○	340万
44	幸陽紙業(株)	千葉県松戸市松飛台300番地	代表取締役 塙 慶三	○	○	299万
45	遠州紙工業(株)	浜松市南区白羽町50番地	代表取締役 伊藤 洋夫	○	○	298万
46	(株)内藤	山梨県韮崎市円野町上円井3025番地	代表取締役 内藤 久夫	○	○	228万
47	大万紙業(株)	静岡市駿河区聖一色658番地の1	代表取締役 塚本 一孝	○	○	189万
48	新潟紙器工業(株)	新潟県加茂市柳町二丁目2番21号	代表取締役 太田 明	○	○	129万
49	旭紙業(株)	東京都港区高輪四丁目11番32号	代表取締役 小林 裕明	○	○	—
50	吉沢工業(株)	新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地8	代表取締役 吉澤 昭宣	○	○	—

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
51	日本紙工業(株)	愛知県犬山市大字羽黒字北巾2番地の1	代表取締役 高橋 秀治	●	○	—
52	山田ダンボール(株)	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号	代表取締役 中川 孝昭	○	○	—
53	エヌディーケイ・ニシヤマ(株)	新潟県長岡市寿一丁目1番60号	代表取締役 西山 幸一	○	○	—
54	福原紙器(株)	静岡県葵区新聞1089番地の733	代表取締役 福原 弘敏	○	○	—
55	(株)クラウン・パッケージ	愛知県小牧市小針三丁目67番地	代表取締役 佐光 恵蔵	○	○	—
56	静岡王子コンテナ(株)※3	静岡県磐田市豊田800番地		○	—	—
57	大王製紙パッケージ(株)※4	茨城県猿島郡五霞町大字幸主572番地		●	—	—
合計				57社	55社	31億6229万

(注2) 「特定段ボールシート」とは、購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1516：2003」。以下同じ。）のうち、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるものをいう。

(注3) 「違反事業者」欄記載の「●」は、その事業者が平成23年10月17日に開催された東日本段ボール工業組合（以下「東段工」という。）の理事会の下部組織である三木会の会合の場において違反行為を行った者であることを、「○」は、その事業者が平成23年10月17日以降に開催された東段工の支部会等の場において違反行為に参加した者であることを示している。

(注4) 「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注5) 「※1」を付した事業者は、平成24年10月1日、「※3」を付した事業者を吸収合併し、同日、商号を王子チョダコンテナ(株)から現商号に変更している。

(注6) 「※2」を付した事業者は、平成25年4月1日、「※4」を付した事業者ほか3社を吸収合併し、同日、商号を中部大王製紙パッケージ(株)から現商号に変更している。

(イ) 特定段ボールケース（注7）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
1	レンゴー(株)	大阪市福島区大開四丁目1番186号	代表取締役 大坪 清	●	○	22億3485万
2	王子コンテナ(株)※1	東京都中央区銀座五丁目12番8号	代表取締役 鷺海 雅宣	●	○	12億8727万
3	日本トーカンパッケージ(株)	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 大出 雅明	●	○	7億7809万
4	(株)トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	代表取締役 斎藤 英男	●	○	7億6600万
5	セッツカートン(株)	兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地	代表取締役 丹羽 俊雄	●	○	6億3056万
6	大和紙器(株)	大阪府茨木市西河原北町1番5号	代表取締役 土方 利洋	●	○	4億799万

第2部 各 論

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
7	ダイナパック(株)	名古屋市中区錦三丁目14番15号	代表取締役 小嶋 厚	●	○	3億983万
8	森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	●	○	2億976万
9	大王パッケージ(株) ※2	東京都千代田区神田須田町二丁目5番地2	代表取締役 阿部 広栄	○	○	1億5737万
10	長野森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	7257万
11	日通商事(株)	東京都港区海岸一丁目14番22号	代表取締役 澁澤 登	○	○	6884万
12	北海道森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	6640万
13	コーワ(株)	埼玉県八潮市大字柳之宮45番地	代表取締役 高橋 将	○	○	5741万
14	大日本パックス(株)	埼玉県狭山市柏原330番地	代表取締役 岡田 公房	○	○	5415万
15	合同容器(株)	北海道恵庭市北柏木町三丁目39番	代表取締役 杉崎 儀雄	○	○	5144万
16	コバシ(株)	東京都中央区京橋一丁目4番13号	代表取締役 小橋 里嘉	○	○	4555万
17	アサヒ紙工(株)	埼玉県鴻巣市箕田4070番地	代表取締役 青木 康史	○	○	4394万
18	マタイ紙工(株)	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	代表取締役 竹中 武司	○	○	4265万
19	常陸森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	4233万
20	大一コンテナ(株)	静岡県島田市中河1001番地	代表取締役 岡本 良夫	○	○	4188万
21	旭段ボール(株)	東京都大田区大森北五丁目15番23号	代表取締役 村瀬 行弘	○	○	4127万
22	新潟森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	4093万
23	(株)三興段ボール	横浜市港北区新羽町1643番地	代表取締役 小川 文夫	○	○	3727万
24	旭紙業(株)	東京都港区高輪四丁目11番32号	代表取締役 小林 裕明	○	○	3210万
25	森井紙器工業(株)	新潟県燕市吉田下中野1551番地2	代表取締役 森井 康	○	○	3124万
26	静岡森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	3109万
27	(株)甲府大一実業	山梨県中央市布施358番地	代表取締役 石井 均	○	○	3096万
28	幸陽紙業(株)	千葉県松戸市松飛台300番地	代表取締役 塙 慶三	○	○	3071万
29	東京コンテナ工業(株)	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号	代表取締役 黒崎 素弘	○	○	3059万
30	浅野段ボール(株)	愛知県みよし市福谷町蟹畑1番地	代表取締役 大澤 勝弘	○	○	2990万
31	吉沢工業(株)	新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地8	代表取締役 吉澤 昭宣	○	○	2785万

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
32	ムサン王子コンテナ(株)	埼玉県入間市大字狭山ヶ原11番地7	代表取締役 横溝 誠司	○	○	2640万
33	甲府紙器(株)	甲府市国玉町831番地	代表取締役 小林 明	○	○	2472万
34	(株)フジダン	東京都足立区中央本町四丁目23番19号	代表取締役 坂本兼司郎	○	○	2446万
35	群馬森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	2424万
36	サクラパックス(株)	富山市高木3000番地	代表取締役 橋本 淳	○	○	2301万
37	日本紙工業(株)	愛知県犬山市大字羽黒字北巾2番地の1	代表取締役 高橋 秀治	●	○	2169万
38	協和ダンボール(株)	長野県安曇野市堀金三田3558番地2	代表取締役 高木 良直	○	○	2140万
39	大村紙業(株)	神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地	代表取締役 大村日出雄	○	○	2131万
40	仙台森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 丸山 純	○	○	2129万
41	(株)トーシンパッケージ	埼玉県加須市南篠崎一丁目4番地	代表取締役 近藤 征夫	○	○	2032万
42	大万紙業(株)	静岡市駿河区聖一色658番地の1	代表取締役 塚本 一孝	○	○	1990万
43	新日本段ボール(株)	東京都足立区竹の塚六丁目16番1号	代表取締役 狩野 能次	○	○	1867万
44	(株)内藤	山梨県韮崎市円野町上円井3025番地	代表取締役 内藤 久夫	○	○	1590万
45	福野段ボール工業(株)	東京都葛飾区立石二丁目33番13号	代表取締役 福野 晃二	●	○	1479万
46	鎌田段ボール工業(株)	岩手県奥州市水沢区字多賀6番地の5	代表取締役 鎌田 卓也	◎	○	1421万
47	イハラ紙器(株)	静岡市清水区長崎310番地	代表取締役 竹中 武司	○	○	1276万
48	新潟紙器工業(株)	新潟県加茂市柳町二丁目2番21号	代表取締役 太田 明	○	○	1075万
49	エヌディーケイ・ニシヤマ(株)	新潟県長岡市寿一丁目1番60号	代表取締役 西山 幸一	○	○	1051万
50	美鈴紙業(株)	大阪府摂津市三島三丁目2番1号	代表取締役 三木 秀一	○	○	961万
51	福原紙器(株)	静岡市葵区新聞1089番地の733	代表取締役 福原 弘敏	○	○	957万
52	山田ダンボール(株)	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号	代表取締役 中川 孝昭	○	○	908万
53	(株)興栄	横浜市港北区新羽町884番地	代表取締役 濱口 孝司	○	○	841万
54	関東パック(株)	栃木県下野市下古山144番地の2	代表取締役 石川 信行	○	○	713万
55	遠州紙工業(株)	浜松市南区白羽町50番地	代表取締役 伊藤 洋夫	○	○	644万
56	八木段ボール(株)	埼玉県八潮市大字西袋97番地	代表取締役 八木 博史	○	○	640万

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
57	興亜紙業(株)	東京都北区赤羽北一丁目16番3号	代表取締役 平岡 利章	●	○	580万
58	(有)市川紙器製作所	甲府市青葉町11番14号	代表取締役 市川 忠明	○	○	465万
59	(株)クラウン・パッケージ	愛知県小牧市小針三丁目67番地	代表取締役 佐光 恵藏	○	○	453万
60	三五紙業(株)	川崎市幸区遠藤町55番地	代表取締役 山下 秀男	○	○	206万
61	日藤ダンボール(株)	埼玉県桶川市大字坂田860番地の3	代表取締役 木藤 剛	○	○	—
62	静岡王子コンテナ(株)※3	静岡県磐田市豊田800番地		○	—	—
63	大王製紙パッケージ(株)※4	茨城県猿島郡五霞町大字幸主572番地		●	—	—
合計				63社	61社	81億5280万

(注7) 「特定段ボールケース」とは、購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールで作った箱のうち、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるものをいう。

(注8) 「違反事業者」欄記載の「●」は、その事業者が平成23年10月17日に開催された三木会の会合の場において違反行為を行った者であることを、「○」は、その事業者が平成23年10月17日以降に開催された東段工の支部会等の場において違反行為に参加した者であることを、「◎」は、その事業者が遅くとも三木会の会合が開催された平成23年11月17日までに違反行為に参加した者であることを示している。

(注9) 「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注10) 「※1」を付した事業者は、平成24年10月1日、「※3」を付した事業者を吸収合併し、同日、商号を王子チヨダコンテナ(株)から現商号に変更している。

(注11) 「※2」を付した事業者は、平成25年4月1日、「※4」を付した事業者ほか3社を吸収合併し、同日、商号を中部大王製紙パッケージ(株)から現商号に変更している。

(ウ) 特定ユーザー向け段ボールケース（注12）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金額 (円)
1	レンゴー(株)	大阪市福島区大開四丁目1番186号	大坪 清	○	○	10億7044万
2	(株)トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	斎藤 英男	○	○	6億401万
3	日本トーカンパッケージ(株)	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	大出 雅明	○	○	3億359万
4	王子コンテナ(株)※	東京都中央区銀座五丁目12番8号	鴛海 雅宣	○	—	—
5	森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	丸山 純	○	—	—
合計				5社	3社	19億7804万

(注12) 「特定ユーザー向け段ボールケース」とは、交渉窓口の事業者との間で決められた販売価格等の取引条件に基づき、特定の大口需要者に販売される外装用段ボールで作った箱をいう。

(注13) 「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを、同欄記載の「一」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注14) 「※」を付した事業者は、平成24年10月1日、商号を王子チョダコンテナー(株)から現商号に変更している。

(注15) 以下、違反事業者の事業者名については、「(株)」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

(7) 特定段ボールシート

- a 前記ア(7)の表の「違反事業者」欄に「●」を付した11社は、平成23年10月17日に開催された、東段工の理事会の下部組織である三木会の会合の場を利用して、各社同様の引上げ方針を表明するなどして、特定段ボールシートの販売価格を現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上引き上げる旨合意した。
- b 前記ア(7)の表の「違反事業者」欄に「○」を付した46社は、平成23年10月17日以降に開催された東段工の支部会等の場において、自ら又は営業部門における各業務を委託している子会社を通じて、三木会の会合に出席した東段工の支部長等から又は本部役員会社（注16）の支部の管轄地区における営業責任者等から、前記aの合意と同内容の引上げ方針を伝達され、同方針に沿って特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を表明するなどし、それぞれ、前記aの合意に参加した。
- c 前記ア(7)の表記載の57社は、前記aの合意により、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注16) 「本部役員会社」とは、レンゴー、セッツカートン、王子コンテナー、トーモク、ダイナパック、日本トーカンパッケージ、大和紙器、森紙業、福野段ボール工業及び大王製紙パッケージの10社をいう。

(4) 特定段ボールケース

- a 前記ア(4)の表の「違反事業者」欄に「●」を付した12社は、平成23年10月17日に開催された三木会の会合の場を利用して、各社同様の引上げ方針を表明するなどして、特定段ボールケースの販売価格を現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げる旨合意した。
- b 前記ア(4)の表の「違反事業者」欄に「○」を付した50社は、平成23年10月17日以降に開催された東段工の支部会等の場において、自ら又は営業部門における各業務を委託している子会社を通じて、三木会の会合に出席した東段工の支部長等から又は本部役員会社の支部の管轄地区における営業責任者等から、前記aの合意と同内容の引上げ方針を伝達され、同方針に沿って特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を表明するなどし、それぞれ、前記aの合意に参加した。
- c 前記ア(4)の表の「違反事業者」欄に「◎」を付した1社は、遅くとも三木会の会合が開催された平成23年11月17日までに、前記aの合意に参加した。
- d 前記ア(4)の表記載の63社は、前記aの合意により、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(5) 特定ユーザー向け段ボールケース

- a 前記ア(ウ)の表記載の5社は、平成23年10月17日に開催された各社の営業本部長級の者らによる会合である5社会において、
 - (a) 特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を、共同して引き上げていくこと
 - (b) 特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げの実施方法については、交渉窓口会社ごとに開催する会合等において話し合うこととし、平成23年10月31日に開催された5社会において、話し合いを行う対象とする交渉窓口会社を確定したことにより、遅くとも、同日までに特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨合意した。
- b 5社は、前記aの合意により、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 前記イの違反行為ごとに、次の措置を講じることを命じた。
 - a 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。
 - (a) 前記イの各合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定段ボールシート若しくは特定段ボールケースの販売価格又は特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格若しくは加工賃を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決めること。
 - (c) 今後、相互に、又は他の事業者と、特定段ボールシート若しくは特定段ボールケースの販売価格又は特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格若しくは加工賃の改定に関して情報交換を行わないこと。
 - b 名宛人は、それぞれ、前記aに基づいて採った措置について、
 - (a) 自社を除く名宛人に対する通知（前記イ(ウ)に係る名宛人については、自社を除く違反事業者に対する通知）
 - (b) 自社の特定段ボールシート、特定段ボールケース又は特定ユーザー向け段ボールケースの需要者及び取引先である商社等に対する通知
 - (c) 自社の従業員に対する周知徹底をしなければならない。
 - c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定段ボールシート若しくは特定段ボールケースの販売価格又は特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格若しくは加工賃を決定してはならない。
 - d 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、特定段ボールシート若しくは特定段ボールケースの販売価格又は特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格若しくは加工賃の改定に関して情報交換を行ってはならない。
- (イ) 前記イ(ウ)に係る名宛人に対しては、前記(ア)に加え、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じることを命じた（注17）。
 - a 自社の従業員に対する、自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底

- b 特定ユーザー向け段ボールケースの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、特定ユーザー向け段ボールケースの営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- c 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定
- d 独占禁止法違反行為に係る通報又は調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成又は改定

(注17) 名宛人のうち、トーモク及び日本トーカンパッケージについては、a、b及びdの事項を行うために必要な措置を講ずることを命じた。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成26年9月22日までに、それぞれ前記ア(7)の表ないし前記ア(ウ)の表の「課徴金額」欄記載の額（総額132億9313万円）を支払わなければならない。

オ 東段工に対する申入れについて

公正取引委員会は、東段工に対し、次の事実等を踏まえ、今後、東段工の会合の場合、前記イ(7)及び(イ)に記載の違反行為と同様の行為が行われないう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。

- (7) 前記イ(7)及び(イ)の合意、並びに、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格の引上げの交渉状況に関する情報交換は、東段工の会合の場を利用して行われていた。
- (イ) 三木会の会合に出席していた東段工事務局は、同会合の場において、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの価格に関する情報交換が行われていたことを承知していたにもかかわらず、これらの行為を取りやめさせるための措置を何ら講じなかった。

(2)鋼球（注1）の製造業者に対する件（平成26年（措）第14号）

排除措置年月日	違反法条
26.9.9	独占禁止法第3条後段

(注1) 「鋼球」とは、鋼材を原材料とする玉（遊技球を除く。）をいう。

ア 関係人

番号	違反事業者（注4）	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（円）
1	(株)ツバキ・ナカシマ	奈良県葛城市尺土19番地	代表執行役 山田 賢司	○	13億2471万
2	(株)天辻鋼球製作所	大阪府門真市上野口町1番1号	代表取締役 杉本 美則	—	—

(注2) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならないことを示している。

(注4) 以下、違反事業者の事業者名については、「(株)」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

- (ア) ツバキ・ナカシマ及び天辻鋼球製作所の2社（以下第2 **2** (2)において「2社」という。）は、遅くとも平成22年10月7日以降、鋼球の販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため、共同して販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に
- a 鋼材の仕入価格の変動状況について情報交換を行い、鋼球の販売価格の改定方針を決定した上、需要者等に提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定する
- b 主要な需要者等からのコストダウン要請の状況について情報交換を行い、当該需要者等に提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定するなどしていた。
- (イ) 2社は、前記(ア)の合意により、公共の利益に反して、我が国における鋼球の販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) ツバキ・ナカシマは、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
- a 前記イ(ア)の合意が消滅していることを確認すること。
- b 今後、他の事業者と共同して、鋼球の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
- c 今後、他の事業者と、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況又は鋼球の販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- (イ) ツバキ・ナカシマは、前記(ア)に基づいて採った措置を、天辻鋼球製作所に通知するとともに、自社の鋼球の需要者及び自社の鋼球の取引先である販売代理店等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) ツバキ・ナカシマは、今後、他の事業者と共同して、鋼球の販売価格を決定してはならない。
- (エ) ツバキ・ナカシマは、今後、他の事業者と、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況又は鋼球の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- (オ) ツバキ・ナカシマは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- a 自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底
- b 鋼球の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、鋼球の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

ツバキ・ナカシマは、平成26年12月10日までに、13億2471万円を支払わなければならない。

- (3) 北海道に所在する農業協同組合等（注1）が発注する低温空調設備工事（注2）の工事業者に対する件（平成27年（措）第3号）

排除措置年月日	違反法条
27.1.20	独占禁止法第3条後段

(注1) 「北海道に所在する農業協同組合等」(以下第2 **2** (3)において「農協等」という。)とは、北海道に所在する農業協同組合又は農業協同組合連合会(ホクレン農業協同組合連合会〔以下「ホクレン」という。〕を除く。)をいう。

(注2) 「低温空調設備工事」とは、農産物を貯蔵又は予冷する施設において、農産物の品質を維持することを目的として、当該施設内の温度又は湿度を調節するために設置される、冷凍機又は冷却器を用いた空調設備の建設工事(当該空調設備に附帯する工事を含む。)をいう。

ア 関係人

番号	違反事業者(注5)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額(円)
1	ナラサキ産業(株)	札幌市中央区北一条西七丁目1番地	代表取締役 中村 克久	○	1251万
2	(株)北海道日立	札幌市中央区北三条東十一丁目20番地	代表取締役 高倉 哲雄	○	404万
3	三菱電機冷熱プラント(株)	東京都品川区南大井三丁目14番9号	代表取締役 伊藤 健司	—	—
合計					1655万

(注3) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注4) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならないことを示している。

(注5) 以下、違反事業者の事業者名については、「(株)」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

ナラサキ産業及び北海道日立(以下第2 **2** (3)において「2社」という。)並びに三菱電機冷熱プラントの3社は、遅くとも平成21年4月8日以降、共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事(注6)について、受注価格の低落防止等を図るため

(ア) a 受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(イ) a 受注を希望する者(以下「受注希望者」という。)が1社のときは、その者を受注予定者とする

b 受注希望者が複数社のときは、施主である農協等が過去に発注した低温空調設備工事の受注実績、ホクレンの担当者が当該農協等の希望等を踏まえて示した意向等を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

c 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格(以下「入札価格等」という。)は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格等以上の入札価格等を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、農協等発注の特定低温空調設備工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「農協等発注の特定低温空調設備工事」とは、農協等が、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせ(以下「競争入札等」という。)の方法により発注する低温

空調設備工事をいう。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 2社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。
 - b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- (イ) 2社は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、農協等及びホクレンに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ロ) 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定してはならない。
- (ハ) 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - a 自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底（北海道日立にあっては当該行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底）
 - b 農協等発注の特定低温空調設備工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

2社は、平成27年4月21日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額1655万円）を支払わなければならない。

オ ホクレンに対する申入れ等について

- (ア) 本件審査の過程において認められた事実
 - a ホクレンは、農協等発注の特定低温空調設備工事の大部分について、農協等から施主代行業務（注7）を受託していた。
 - b 農協等が発注する低温空調設備工事のうち一部の工事については、農林水産省又は北海道から、交付金が交付されていた。
 - c ホクレンの担当者は、ホクレンが施主代行業務を受託した農協等発注の特定低温空調設備工事の競争入札等において、特定の工事業者に対し、当該農協等の希望等を踏まえ、受注予定者についての意向を示すことがあった。また、ホクレンの担当者は、農協等発注の特定低温空調設備工事の競争入札等の実施に当たり、特定の工事業者に対し、当該工事の契約締結の目安となる予算額を教示することもあった。

（注7） 「施主代行業務」とは、施主が、施行管理能力を有する者に委託する、基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行（入札等の実務、工事の施工業者の選定の補助等の業務を含む。）、施工管理等の業務をいう。

(イ) 申入れの概要

前記(ア) c の行為は、前記イの違反行為を誘発し、助長していたものと認められることから、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、ホクレンに対

し、前記(ア) c と同様の行為が再び行われることがないように適切な措置を講ずることを申し入れた。

(ウ) 候補選考について

ホクレンは、農協等から施主代行業務を受託した者として、交付金の交付決定後に入札を行った場合には農協等が設定した期日までに工事を完了させることが困難と見込まれるものについて、農協等に対し、交付金の交付決定前に低温空調設備工事が施工される施設の建築設計の協力業者を選定する名目の候補選考と称する競争入札等により、当該工事の受注者を選定し、その場合には、改めて競争入札等を実施せずにこれを実施した体裁を整えることを提案するとともに、その実務を担当していた。

このため、公正取引委員会は、ホクレンに対し、入札手続の透明性を確保するための措置を講ずるべきである旨を伝えた。

(4) 農業協同組合等（注1）が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設（注2）及び精米施設（注3）の製造請負工事等（注4）の施工業者に対する件（平成27年（措）第5号）

排除措置年月日	違反法条
27. 3. 26	独占禁止法第3条後段

（注1）「農業協同組合等」（以下第2 2 (4)において「農協等」という。）とは、農業協同組合、地方公共団体、農事組合法人、営利法人、任意組合及び全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）をいう。

（注2）「穀物の乾燥・調製・貯蔵施設」とは、穀物を乾燥、調製若しくは貯蔵する設備のいずれか又は複数を有する施設をいう。

（注3）「精米施設」とは、玄米の糠層^{ぬか}を除去して白米に加工する施設をいう。

（注4）「製造請負工事等」とは、施工業者が、一定の性能等を有する機械、設備、装備等の工場製作、現場での組立て、据付け、調整等を一括して請け負って完成させる製造請負工事並びに当該工事及び建設工事が併せて発注される工事をいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名（注8）	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（円）
1	(株)サタケ	東京都千代田区外神田四丁目7番2号	代表取締役 佐竹 利子	○	4億2083万
2	井関農機(株)	松山市馬木町700番地	代表取締役 木村 典之	○	3億580万
3	ヤンマーグリーンシステム(株)	大阪市北区鶴野町1番9号	代表取締役 森山 弘寿	○	2億7750万
4	(株)クボタ※	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	代表取締役 木股 昌俊	—	1億608万
5	クボタアグリサービス(株)	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号	代表取締役 石橋 善光	○	3650万
6	(株)山本製作所	山形県天童市本町一丁目5番32号	代表取締役 山本 丈実	○	2136万
7	静岡製機(株)	静岡県袋井市山名町4番地の1	代表取締役 鈴木直二郎	○	782万

番号	違反事業者名（注8）	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（円）
8	日本車輛製造(株)	名古屋市熱田区三本松町1番1号	代表取締役 中川 彰	—	—
合計					11億7589万

（注5） 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

（注6） 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

（注7） 表中の「※」を付した事業者は、平成24年9月1日付けで、クボタアグリサービス(株)に対し、農協等が、北海道の区域を除く全国において、競争入札等の方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工を含む農業用施設に関する事業を譲渡し、同日以降、同事業を営んでいない。

（注8） 以下、違反事業者の事業者名については、「(株)」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

前記アの表記載の8社（以下「8社」という。）は、遅くとも平成22年6月30日以降（クボタアグリサービスにあっては平成24年8月1日以降）、特定農業施設工事（注9）について、受注価格の低落防止等を図るため

(ア) a 受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する
旨の合意の下に

(イ) a 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする

b 受注希望者が複数社のときは、当該工事それぞれについて、対象となる穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の建設等又は保守点検等の実績、施主である農協等への営業活動の実績等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

c 受注予定者が提示する入札価格等は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格等以上の入札価格等を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定農業施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注9） 「特定農業施設工事」とは、農協等が、北海道の区域を除く全国において、競争入札等の方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等から福井県経済連が施主代行業務（注10）を提供する工事を除いたものをいう。

（注10） 「施主代行業務」とは、施主が、施行管理能力を有する者に委託する、基本設計の作成、実施設設計書の作成又は検討、工事の施行（当該工事の施工業者決定のための入札等参加業者の選定についての助言、入札等の執行の補助等の業務を含む。）、施工管理等の業務をいう。

ウ 排除措置命令の概要

(ア) 8社のうち、名宛人は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、農協等が、北海道の区

域を除く全国において、競争入札等の方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人に通知するとともに、前記(7) b 記載の工事の施主である農協等に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(7) b 記載の工事について、受注予定者を決定してはならない。
- (エ) 名宛人は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - a 自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定及び自社の従業員に対する周知徹底（サタケ及びクボタアグリサービスにあっては当該行動指針の自社の従業員に対する周知徹底）
 - b 前記(7) b 記載の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成27年6月29日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額11億7589万円）を支払わなければならない。

オ 全農に対する申入れについて

- (ア) 本件審査の過程において認められた事実
 - a 全農の県本部の担当者は、全農が県本部において施主代行業務を受託した特定農業施設工事の競争入札等の実施に当たり
 - (a) 施主である農協等の希望等を踏まえ、競争入札等の前に特定の施工業者に対し、受注者に関する意向を示すことがあった。
 - (b) 競争入札等の前に特定の施工業者に対し、非公表情報である予定価格等に関する情報を教示することがあった。
 - b 全農が県本部において施主代行業務を受託した穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等のうち、補助金等の助成対象となるものについては、受注者を選定するに当たり、原則として、競争入札等を実施しなければならないところ、全農の県本部の担当者は、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるため、施工業者に対し、入札書等に記載すべき入札価格等を指示して、競争入札等の関係書類を提出させるなどの行為を行うことがあった。
- (イ) 申入れの概要

前記(7) a の行為は、前記イの違反行為を誘発し、又は助長していたものと認められる。また、前記(7) b の行為は、競争入札等の制度の趣旨に反するものであり、公正かつ自由な競争を妨げるものである。

よって、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、全農に対し、前記(7)と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

3 独占禁止法第8条違反事件

網走管内コンクリート製品協同組合に対する件（平成27年（措）第1号）

排除措置年月日	違反法条
27.1.14	独占禁止法第8条第1号

(1) 違反行為者（課徴金納付命令の対象事業者及び課徴金額は、別表のとおり）

名 称	所在地	代表者	課徴金額 (円)
網走管内コンクリート製品協同組合	北海道北見市 小泉426番地	代表理事 渡辺 博行	5859万 (課徴金納付命令対象事業者6社の総額)

(注1) 以下、「網走管内コンクリート製品協同組合」のことを「網走協組」と省略する。

(別表)

番号	課徴金納付命令対象事業者名	本店の所在地	代表者	課徴金額 (円)
1	會澤高圧コンクリート(株)	北海道日高郡新ひだか町静内 中野町一丁目13番8号	代表取締役 會澤 祥弘	1452万
2	(株)横山土建	北海道網走郡美幌町字稲美 212番地	代表取締役 横山 直樹	1215万
3	(株)旭ダンケ	北海道旭川市東鷹栖東三条四 丁目2163番地	代表取締役 山下 裕久	1121万
4	太平洋建設工業(株)	北海道釧路市末広町六丁目1 番地	代表取締役 高木 明	1059万
5	(株)渡辺組	北海道紋別郡湧別町中湧別南 町929番地の1	代表取締役 渡辺 博行	611万
6	坂井コンクリート工業(株)	北海道北見市川沿町124番地 の4	代表取締役 坂井 幸司	401万
合 計				5859万

(2) 網走協組に対する独占禁止法の適用について

網走協組は、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合であるものの、後記(3)アの決定は、網走協組の実施する販売について定めたものではなく、組合員及び賛助会員（以下「組合員等」という。）の需要者に対する特定コンクリート二次製品（注2）の販売について取引の相手方及び対価を制限することを定めたものであって、網走協組の当該行為は、独占禁止法第22条に規定する「組合の行為」に該当せず、独占禁止法の適用を受けるものである。

(注2) 「特定コンクリート二次製品」とは、オホーツク地区（北海道オホーツク総合振興局の所管区域である北海道北見市、同網走市、同紋別市、同網走郡大空町、同郡美幌町及び同郡津別町、同斜里郡斜里町、同郡清里町及び同郡小清水町、同常呂郡訓子府町、同郡置戸町及び同郡佐呂間町並びに同紋別郡遠軽町、同郡湧別町、同郡滝上町、同郡興部町、同郡雄武町及び同郡西興部村をいう。以下同じ。）において販売されるコンクリート二次製品（工場又は工事現場内の製造設備において、生コンクリートを型枠に流し込み、あらかじめ、成型、硬化させて製品化したものであって、道路、農業用排水路等向けのものをいう。以下同じ。）のうち、バンカーサイロ、橋桁、ボックスカルバート（道路土エールカルバート工指針、月刊建設物価及び月刊積算資料に記載されていない規格のものに限る。）、護岸用コンクリート及び組合員又は賛助会員の各社独自の製品を除くものをいう。

(3) 違反行為の概要

ア 網走協組は

- (7) 平成24年6月5日に開催した臨時総会において、オホーツク地区におけるコンクリート二次製品の市況回復を図るため、共同受注事業と称して、あらかじめ、需要者ごとに見積価格を提示し契約すべき者（以下「契約予定者」という。）として組合員のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格（注3）からの値引き率を10パーセント以内とすることを決定し、その実施に当たっては、対象とする品目及び需要者ごとに契約予定者として割り当てる組合員を事前に運営委員会において決定することとした。
- (イ) 前記(7)を踏まえ、平成24年6月8日に開催した運営委員会において、前記(7)の品目について、コンクリート二次製品から一部の組合員のみが製造販売しているものなどを除いて、特定コンクリート二次製品とすることを決定した。また、同月27日に開催した運営委員会において、需要者ごとに契約予定者として割り当てる組合員を記載した一覧表を定め、同年7月1日から前記(7)の決定を実施することを決定した。
- (ロ) オホーツク地区においてコンクリート二次製品の製造販売を行っている非組合員3社（以下「3社」という。）に対し、前記(7)及び(イ)の決定を組合員とともに実施するよう協力を求め、これに3社が応じたことから、平成24年10月5日に開催した理事会において、3社を組合員に準じる者として賛助会員とすることを決定した。
- イ 網走協組は、組合員等を構成事業者とする事業者団体であり、独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体に該当するところ、特定コンクリート二次製品について、前記アの決定により、特定コンクリート二次製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注3）「設計価格」とは、国土交通省北海道開発局、北海道等が予定価格の積算に用いるものとして公表しているコンクリート二次製品の単価をいう。

(4) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成27年4月15日までに、それぞれ前記(1)の別表の「課徴金額」欄記載の額（総額5859万円）を支払わなければならない。

4 独占禁止法第19条違反事件

(1) ダイレックス(株)に対する件（平成26年（措）第10号）

排除措置年月日	違反法条
26.6.5	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注1））

（注1）平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法の第14項。

ア 関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要	課徴金額（円）
ダイレックス(株)	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	代表取締役 大嶋 秀昭	食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の小売業	12億7416万

(注2) 以下、「ダイレックス㈱」のことを「ダイレックス」と省略する。

イ 違反行為の概要

ダイレックスは、遅くとも平成21年6月28日以降、自社と継続的な取引関係にある納入業者（注3）のうち取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対して、正常な商慣習に照らして不当に、次の行為を行っていた。

(7) 新規開店又は改装開店（注4）に際し、特定納入業者である78名に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、ダイレックスの仕入担当者（注5）が定めた棚割り（当該商品を陳列する場所及び方法をいう。）に基づく当該商品の陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。

(イ) a 閉店（改装開店を実施するための閉店を含む。）の際に実施するセール（以下「閉店セール」という。）に際し、特定納入業者のうち66名に対し、閉店セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。

b 平成23年5月4日に発生したダイレックス朝倉店の火災に際し、当該火災により滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者のうち48社に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。

（注3） 「納入業者」とは、ダイレックスが自ら販売する商品を、ダイレックスに直接販売して納入する事業者をいう。

（注4） 「新規開店」とは、ダイレックスが、新たに店舗を設置（既存の店舗を閉鎖して同所で建て替えること及び同所以外の場所に店舗を移転することを含む。）して、当該店舗の営業を開始することをいい、「改装開店」とは、ダイレックスが、自社の既存の店舗について、一時的に営業を取りやめて、売場の移動、売場面積の拡張、設備の改修その他の改装を実施した上で、当該店舗の営業を再開することをいう。

（注5） 「仕入担当者」とは、ダイレックスの店舗で販売する商品及びその販売方針を決定し、納入業者との間で商品の取引条件等を交渉する業務を行うダイレックスの商品部に所属する従業員をいう。

ウ 排除措置命令の概要

(7) ダイレックスは、前記イの行為を取りやめていることを確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わないことを、取締役会において決議しなければならない。

- (イ) ダイレックスは、前記(ア)に基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) ダイレックスは、今後、前記イの行為と同様の行為を行ってはならない。
- (エ) ダイレックスは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- a 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定
 - b 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

ダイレックスは、平成26年9月8日までに、12億7416万円を支払わなければならない。

(2) 岡山県北生コンクリート協同組合に対する件（平成27年（措）第4号）

排除措置年月日	違反法条
27.2.27	独占禁止法第19条（一般指定第14項）

ア 関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要	組合員
岡山県北生コンクリート協同組合	岡山県津山市高野山西2042番地の1	代表理事 佐々木 良治	生コンクリート（注1）の共同販売等	組合の地区（注2）に生コンクリート製造工場を有する事業者

（注1） 以下、「生コンクリート」のことを「生コン」と省略する。

（注2） 岡山県津山市、美作市、赤磐市（旧赤磐郡吉井町に限る。）、苫田郡、久米郡、勝田郡及び英田郡の区域を指す。

（注3） 以下、「岡山県北生コンクリート協同組合」のことを「岡山県北生コン協組」と省略する。

イ 違反行為の概要

岡山県北生コン協組は、取引先が生コンを非組合員（注4）から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売（注5）とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。

（注4） 岡山県北生コン協組が生コンの共同販売事業を行う地域（組合の地区から赤磐市及び久米郡旧旭町を除いた地域）に生コン製造工場を有する非組合員をいう。

（注5） 岡山県北生コン協組は、生コンの共同販売事業に用いる価格表の掲載価格から2,000円の値引きをした額で販売することを通常としているところ、「定価販売」とは、当該掲載価格から値引きをせずに販売することをいう。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 岡山県北生コン協組は、次の事項を理事会において決議しなければならない。
- a 前記イの決定を破棄するとともに、取引先に対する告知を撤回すること。
 - b 今後、取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とすることにより取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている行為と同様の行為を行わないこと。
- (イ) 岡山県北生コン協組は、前記(ア)に基づいて採った措置を組合員及び取引先に通知

しなければならない。

- (ウ) 岡山県北生コン協組は、今後、取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とすることにより取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている行為と同様の行為を行ってはならない。

第3 警告

平成26年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第6表 平成26年度警告事件一覧表

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
1	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件	山形県の庄内地区に所在する5農協が、主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の間で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとし、主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	第3条後段	26. 9. 11

第4 告発

私的独占、カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成26年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。

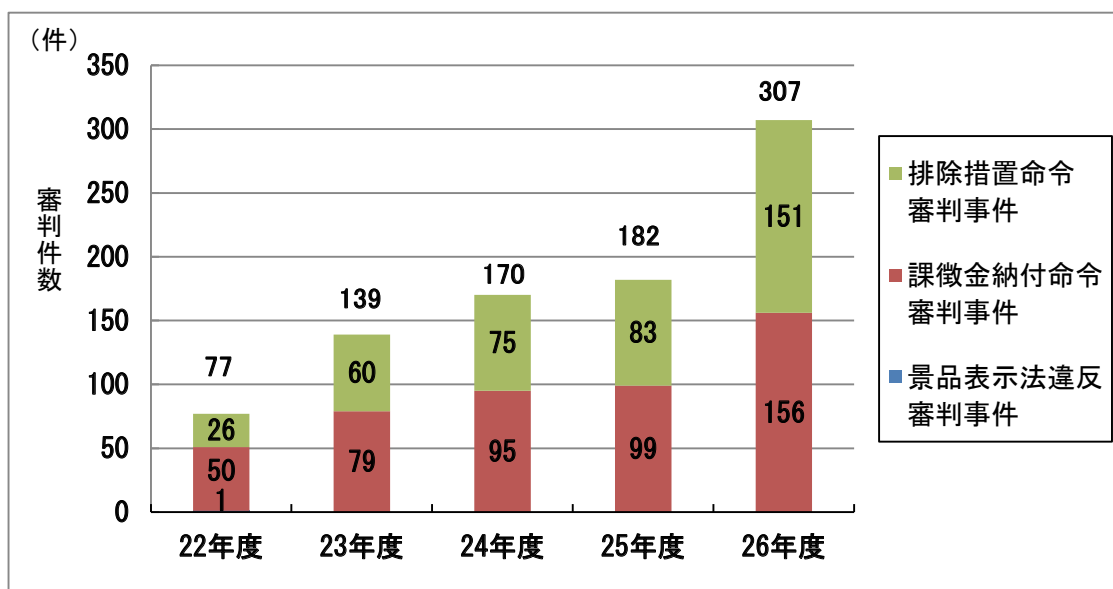
第3章 審判

第1 概説

平成26年度における審判件数は、前年度から繰り越されたもの165件、平成26年度中に審判手続を開始したもの142件の合計307件（排除措置命令に係るものが151件、課徴金納付命令に係るものが156件）であった。これらのうち、平成26年度中に平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法（以下、特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を33件（排除措置命令に係る審決15件、課徴金納付命令に係る審決18件）行った。この結果、平成26年度末における審判件数（平成27年度に繰り越すもの）は275件となった。

なお、課徴金納付命令に係る審決のうち1件は、公正取引委員会がエア・ウォーター㈱に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判件数（前年度から繰り越されたもの等）には算入していない。

図 審判件数の推移



（注1） 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

（注2） 「排除措置命令審判事件」には、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件（課徴金納付命令に係るものを除く。）を含む。

表 平成26年度末における係属中の審判事件一覧

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (27.3.31現 在)
1 ～ 4	21 (判) 6 ～ 9	積水化学工業 (株)ほか1名	塩化ビニル管及び塩化ビニル管 継手について、共同して出荷価格 を引き上げる旨合意していた。 (21 (判) 6及び7につき排除措置 命令審判事件, 21 (判) 8及び9に つき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	21. 5. 13	27回開催
5	22 (判) 1	クアルコム・ インコーポレ イテッド	クアルコム・インコーポレイ テッド等が保有し又は保有するこ ととなるCDMA携帯無線通信に 係る知的財産権について、国内端 末等製造販売業者等に対してその 実施権等を一括して許諾する契約 を締結するに当たり、国内端末等 製造販売業者等が保有し又は保有 することとなる知的財産権につい て実施権等を無償で許諾すること を余儀なくさせ、かつ、国内端末 等製造販売業者等が保有し又は保 有することとなる知的財産権に基 づく権利主張を行わない旨を約す ることを余儀なくさせていた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (一般指定 第12項 (注1))	22. 1. 5	25回開催
6 ～ 9	22 (判) 2 ～ 5	MT映像ディ スプレイ(株)ほ か3名	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (22 (判) 2につき排除措置命令 審判事件, 22 (判) 3ないし5につ き課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 1. 27	18回開催
10	22 (判) 6	サムスン・エ スディーアイ ・カンパ ニー・リミ テッド	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段	22. 5. 12	19回開催
11	22 (判) 7	サムスン・エ スディーアイ (マレーシ ア)・ビー イーアール エイチエー ディー	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	22. 7. 26	14回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (27.3.31現在)
12 ～ 23	22 (判) 17 ～ 28	三 和 シ ャ ッ ター工業(株)ほ か3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22 (判) 17ないし21につき排除措置命令審判事件, 22 (判) 22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	21回開催
24 ～ 68	23 (判) 8 ～ 52	植野興業(株)ほ か22名	山梨県発注の塩山地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 8ないし29につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 30ないし52につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	20回開催
69 ～ 89	23 (判) 53 ～ 57 ・ 59 ～ 69 ・ 71 ～ 75	(株)飯塚工業ほ か10名	山梨県発注の石和地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 53ないし57及び59ないし64につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 65ないし69及び71ないし75につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	19回開催
90 ・ 91	23 (判) 79 ・ 80	日本エア・リ キード(株)	エアセパレートガスについて、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (23 (判) 79につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 80につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 10. 5	20回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (27.3.31現在)
92 ・ 93	23 (判) 82 ・ 83	(株)山陽マルナカ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店、全面改装、棚替え等に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (23 (判) 82につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 83につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	23. 10. 19	11回開催
94 ・ 95	23 (判) 84 ・ 86	富士電線工業 (株)	VVFケーブルについて、共同して販売価格を決定していく旨を合意していた。 (23 (判) 84につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 86につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 11. 14	14回開催
96 ・ 97	24 (判) 6 ・ 7	日本トイザら ス(株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、売上不振商品等を返品する行為等を行っていた。 (24 (判) 6につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 7につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	24. 4. 11	10回開催
98 ・ 99	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	24. 4. 24	19回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (27.3.31現在)
100 ～ 108	25 (判) 1 ～ 9	積水化成成品工業(株)ほか4名	建設資材商社を通じて建設業者に販売するEPSブロックについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25(判)1ないし4につき排除措置命令審判事件、25(判)5ないし9につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25.1.21	10回開催
109 ～ 118	25 (判) 11 ～ 20	(株)小糸製作所	自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25(判)11, 13, 15, 17及び19につき排除措置命令審判事件、25(判)12, 14, 16, 18及び20につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25.7.17	7回開催
119 ・ 120	25 (判) 21 ・ 22	N T N(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (25(判)21につき排除措置命令審判事件、25(判)22につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25.7.17	6回開催
121	25 (判) 23	日本精工(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25.7.17	7回開催
122 ～ 125	25 (判) 24 ～ 27	加藤化学(株)	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖について、共同して販売価格を引き上げる旨合意していた。 (25(判)24及び26につき排除措置命令審判事件、25(判)25及び27につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25.10.9	8回開催
126 ・ 127	25 (判) 28 ・ 29	(株)ラルズ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列、補充、撤去等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、派遣のために必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (25(判)28につき排除措置命令審判事件、25(判)29につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号(注2)) 及び第20条の6	25.10.17	7回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (27.3.31現在)
128 ～ 133	25 (判) 30 ～ 35	王子コーンスターチ(株)ほか 2名	段ボール用でん粉について、共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 30ないし32につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 33ないし35につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 11. 7	8回開催
134 ・ 135	26 (判) 1 ・ 2	ダイレックス (株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (26 (判) 1につき排除措置命令審判事件, 26 (判) 2につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	26. 8. 27	4回開催
136 ～ 275	26 (判) 3 ～ 142	レンゴー(株)ほか 36名	特定段ボールシート、特定段ボールケース又は特定ユーザー向け段ボールケースについて、共同して販売価格等を引き上げる旨合意した。 (26 (判) 3ないし34, 65ないし101, 139及び140は排除措置命令審判事件, 26 (判) 35ないし64, 102ないし138, 141及び142は課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26. 11. 7	2回開催

(注1) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は、一般指定（不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕をいう。以下同じ。）第13項

(注2) 平成21年独占禁止法改正法施行日前の行為については、平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第2 審決

1 (株)フジクラに対する課徴金納付命令に係る審決について（自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者らによる受注調整）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成24年（判）第42号	24. 4. 25	9	26. 6. 9	118232

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
㈱フジクラ	長浜 洋一	東京都江東区木場一丁目5番1号

(2) 事件の経過

本件は、平成24年1月19日、公正取引委員会が、㈱フジクラ（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、同命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

当委員会は、担当審判官から提出された事件記録及び被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成12年7月頃以降、富士重工業㈱（以下「富士重工業」という。）が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品（注）であって、富士重工業が見積り合わせ（以下「コンペ」という。）を実施して受注者を選定するもの（富士重工業発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品。以下「本件対象製品」ともいう。）について、受注すべき者を決定し、同者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、富士重工業発注の特定自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の取引分野における競争を実質的に制限していた（以下(3)において「本件違反行為」という。）。

（注） 「自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品」とは、自動車に搭載される配線器具であり、自動車に搭載された電子部品及び電装品を電氣的に接続し、相互間の情報及び電力を中継する電線又は電線の束（自動車のエンジン部分に搭載されるものを除く。）並びに当該電線又は電線の束に接続して使用される「ジョイントボックス」及び「メインヒューズボックス」と称する部品をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 本件違反行為に係る取引について、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定して10パーセントの課徴金算定率を適用すべきか、それとも、卸売業と認定して2パーセントの課徴金算定率を適用すべきか

a 課徴金の計算における業種の認定について

独占禁止法第7条の2第1項が小売業又は卸売業について例外的に軽減した課徴金算定率を規定したのは、小売業や卸売業の事業活動の性質上、売上高営業利益率が小さくなっている実態を考慮したためであるから、課徴金の計算に当たっては、一般的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて小売業又は卸売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っている認められる特段の事情（以下(3)において単に「特段の事情」という。）があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うべきである。

b 本件対象製品に係る取引における特段の事情の有無について

(a) 被審人の本件対象製品に関する事業活動について

被審人は、本件対象製品のコンペの際に、自ら原価低減のための技術提案及び合理化案の内容や見積価格等を検討し、その結果を富士重工業に対して提出していたこと、本件対象製品を受注することが決定した後には、自社の技術者をゲストエンジニア（富士重工業が受注者に対し派遣及び常駐を要請する技術者をいう。以下同じ。）として派遣していたこと、前記ゲストエンジニアは、富士重工業の技術者と共同して本件対象製品の開発・設計を行い、量産図面（コンペの対象となった開発対象車種に搭載される本件対象製品の図面をいう。以下同じ。）を作成していたことなどが認められ、被審人自らが、本件対象製品の製造に不可欠な開発・設計に関する事業活動を行っていたといえる。

(b) 被審人と仕入先の米沢電線(株)（以下「米沢電線」という。）及び同社が製造を再委託した生産拠点 8 社（以下「8 社」という。）との取引について

i 被審人は、本件対象製品の製造そのものについては米沢電線に委託していたが、米沢電線の支配的な株主として、本件対象製品の製造等を含む米沢電線の事業に関する意思決定に関し主導的立場で関与し得るとともに、同社に生じた利益が実質的に帰属する地位にあったと認められる。さらに、米沢電線は、被審人から委託を受けた製品に関しては、その要求する品質を確保すべきとされているところ、本件対象製品については、被審人の派遣したゲストエンジニアと富士重工業の技術者において作成した量産図面に従って自ら製造し、又は、8 社に製造を委託していたものである。その上、製品の販売価格を決める際には、利益や製造費用等を勘案し、販売先と交渉するのが通常であるのに、米沢電線の被審人に対する本件対象製品の販売価格については、富士重工業の被審人に対する発注金額を前提に、あらかじめ決めておいた仕切り率を乗じた額とされていたのであるから、米沢電線には、本件対象製品の販売価格について、個別又は具体的に決定する権限が無かったことが認められる。これらの事情からすれば、本件対象製品の製造及び販売に関して、米沢電線の独立性は認め難く、被審人の一部門ということができる。

ii 米沢電線は、自ら本件対象製品を製造するほか、8 社に本件対象製品の製造を委託していたが、被審人及び米沢電線と 8 社とは、8 社のうち 6 社と資本関係及び役員の派遣関係を有していたこと、8 社のうち 7 社の本件実行期間中における本件対象製品を含む自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の取引先が米沢電線のみであったこと、8 社のうち 4 社に対して被審人は開発・設計等の支援を行い、米沢電線は製造技術等の支援を行うとされていたことが認められるのであって、これらの事情を踏まえれば、8 社についても、米沢電線と同様に被審人の一部門ということができる。

(c) 前記 (a) 及び (b) に加え、被審人が米沢電線を含む被審人のグループで製造する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品に関して、被審人の自動車電装事業部長を統括責任者とする一元的な品質保証体制を構築していることも併せ考慮して、被審人の本件対象製品に関する事業活動の実態をみれば、被審人が自ら及び自らの一部門である米沢電線等の生産拠点において本件対象製品の製造事

業を行っていたといえるから、特段の事情が存在すると認めることができる。

ｃ 被審人に対する課徴金算定率について

以上によれば、本件対象製品に係る取引について特段の事情があると認められることから、被審人に対する課徴金の計算に当たっては、被審人が小売業又は卸売業以外の業種に係る事業活動を行っているものとして、10パーセントの課徴金算定率を適用すべきこととなる。

(イ) 本件対象製品と同種製品に関する不当な取引制限違反事件において、同事件の違反行為者の業種を卸売業と認定したのに、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定して、異なる課徴金算定率を適用することは、平等原則違反又は裁量権の逸脱に当たるか

本件で問題となっているのは、被審人に対する課徴金の計算に当たり、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定した原処分の当否であって、これは、被審人の本件対象製品に関する事業活動の実態に即して、個別に判断されるべきものであり、別事件における他の事業者に対する業種認定を考慮して判断すべきものではない。したがって、本件とは関係がない同種製品に関する事件の違反行為者の業種認定を理由に原処分が平等原則に違反する、又は、裁量権の逸脱に当たるとの被審人の主張は失当である。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

2 エア・ウォーター㈱に対する課徴金納付命令に係る審決（エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成23年（判）第81号	23.10.5	9	26.10.14	72782

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
エア・ウォーター㈱	青木 弘	札幌市中央区北三条西一丁目2番地

(2) 事件の経過

本件は、公正取引委員会がエア・ウォーター㈱（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し行った課徴金納付命令について、被審人から審判請求がなされ、当委員会が平成25年11月19日にこれを棄却する旨の審決を行ったところ、被審人が、同年12月19日、審決取消請求訴訟を東京高等裁判所に提起し、平成26年9月26日、同裁判所において審決を取り消す判決がなされ、同年10月10日の経過をもって同判決が確定したことを受け、改めて審決を行ったものである。

当委員会は、同判決の趣旨に従い、審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、審判官から提出された審決案を更に新たに調査した結果、平成26年10月14日、独占禁止法第66条第3項の規定に基づき、平成23年5月26日付けの課徴金納付命令（平成23年（納）第60号）の一部

を取り消す旨の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成20年1月23日までに、特定エアセパレートガス（注）の販売価格について、同年4月1日出荷分から、現行価格より10パーセントを目安に引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定エアセパレートガスの販売分野における競争を実質的に制限していた（以下(3)において「本件違反行為」という。）。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成20年4月1日から平成22年1月18日までであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は36億3911万円である。

（注）「特定エアセパレートガス」とは、エアセパレートガス（空気から製造される酸素、窒素及びアルゴン）のうち、タンクローリーによる輸送によって供給するもの（医療に用いられるものとして販売するものを除く。）をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

本件違反行為に係る取引について、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定して10パーセントの課徴金算定率を適用すべきか、それとも、卸売業と認定して2パーセントの課徴金算定率を適用すべきか

(7) 課徴金算定における業種の認定について

a 課徴金の計算に当たり、違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われていると認められる場合には、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて単一の業種を決定すべきである。

b また、独占禁止法第7条の2第1項が小売業又は卸売業について例外的に軽減した課徴金算定率を規定したのは、小売業や卸売業の事業活動の性質上、売上高営業利益率が小さくなっている実態を考慮したためであるから、課徴金の計算に当たっては、一般的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて小売業又は卸売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っているとして認められる特段の事情（以下(3)において単に「特段の事情」という。）があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うべきである。

c そして、独占禁止法第7条の2第1項が小売業及び卸売業について例外的に軽減算定率を採用することにした趣旨が、事業活動の実態を反映させるためであることに鑑みれば、特段の事情の有無は、仕入先への出資比率や役員構成、あるいは、運営への関与、出向者数、技術・設備の供与、利益構造などのうちの一つの観点のみから認定すべきものではなく、これらの点や、製造面での関与、業務内容、仕入先の事業者としての実質的な独立性その他の要素を考慮し、事業活動の実態を総合的に検討する必要がある。

(4) 被審人と仕入先の(株)クリオ・エアー（以下「クリオ・エアー」という。）との取引における特段の事情の有無について

- a 本件では、被審人のクリオ・エアーに対する出資比率は45パーセントであるところ、一般に、出資者の出資先会社の事業活動への関与の程度ないし出資先会社の事業との一体性は、出資比率のみで定まるものではなく、また、過半を超える出資比率を有していなければ支配的ないし主導的な立場での関与を認めることができないわけではない。

しかしながら、本件では、認定事実によると、クリオ・エアーへの出資者として、被審人以外に、出資比率55パーセントの会社、すなわち、大阪ガス㈱（以下「大阪ガス」という。）の100パーセント子会社である㈱リキッドガス（以下「リキッドガス」という。）が存在するのであり、また、クリオ・エアーの取締役7名中被審人の指名による者が3名であるのに対し、4名がリキッドガスの指名した者である。したがって、リキッドガスは、クリオ・エアーの議決権の過半数を有し、同社の役員の過半数を確保している。しかも、同社の常勤の代表取締役もリキッドガスの指名した者であって、被審人の指名した者は非常勤の代表取締役にすぎない。

そうすると、株主としてのクリオ・エアーに対する支配権という観点からみた場合、また、取締役会における支配構成という観点からみた場合に、クリオ・エアーの事業活動に主導的な役割で関与している者としてリキッドガスが存在しており、そうである以上、これらの観点から、被審人がクリオ・エアーに対して支配的な立場を有しているとか、主導的な役割で関与していると認めることは困難である。

- b ただ、認定事実によると、被審人は、クリオ・エアーから特定エアセパレートガスの販売価格決定に必要な当該年度における費用や当期利益等の情報開示を受け、価格決定のための運営協議会等で協議をするとともに、クリオ・エアーの製造する特定エアセパレートガスのほぼ全てを引き取っていることが認められ、クリオ・エアーの販売価格等について相当程度の影響力を行使できた可能性があるということができる。

しかし、認定事実によると、リキッドガスないし大阪ガスグループ（大阪ガス及びその子会社〔リキッドガスを含む。〕をいう。以下同じ。）という企業グループは、単なる資本関係のみの出資者ではなく、販売価格低減の原因であってそもそもの合弁事業の目的である冷熱の利用について、その冷熱を供給している者であって、クリオ・エアーにおける特定エアセパレートガスの製造はこの冷熱供給に依存しており、製造工場も、大阪ガスの工場敷地内にあり、建物・土地ともに大阪ガスから貸与されたものであって、従業員の大多数も大阪ガスグループからの出向者又は兼務者であるというのであるから、そもそもクリオ・エアーによる特定エアセパレートガスの製造は大阪ガスグループにおける冷熱利用の一環として行われているというべきである。

そして、前記のような事実関係の下、クリオ・エアーの製造する特定エアセパレートガスの販売価格の決定等についてはリキッドガスも関与していること、及び前記aに説示したところからすると、販売価格等についての協議においても、その主導権を握りやすい立場にあるのは、被審人ではなくリキッドガスないし大

阪ガスグループである。

また、被審人がクリオ・エアーの製造する特定エアセパレートガスのほぼ全てを引き取っていること自体も、被審人のクリオ・エアーに対する相当程度の影響力をうかがわせる事情の一つであるが、これのみから被審人のクリオ・エアーに対する支配的又は主導的立場を導くことはできない。

これらを考え合わせると、被審人が、クリオ・エアーの生産計画や販売価格について主導的な影響力を行使することができたと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、クリオ・エアーが、特定エアセパレートガスの製造について、被審人の支配の下にある生産拠点であるとみることはできない。

なお、冷熱利用によるメリットの享受という観点からみても、確かに、本件合併事業の仕組み上、クリオ・エアーの製造する特定エアセパレートガスのほぼ全てを引き取る被審人は冷熱利用によるコスト低減メリットを享受できる立場にあったといえるが、他方で、リキッドガスもクリオ・エアーに対する冷熱の供給に係る収入を得られるというメリットを享受できる立場にあったといえることからすれば、本件の事実関係の下、被審人による前記コスト低減メリットの享受のみをもって、被審人が自社で特定エアセパレートガスを製造しているのと同様の実態にあったと認めることはできず、他にそのような事実を認めるに足りる的確な証拠もない。

- c さらに、認定事実によると、被審人は従業員の出向や製造設備及び技術の供与等を行い、クリオ・エアーの運営や同社における特定エアセパレートガスの製造に一定程度関与していると認めることができるものの、前記bのとおり、本件の事実関係においては、クリオ・エアーによる特定エアセパレートガスの製造は大阪ガスグループにおける冷熱利用の一環として行われているというべきであり、リキッドガスによるクリオ・エアーの運営や同社における特定エアセパレートガスの製造への関与を考慮すれば、クリオ・エアーにおける特定エアセパレートガス事業は、製造の実態からみても、被審人における事業活動の一環として行われているとか、被審人の一部門と同視し得るほどに被審人と密接な関係があるとか、被審人が自社で特定エアセパレートガスを製造しているのと同様ないしはそれに近い実態があるなどということとはできない。
- d 以上に検討したところを総合考慮すると、被審人が、クリオ・エアーから仕入れた特定エアセパレートガスに係る取引につき、実質的にみて小売業又は卸売業以外の業種、すなわち製造業としての事業活動を行っている認められる特段の事情を認定することはできない。
- e なお、審査官は、被審人がクリオ・エアーを含む3社以外の関係会社から仕入れた特定エアセパレートガス並びに子会社及び関連会社以外の仕入先から仕入れた特定エアセパレートガスに係る取引について、特段の事情が認められると具体的に主張しておらず、これらの取引について特段の事情を認めるに足りる証拠もない。

(ウ) 被審人に対する課徴金算定率

以上によれば、少なくとも、被審人がクリオ・エアーから仕入れた特定エアセパレートガス、クリオ・エアーを含む3社以外の関係会社から仕入れた特定エアセパレートガス並びに子会社及び関連会社以外の仕入先から仕入れた特定エアセパレートガスに係る取引については特段の事情が認められず、それらの合計は、被審人における特定エアセパレートガスの製造数量及び仕入数量の合計の過半に達する。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、被審人に対する課徴金の計算に当たっては、被審人が卸売業に係る事業活動を行っているものとして、2パーセントの課徴金算定率を適用すべきこととなる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第82条2項及び第66条第3項

3 (株)生田組に対する課徴金納付命令に係る審決（国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札談合）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成25年（判）第10号	25. 2. 6	7	26. 12. 10	1423

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
(株)生田組	生田 嗣夫	高知県高岡郡四万十町古市町7番34号

(2) 事件の経過

本件は、平成24年10月17日、公正取引委員会が、(株)生田組（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、同命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

当委員会は、担当審判官から提出された事件記録及び被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成20年4月1日以降、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）発注の特定一般土木工事（注）について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意（以下(3)において「本件基本合意」という。）の下に、ミタニ建設工業(株)（以下「ミタニ建設工業」という。）、入交建設(株)及び(株)轟組の3社（以下「3社」という。）が指定した者を受注予定者とするなどにより、公共の利益に反して、高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた（以下(3)において「本件違反行為」という。）。

（注） 「高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事」とは、国土交通省が、高知河川国道事務所におい

て、一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方整備局において、一般土木工事についてCの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体（平成20年8月15日から平成22年6月30日までの間にあっては、Bの等級に格付されていた㈱竹内建設〔以下「竹内建設」という。〕を含む。〕のみを入札の参加者とするものをいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事における春野改良工事（以下イにおいて「本件工事」という。）が独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該・・・役務」に該当するものとして、課徴金の算定の対象となるか否か

(7) 本件基本合意は、独占禁止法第7条の2第1項第1号所定の「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ、同項所定の課徴金の対象となる「当該・・・役務」とは、入札談合事案の場合には、基本合意の対象とされた工事であって、基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

(4) 本件工事は、本件基本合意の対象とされた工事であり、被審人は、3社に対して本件工事の受注を希望する旨の連絡をし、これを受けて、3社は、本件工事の受注予定者を被審人とすることを決定したこと、本件工事の入札参加者（被審人、竹内建設、ミタニ建設工業、四国開発㈱〔以下「四国開発」という。〕及びクロシオ建設㈱〔以下「クロシオ建設」という。〕の5社をいう。）のうちミタニ建設工業及び四国開発は、受注予定者である被審人が本件工事を落札できるよう予定価格を超える金額で入札したこと、クロシオ建設は、3社及び受注予定者から連絡がなく、受注予定者の具体的事業者名等を認識していなかったものの、本件工事を受注することがないと考える金額で入札することにより、本件基本合意に基づく受注予定者が落札できるように協力したことがそれぞれ認められるから、本件工事の入札において、本件基本合意に基づく受注調整が行われ、その結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められる。

なお、本件工事の入札においては竹内建設との間では受注調整が行われていないが、それ以外の入札参加者との間では本件基本合意に基づく受注調整が行われ、その結果、競争単位の減少により具体的な競争制限効果が発生するに至っているといえる。

したがって、本件工事は、独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該・・・役務」に該当するから、課徴金算定の対象となる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

4 都タクシー㈱ほか14社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決について（新潟市等に所在するタクシー事業者による価格カルテル事件）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成24年(判)第8号及び第24号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	3479
平成24年(判)第9号及び第25号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	1423
平成24年(判)第10号及び第26号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	1409
平成24年(判)第11号及び第27号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	1310
平成24年(判)第12号及び第28号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	1107

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成24年(判)第13号及び第29号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	1039
平成24年(判)第14号及び第30号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	1005
平成24年(判)第16号及び第32号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	753
平成24年(判)第17号及び第33号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	716
平成24年(判)第18号及び第34号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	644
平成24年(判)第19号及び第35号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	630
平成24年(判)第20号及び第36号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	516
平成24年(判)第21号及び第37号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	398
平成24年(判)第22号及び第38号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	236
平成24年(判)第23号及び第39号	24. 4. 13	10	27. 2. 27	148

(1) 被審人

事件番号	名 称	代 表 者	所 在 地
平成24年(判)第8号及び第24号	都タクシー(株)	高橋 良樹	新潟市中央区礎町通二ノ町2142番地1
平成24年(判)第9号及び第25号	富士タクシー(株)	川口 栄介	新潟市東区木工新町1193番地8
平成24年(判)第10号及び第26号	さくら交通(株)	三田 啓祐	新潟市東区豊一丁目11番43号
平成24年(判)第11号及び第27号	第一タクシー(株)	金井 正志	新潟市中央区上近江四丁目11番13号
平成24年(判)第12号及び第28号	昭和交通観光(株)	吉川 典雄	新潟市江南区東船場五丁目3番25号
平成24年(判)第13号及び第29号	県都タクシー(株)	佐藤 真一	新潟市中央区下所島二丁目2番12号
平成24年(判)第14号及び第30号	星山工業(株)	星山 健佑	新潟市中央区沼垂東六丁目1番19号
平成24年(判)第16号及び第32号	株小針タクシー	横木 幸一	新潟市西区西有明町10番2号
平成24年(判)第17号及び第33号	東港タクシー(株)	山口 道夫	新潟市北区太郎代71番地3
平成24年(判)第18号及び第34号	光タクシー(有)	石川 誉士	新潟市西区内野町525番地
平成24年(判)第19号及び第35号	株NK交通	田中 恵子	新潟市江南区亀田大月二丁目1番32号
平成24年(判)第20号及び第36号	ハマタクシー(株)	小林信太郎	新潟市北区松浜東町二丁目4番58号
平成24年(判)第21号及び第37号	株聖籠タクシー	高橋 高一	新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜904番地1
平成24年(判)第22号及び第38号	都タクシー(株)	高橋 良樹	新潟市北区白新町一丁目9番6号
平成24年(判)第23号及び第39号	(有)東重機運輸	飯田 嘉昭	新潟市東区一日市1番地2

(2) 事件の経過

本件は、平成23年12月21日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人（以下「被審人ら」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである（被審人らのほかに、審判請求を行ったが後に取り下げた者が1社いる。）。

当委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人らは、他の事業者と共同して、遅くとも平成22年2月20日までに、小型車、中型車、大型車及び特定大型車（注1）の距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金（注2）（以下「特定タクシー運賃」という。）を平成21年10月1日付

けで改定された新潟交通圏（注3）に係る自動認可運賃（注4）（以下「新自動認可運賃」という。）における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃（注5）とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃（注6）を設定しないこととする旨を合意（以下(3)において「本件合意」という。）することにより、公共の利益に反して、新潟交通圏におけるタクシー事業（注7）の取引分野における競争を実質的に制限していた（以下(3)において「本件違反行為」という。）。

（注1） 「小型車」、「中型車」、「大型車」及び「特定大型車」とは、国土交通省北陸信越運輸局長の公示（平成14年7月1日付け公示第14号）において、それぞれ小型車、中型車、大型車及び特定大型車とされるものをいう。

（注2） 「距離制運賃」とは、旅客の乗車地点から降車地点までの運送距離に応じた運賃をいい、「時間制運賃」とは、旅客が乗車場所として指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃をいい、「時間距離併用制運賃」とは、距離制運賃を適用する場合であって、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を距離に換算し、当該距離制運賃に加算する運賃をいい、「待料金」とは、旅客の都合により、車両を待機させた場合にその時間に応じて適用する料金をいう。

（注3） 国土交通省北陸信越運輸局長の公示（平成14年7月1日付け公示第12号）において定められている、平成17年3月21日に他の市町村と合併する前の新潟市、同日に新潟市に編入された新潟県豊栄市及び新潟県中蒲原郡亀田町並びに新潟県北蒲原郡聖籠町の区域をいう。

（注4） 国土交通省自動車交通局長の通達（平成13年10月26日付け国自旅第101号）により、国土交通省地方運輸局長等が、一定の範囲内において設定し、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の提出の必要がないと認める場合として公示することとされているタクシー運賃（注5）をいう。

（注5） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、タクシー事業（注7）に係るものをいう。

（注6） 国土交通省自動車交通局長の通達（平成13年10月26日付け国自旅第100号）により、国土交通省地方運輸局長等が定めるものによることとされている、短縮した初乗距離（国土交通省自動車交通局長の前記通達により、国土交通省地方運輸局長等が定めるものによることとされている、タクシー事業者〔タクシー事業（注7）を営む事業者をいう。以下同じ。〕が初乗運賃を適用する距離をいう。）に対応した距離制運賃をいう。

（注7） 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービス（身体障害者手帳の交付を受けている者、介護保険法〔平成9年法律第123号〕の要介護認定又は要支援認定を受けている者、単独での移動が困難な者であって単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者及び消防機関又は当該機関と連携するコールセンターを介して搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者について、福祉輸送自動車（注8）を使用して運送する役務をいう。）を除くものをいう。

（注8） 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第8号に規定する福祉自動車又は社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了していること、介護福祉士の資格を有していること、訪問介護員の資格を有していること若しくは居宅介護従事者の資格を有していることのいずれかを満たす者が乗務する車両をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 被審人らを含む26社（以下「26社」という。）は本件合意をしたか

認定事実によれば、26社は、遅くとも平成22年2月20日までに、特定タクシー運賃について、

a 小型車については、新自動認可運賃における下限運賃として定められているタクシー運賃とし、かつ、初乗距離短縮運賃を設定しないこととする

b 中型車については、新自動認可運賃における下限運賃として定められているタクシー運賃とする

c 大型車については、新自動認可運賃における上限運賃として定められているタクシー運賃とする

d 特定大型車については、新自動認可運賃における上限運賃として定められているタクシー運賃とする

旨の合意をしたことが認められる。

(4) 本件合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するか。具体的には、26社の共同行為に正当化理由があるか

a 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件のような価格カルテルの場合には、その当事者である事業者らがその意思で、当該市場における価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうと解される。この「一定の取引分野」は、原則として、違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、画定されるものと解される。そして、一定の取引分野を画定するに当たっては、現実に行われている競争関係のみならず、潜在的な競争関係も考慮される。

b 26社が行った本件合意の対象である取引及びそれにより影響を受ける範囲は、新潟交通圏における小型車、中型車、大型車及び特定大型車を包含するタクシー事業の取引分野であるから、本件における一定の取引分野は、「新潟交通圏におけるタクシー事業の取引分野」である。

c 平成22年度の営業収入ベースで約81.0パーセントもの市場占有率を持つ26社が、本件合意をしたものであるから、これにより、26社がその意思で、新潟交通圏におけるタクシー事業の取引分野における特定タクシー運賃をある程度自由に左右することができる状態がもたらされたことが認められる。

d 行政指導による強制等の観点からの正当化理由が存在するから一定の取引分野における競争を実質的に制限していない旨の被審人らの主張について

認定した新潟運輸支局等（国土交通省、同省北陸信越運輸局及び同局新潟運輸支局をいう。以下同じ。）の担当官の発言からは、新潟運輸支局等が新潟交通圏のタクシー事業者が新自動認可運賃に移行することが望ましいとの考えを有していたことが認められ、このことと、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に関する説明会等における担当官の発言も考慮すれば、新潟運輸支局等の担当官が、新潟交通圏のタクシー事業者又はそれを構成員とする事業者団体に対し、具体的な状況は明らかでないものの、新自動認可運賃へ移行することを促す方向で何らかの働きかけをしたことがうかがわれる。被審人らはこれを行政指導と主張し、審査官は行政指導ではないと主張するが、行政指導自体が幅のあるものであるから、前記認定の新潟運輸支局等の行為を行政指導というかどうかは本件では本質的な問題ではなく、前記行為の具体的な事柄、内容に即してその性格、効果を検討すれば足りるというべきであり、この観点から本件をみると、新潟運輸支局等の担当官の発言は、新潟交通圏のタクシー事業者を強制的に新自動認可運賃に移行させるような内容のものであったとは認められず、新潟運輸支局等の前記行為は、新自

動認可運賃への移行を促す方向での要望ないし一般的指導の範囲にとどまるものであり、これを超えて監査や行政処分を背景として、収支状況等を勘案することなく一律に新自動認可運賃への移行を強制するようなものであったとは認めることができない（以下、前記認定の新潟運輸支局等の行為を「本件指導」という。）。

26社が本件指導により新自動認可運賃へ移行するか否かについて意思決定の自由を失っていたとは認められず、また、新潟運輸支局等が本件指導を超える行政指導をした事実も認めることはできない。そして、26社は、新自動認可運賃への移行を合意したばかりでなく、その意思で新自動認可運賃の枠内の特定の運賃区分に移行すること及び小型車について初乗距離短縮運賃を設定しないことまで合意したものであり、結局、26社は、新潟運輸支局等の行政指導による強制等により意思決定の自由を失った状況の下で本件合意をしたものではない。

- e 政策判断の観点からの正当化理由が存在するから一定の取引分野における競争を実質的に制限していない旨の被審人らの主張について

本件では、26社は新自動認可運賃に移行することを合意したばかりでなく、新自動認可運賃の枠内での特定の運賃区分に移行すること及び小型車について初乗距離短縮運賃を設定しないことまで合意しており、また、本件指導は前記dで認定したとおりの程度、内容であったところ、新潟運輸支局等が新潟交通圏のタクシー事業者に対し新自動認可運賃の枠内での特定の運賃区分に移行することや、小型車について初乗距離短縮運賃を設定しないことを求める行政指導をした事実は認められず、26社が新自動認可運賃に移行することばかりでなく、新自動認可運賃の枠内での特定の運賃区分に移行すること及び小型車について初乗距離短縮運賃を設定しないことまで合意したことは、本件指導の範囲を明らかに超えているから、26社による共同行為に正当化理由があるとはいえない。

- f 以上によれば、本件において競争の実質的制限が肯定されるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

(7) 被審人らに対し排除措置を特に命ずる必要があるか

- a 平成23年1月26日、本件について公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったこと、及び同日以降、新潟市ハイヤータクシー協会（以下「市協会」という。）の会合の場で特定タクシー運賃についての話し合いが行われていないことは当事者間に争いがないから、同日以降、本件合意は事実上消滅しているものと認められる。

- b 独占禁止法第7条第2項本文は、違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反行為者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる旨規定しているところ、同項の「特に必要があると認めるとき」とは、原処分の時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される。

- c 本件においては、本件違反行為のような価格カルテルが行われやすい状況が本

件違反行為終了後も継続していたこと、被審人らが本件違反行為を取りやめたのは自発的意思に基づくものではなく、本件違反行為終了後も違反行為を行う意欲が消滅していたとは認められないこと、被審人らの協調的な関係は長期にわたって形成されていたと認められること、市協会及び被審人らの一部が過去に公正取引委員会から独占禁止法に基づく法的措置を受けていたにもかかわらず、被審人らは本件違反行為に及んでいることが認められ、これらを総合すれば、被審人らによって、本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあると認められる。また、26社のうち25社は、本件の排除措置命令の時点において、本件合意のとおり変更認可申請し、認可された特定タクシー運賃の適用を続けており、本件違反行為の結果のほとんどは残存している。したがって、被審人らに対しては、特に排除措置を命ずる必要がある。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

第4章 訴 訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

平成26年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は11件であったところ、平成26年度中に新たに2件の審決取消請求訴訟が提起された。これら平成26年度の係属事件13件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが3件（うち1件は、同年度中に東京高等裁判所による請求棄却判決がなされたもの）、東京高等裁判所が請求を認容し上訴期間の経過をもって確定したものが1件、東京高等裁判所が請求を棄却し上訴期間の経過をもって確定したものが2件（うち1件は、平成25年度中に判決がなされ、平成26年度に確定したもの）あった。この結果、平成26年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は7件となった。

なお、このほか、平成26年度中に東京高等裁判所が原告の上告を却下する決定をしたものが1件ある（上告受理申立てが最高裁判所に係属しているため、係属件数に影響しない）。

表 平成26年度に係属していた審決取消請求訴訟

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	古河電気工業(株)による件	被審人が違反行為によって販売したNTT東日本等が発注する光ファイバケーブル製品の売上高について製造業者に対する課徴金算定率（10パーセント）を適用した（課徴金額 42億7335万円）。	審決年月日 平成23年12月15日 提訴年月日 平成24年 1月13日 判決年月日 平成24年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年12月13日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成26年 4月23日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
2	㈱イーライセンスによる件	JASRACの行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり，本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し，同法第3条の規定に違反するということとはできない。	審決年月日 平成24年 6月12日 提訴年月日 平成24年 7月10日 判決年月日 平成25年11月 1日 （請求一部認容，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年11月13日 （上告受理申立て，原審被告）
3	日新製鋼(株)による件	共同して，建材製品製造業者向けカラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 14億6062万円）。	審決年月日 平成24年 6月13日 提訴年月日 平成24年 7月13日 判決年月日 平成25年12月13日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月26日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
4	真成開発(株)ほか1名による件	川崎市発注の下水管きょ工事について、共同して受注予定者を決定していた（課徴金額 471万円〔(株)吉孝土建〕, 346万円〔真成開発(株)〕）。	審決年月日 平成24年11月26日 提訴年月日 平成24年12月26日 判決年月日 平成26年 1月31日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成26年 2月12日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告ら） 決定年月日 平成26年 6月18日 （上告却下決定, 東京高等裁判所）
5	愛知電線(株)による件	課徴金減免申請に関する公正取引委員会の対応には違法性は認められない（課徴金額 3億2696万円）。	審決年月日 平成25年 2月 4日 提訴年月日 平成25年 3月 6日 判決年月日 平成25年12月20日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月29日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告）
6	(株)高光建設による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 412万円）。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成26年 2月28日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成26年 3月10日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告） 決定年月日 平成27年 3月12日 （上告棄却及び上告不受理決定, 最高裁判所）
7	(株)匠建設による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 2111万円）。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成26年 3月28日 （請求棄却, 東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
8	(株)タカヤによる件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 2068万円）。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成26年11月21日 （請求棄却, 東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
9	藤正建設(株)による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 1042万円）。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成25年12月20日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月26日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告）
10	大東建設(株)による件	石川県発注の土木一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 135万円）。	審決年月日 平成25年 9月30日 提訴年月日 平成25年10月12日 判決年月日 平成26年 4月25日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成26年 5月 9日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告） 決定年月日 平成26年 9月30日 （上告棄却及び上告不受理決定, 最高裁判所）
11	エア・ウォーター(株)による件	被審人が違反行為によって販売したエアセパレートガスの売上高について製造業者に対する課徴金算定（10パーセント）を適用した（課徴金額 36億3911万円）。	審決年月日 平成25年11月19日 提訴年月日 平成25年12月19日 判決年月日 平成26年 9月26日 （請求認容, 東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
12	㈱生田組による件	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 1423万円）。	審決年月日 平成26年12月10日 提訴年月日 平成26年12月27日
13	都タクシー(株)ほか11名による件	小型車、中型車、大型車及び特定大型車の距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた（課徴金額 1億4813万円〔15社合計〕）。	審決年月日 平成27年 2月27日 提訴年月日 平成27年 3月30日

2 東京高等裁判所における判決

(1) 大東建設(株)による審決取消請求事件（平成25年（行ケ）第115号）（前記表一連番号10）

ア 主な争点及び判決の概要

原告が本件実行期間（平成19年6月12日から平成22年6月10日までの間）に受注した石川県発注の4件の特定土木一式工事に係る物件（以下アにおいて「本件4物件」という。）について、排除措置命令が認定した合意（以下アにおいて「本件基本合意」という。）に基づいて受注調整が行われたか

原告は、穴水地区（石川県鳳珠郡穴水町の区域。同区域はトンネルを境に西側の地区〔穴水西地区〕と東側の地区〔穴水東地区〕に分かれていて、原告の本店は穴水西地区内にあった。）では、石川県七尾市の発注した工事に係る談合事件の摘発を契機とする昭和建設(株)の離脱に続き、これに追随して受注調整を拒否する事業者が現れたことから、遅くとも平成21年9月頃までには完全な自由競争となったのであり、その後に入札が実施された本件4物件については受注調整は行われていない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

石川県が指名競争入札等の方法で発注した奥能登地域（石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び同郡能都町の区域）の特定土木一式工事について、その全てに原告を含む79名（本件基本合意の当事者）のいずれかが参加し、入札参加者の大半を占めていて、前記工事の全てを対象に受注調整を行うことが容易な立場にあったところ、奥能登地域では既に昭和の時代から相当長期間にわたり多数の特定土木一式工事において受注調整が繰り返されてきており、地元の業者間でこのように受注調整することを長期間反覆継続することにより強固な結び付きが形成され、受注調整することが暗黙の了解となり、場合によっては受注意思や価格について明示的な連絡をしなくても受注調整をすることが可能な状態にまで至っていたといえることができる。

このような受注調整による地元業者間の利益の分配は、石川県が指名競争入札等の方法で発注した奥能登地域の特定土木一式工事の全てを等しく対象とし得るものであ

るから、一部の事業者が受注調整の構成員から抜けたというだけでなく、当該事業者が受注調整に反する入札に及んだために他の事業者間で受注調整を行うことができなかったなど、当該物件について本件基本合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り、当該物件についても本件基本合意の対象とされたものと推認することができる。したがって、本件実行期間内に原告が指名競争入札において受注した物件についても、たとえ受注調整の具体的方法が明らかでなくても、前記入札に係る物件につき本件基本合意の下に受注調整が行われたと認められない特段の事情がない限り、本件基本合意の下での受注調整によって原告が受注予定者として決定されて受注したものと推認することができる。

現に、本件4物件のうち、物件4については、原告自身が入札に先立って㈱宝建設に指名の有無を問い合わせたことを認めている上、指名競争入札執行通知書に原告代表者が税抜きの予定価格、原告の入札価格に加え、入札参加者全員の頭文字等の略称を書き、さらに入札参加者のうち、穴水西地区以外の5名については各社に対応する価格を記載したメモ書きが存在し、その価格は1名を除き現実の入札価格に一致する（1名については現実の入札価格の方がさらに高額である。）。

これらの事実によれば、原告は、物件4の入札前に少なくとも穴水西地区以外の入札参加者の全員に当たる前記5名に対して価格連絡をするなどして明示的に受注調整を行ったものと認められ、原告は、本件実行期間の最後に指名競争入札が実施された物件4について前記のとおり明示的に受注調整を行っていたのであるから、物件1、物件2及び物件3についても、本件基本合意の下で受注調整を行って受注予定者として決定されて受注したものと推認するのが相当であり、本件4物件につき本件基本合意の下に受注調整が行われたとは認められない特段の事情があるということもできない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告が上告及び上告受理申立てを行ったところ、後記4(2)のとおり、最高裁判所は上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) エア・ウォーター㈱による審決取消請求事件（平成25年（行ケ）第120号）（前記表一連番号11）

ア 主な争点及び判決の概要

大阪ガス㈱の100パーセント子会社である㈱リキッドガスと原告との合併会社である㈱クリオ・エアーが製造し原告が購入して販売する特定エアセパレートガス（以下アにおいて「クリオ・エアー製造分」という。）について、実質的にみれば原告が製造業の事業活動を行っているとは認められる特段の事情を認めることができるか

原告は、㈱クリオ・エアーにおける特定エアセパレートガスの製造販売事業に関して強く関与し、主として利益を得ていたのは、㈱リキッドガスであって、原告ではなく、㈱クリオ・エアーが原告と実質的に一体であるということできないから、クリオ・エアー製造分について、原告が製造業の事業活動を行っているとは認められる特段の事情を認めることはできない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

(7) 平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項は、売上額に乗ずる課徴金算定率について、100分の10を原則としつつ、小売業については100分の3、卸売業については100分の2と定めており、違反行為者の業種により、適用される課徴金算定率が異なる。したがって、違反行為者が、当該違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方を行っている場合には、実行期間における違反行為に係る取引において、過半数を占めていたと認めることができる事業活動に基づいて、違反行為者の業種を認定すべきである。

また、同項が、課徴金算定率について、例外的に、小売業及び卸売業について軽減した算定率を設定した趣旨は、小売業及び卸売業の取引が商品を右から左に流通させることによりマージンを受け取るという側面が強く、事業活動の性質上、売上高営業利益率も小さくなっている実態を考慮したためである。したがって、外形的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて小売業又は卸売業と異なる他業種の事業活動を行っているとは認められる特段の事情を認めることができるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種認定を行うのが相当である。

(4) 本件では、(株)クリオ・エアーへの出資者として、原告以外に、持株比率55パーセントの会社、すなわち、(株)リキッドガスが存在するのであり、また、(株)クリオ・エアーの取締役7人中4人が(株)リキッドガスの指名した者であり、常勤の代表取締役も(株)リキッドガスの指名した者である。したがって、(株)リキッドガスは、(株)クリオ・エアーの議決権の過半数を有し、(株)クリオ・エアーの役員の過半数を確保している。そうすると、株主としての(株)クリオ・エアーに対する支配権という観点からみた場合、また、取締役会における支配構成という観点からみた場合に、(株)クリオ・エアーの事業活動に主導的な役割で関与している者として(株)リキッドガスが存在しており、そうである以上、原告が(株)クリオ・エアーに対して支配的な立場を有しているとか、主導的な役割で関与していると認めることは困難である。

(5) もっとも、本件審決は、前記の持株比率や役員構成のみではなく、原告が、(株)クリオ・エアーの製造する特定エアセパレートガスの全部について引取権と引取義務を有しており、実際にも、その9割程度を購入している事実を、特段の事情を認める大きな根拠に挙げている。しかしながら、卸売業者が特定の製造業者からその製造する商品の大多数を引き取ることができる立場にあるという関係自体は、通常の大口顧客と製造業者との関係、あるいは出資者でもある卸売業者と出資先の製造業者との関係と何ら異なるものではなく、そのこと自体から、直ちに前記特段の事情を導くことはできない。

確かに、販売価格の決定方式や情報開示・運営協議会等での協議などにより、原告は、(株)クリオ・エアーの販売価格等について一定の影響力を行使できた可能性があるが、こういった関係は、(株)クリオ・エアーの共同出資者である(株)リキッドガスにおいても同様である上、販売価格等についての協議においても、その主導権を握りやすい立場にあるのは、原告ではなく(株)リキッドガスないし大阪ガスグループである。しかも、この(株)リキッドガスないし大阪ガスグループという企業グループ

は、単なる資本関係のみの出資者ではなく、販売価格低減の原因であってそもそもの合併事業の目的である冷熱の利用について、その冷熱を供給している者であって、㈱クリオ・エアーにおける特定エアセパレートガスの製造はこの冷熱供給に依存しており、製造工場も、大阪ガス㈱の工場敷地内にあり、建物・土地ともに大阪ガス㈱の所有であって、従業員の大多数も大阪ガスグループからの出向者であるというのである。これらを考え合わせると、原告が、㈱クリオ・エアーの生産計画や販売価格について主導的な影響力を行使することができたと認めることはできず、この点でも、より大きな影響力を㈱クリオ・エアーに対し行使し得るのは㈱リキッドガスである。

そうすると、このような㈱リキッドガスの存在や利益構造を考え合わせると、㈱クリオ・エアーが、原告との関係において、実質的に事業活動の自由を有していないとか、クリオ・エアー製造分につき原告の得ていた利益が、㈱クリオ・エアーを自己の製造部門の一つとして位置付けた場合に近いなどと認めることはできず、他にこれらの事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

- (イ) また、本件審決は、原告が、技術提供のために従業員を出向させるなどして、㈱クリオ・エアーの運営や㈱クリオ・エアーでの特定エアセパレートガスの製造に関与している事実も、特段の事情を認める根拠としているが、会社間において何らかの業務提携があれば、両社間において従業員の出向や製造設備及び技術の供与などが行われるのは、一般的に認められることであるから、原告から㈱クリオ・エアーへの従業員の出向等の事実があることから、直ちに、原告が㈱クリオ・エアーと実質的に一体となって事業を行っていたとか、原告の一部門と同視し得るほどに密接な関係があるなどといえないことは明らかである。

原告の㈱クリオ・エアーへの関与の程度は、㈱リキッドガスの方が圧倒的であり、㈱クリオ・エアーにおける特定エアセパレートガス事業は、製造の実態からみても、㈱リキッドガスないしはその親会社である大阪ガス㈱における事業活動の一環として行われていると評価する余地はあるものの、原告における事業活動の一環として行われているとか、原告の一部門と同視し得るほどに原告と密接な関係があるとか、原告が自社で特定エアセパレートガスを製造しているのと同様ないしはそれに近い実態があるなどということはできない。

- (ロ) そうすると、原告が、クリオ・エアー製造分につき、実質的にみて小売業又は卸売業以外の業種、すなわち製造業の事業活動を行っていると認められる特段の事情を認定することはできず、本件審決が前記特段の事情を認めたのは、実質的証拠を欠くというほかないことから、前記特段の事情が認められない以上、クリオ・エアー製造分についても、原告の業種は卸売業ということになる。
- (ハ) したがって、原告の販売する特定エアセパレートガスのうち、他社製造分約47.6パーセントとクリオ・エアー製造分約25.7パーセントの合計は、約73.3パーセントと過半数を大きく上回るのであるから、原告の業種は卸売業と認定されることとなり、本件に適用される課徴金算定率は100分の2である。

よって、これを100分の10として課徴金を計算した課徴金納付命令を是認した本件審決の判断は、これを是認することができない。

イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した（公正取引委員会は、本件判決の趣旨に従い、前記第3章第2 **2** の審決を行った。）。

(3) (株)タカヤによる審決取消請求事件（平成26年（行ケ）第64号）（前記表一連番号8）

ア 主な争点及び判決の概要

- (7) 原告が本件実行期間（平成13年10月26日から平成16年10月25日までの3年間）に受注した岩手県発注の特定建築工事（以下アにおいて「本件各物件」という。）について、排除措置を命じる審決が認定した合意（以下アにおいて「本件基本合意」という。）に基づく受注調整を経て受注したか（平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法〔以下アにおいて「独占禁止法」という。〕第7条の2第1項所定の「当該・・・役務」該当性に関する実質的な証拠の有無）

原告は、平成6年11月に岩手県内の建設業者らによって設立された任意団体の会員ではあったが、本件基本合意を認識しておらず、本件各物件について、原告が本件基本合意に基づいて受注調整したこと又は本件基本合意が実施されたことについて実質的な証拠はなく、本件基本合意に基づく受注調整等は存在しなかったというべきであるから、本件各物件は、独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該・・・役務」に該当しない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる「当該・・・役務」とは、本件基本合意の対象とされた工事であって、本件基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

入札の対象物件が本件基本合意の対象となり得る岩手県発注の特定建築工事である場合には、当該物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足る特段の事情のない限り、本件基本合意に基づく受注調整がされ、具体的な競争制限効果が発生したと推認するのが相当であり、このような推認の下では、独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該・・・役務」の該当性を認めるために、必ずしも本件基本合意に基づき受注予定者が決定されるに至った具体的経緯が明らかにされることや、当該物件につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しないというべきであり、これに反する原告の主張は採用することができない。

そして、本件各物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足る特段の事情はなく、本件各物件について、前記推認を補強する事情が認められ、本件審決が、本件各物件について、本件基本合意に基づく受注調整がされ、具体的な競争制限効果が発生したと認定したことは、いずれも実質的な証拠に基づく合理的な認定であるから、本件各物件は、独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該・・・役務」に該当するというべきである。

- (4) 本件各物件のうち契約金額が増額変更された3物件（以下アにおいて「本件3物件」という。）に係る契約金額の増額分は課徴金の算定の基礎に含まれるか

原告は、本件3物件については、岩手県から原告に対し、当初の工事とは別の新

たな変更・追加工事が発注され、契約金額が増額変更されたものであり、この増額変更は、岩手県が直接、当初契約を締結した事業者との間で合意したもので、違反行為の結果とみることはできず、課徴金の算定対象とすべきではない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

県営建設工事請負変更契約書又は建設工事請負契約変更請書の記載内容によれば、本件3物件について、契約金額の増額に係る工事は、当初の工事受注から数か月から1年以内に合意され、設計内容について変更された設計図書又は仕様書が作成されていると認められるが、増額された金額が当初の契約金額に比較すれば高額とまではいえず、工事名、工事完成期限等は当初の契約と同じであり、当初の工事を前提としてこれと一体を成すものと認められるから、増額変更部分にも違反行為の効果が及んでいるというべきである。

(7) 本件各物件に係る消費税相当額は課徴金の算定の基礎に含まれるか

原告は、消費税は、本件基本合意に基づく受注調整による落札額と対価関係にはなく、擬制される経済的利得の対象とならず、消費税に対して課徴金を課すのは不当である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

消費税相当額は、独占禁止法第7条の2第1項という「売上額」に含まれると解するのが相当であり、本件審決が、課徴金の計算の基礎となる売上額を算定する際に消費税相当額を控除しなかったことは違法とはいえない（最高裁判所平成10年10月13日第三小法廷判決）。

イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

3 東京高等裁判所における決定

真成開発(株)ほか1名による審決取消請求上告提起事件（平成26年（行サ）第23号）（前記表一連番号4）の決定の概要

(1) 決定の概要

東京高等裁判所は、上告状兼上告受理申立書に上告理由の記載がなく、また、法定の期間内に原告らが上告理由書を提出していないとして、上告却下の決定を行った。

(2) 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告受理申立てにつき、平成26年度末現在、最高裁判所に係属中である。

4 最高裁判所における決定

(1) 古河電気工業(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成25年（行ツ）第107号，平成25年（行ヒ）第146号）（前記表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) 大東建設(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成26年（行ツ）第312号，平成26年（行ヒ）第334号）（前記表一連番号10）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) 株高光建設による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成26年（行ツ）第237号，平成26年（行ヒ）第241号）（前記表一連番号6）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

平成26年度当初において係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるもの。以下同じ。）は，平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第70条の15に基づく閲覧謄写許可処分取消請求事件の1件であったところ，同年度中に新たに損害賠償等請求事件1件が提起された。このため，平成26年度末現在係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟は2件である。

2 平成26年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 平成21年（判）第17号審判事件記録に係る閲覧謄写許可処分取消請求事件

ア 事件の表示

最高裁判所平成25年（行ツ）第496号，平成25年（行ヒ）第538号

事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件

上告人兼申立人（一審原告，原審控訴人） 一般社団法人日本音楽著作権協会

被上告人兼相手方（一審被告，原審被控訴人） 国（処分行政庁 公正取引委員会）

（一審の事件番号 東京地方裁判所 平成23年（行ウ）第322号）

（原審の事件番号 東京高等裁判所 平成25年（行コ）第80号）

提 訴 年 月 日 平成23年5月20日

一審判決年月日 平成25年1月31日（請求棄却，東京地方裁判所）

控 訴 年 月 日 平成25年2月13日（一審原告）

原判決年月日 平成25年9月12日（控訴棄却，東京高等裁判所）

上 訴 年 月 日 平成25年9月25日（上告及び上告受理申立て，一審原告・原審控訴人）

イ 事案の概要

本件は，平成21年（判）第17号一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審判事件

（以下「本件審判事件」という。）に係る利害関係人が平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第70条の15に基づいて行った本件審判事件の事件記録の閲覧謄写申請に対し、処分行政庁が当該事件記録のうち一部を除いて閲覧謄写を許可する旨の処分をしたところ、一審原告が、その処分の一部分（以下「本件開示決定」という。）の取消しを求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、平成26年度末現在、最高裁判所に係属中である。

なお、一審原告は、本件訴訟の上告及び上告受理申立てとともに、本件開示決定について、本案事件の判決確定までの執行停止を求める申立てをしたところ、東京高等裁判所は、本案事件の判決確定までの間、本件開示決定の執行を停止する決定を行った。

(2) 損害賠償等請求事件

ア 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国

提訴年月日 平成26年 7 月22日

イ 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、原告が、防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに、防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、平成26年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成26年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は6件であったところ、同年度中に2件の訴えが提起された。これら平成26年度の係属事件8件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが2件、東京地方裁判所の請求一部認容判決及び請求棄却判決に対して上訴を行わなかったことにより終了したものがそれぞれ1件（合計2件）あった。また、大阪高等裁判所が原判決を変更し、差止めを一部認容する判決を下したものが1件あった（この1件については上訴されたため係属中である。）。この結果、平成26年度末時点において係属中の訴訟は4件となった。

表 平成26年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 23（ワ）32660 23.10. 6	原告らが戸建て住宅向け FTTH サービスを提供するために被告らに1分岐単位かつ OSU 共用に基づく接続を求めたところ、被告らが8分岐単位かつ OSU 非共用の方針のもとに拒否することは、単独の取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	26. 6. 19 請求棄却
神戸地方裁判所 23（ワ）3452 23.12. 20 ↓ 大阪高等裁判所 26（ネ）471 26. 1. 24 ↓ 最高裁判所 26（オ）290 26（受）364 26.11.13	神戸市駅前のタクシー乗り場において、原告らが乗務するタクシーが客待ちの先頭車両になることを阻止する等の行為により、原告らが利用客と旅客運送契約を締結することを妨害することは、営業妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	26. 1. 14 請求一部認容 （独占禁止法第24条に基づく請求については棄却） 26.10.31 原判決変更 請求一部認容 （独占禁止法第24条に基づく請求を一部認容。損害賠償の金額については一審から減額） （係属中）
大阪地方裁判所 24（ワ）3113 24. 3. 22	被告と本地域内に所在する系列の販売店が共同して原告との折込広告の契約を拒絶することは取引拒絶に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）
名古屋地方裁判所 24（ワ）1505 24. 3. 28 ↓ 名古屋高等裁判所 25（ネ）280 25. 3. 14 ↓ 最高裁判所 25（オ）2164 25（受）2666 25.10. 5	被告が地権者らをして、原告と地権者らの間の事業用定期借地権設定予約契約に基づく本契約の締結を拒絶させる行為は、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	25. 2. 28 請求棄却 25. 9. 26 控訴棄却 26. 5. 27 上告棄却及び上告 不受理決定
東京地方裁判所 25（ワ）5801 25. 3. 7 ↓ 東京高等裁判所 26（ネ）1900 26. 3. 6 ↓ 最高裁判所 26（オ）1551 26（受）1991 26. 7. 25	被告に対し、神奈川県警察管内の新交通管制保守管理業務の委託条件について、特定業者のみが実行可能な条件を設定することは、当該条件を実行できない業者に対する取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	26. 2. 27 請求棄却 26. 7. 16 原判決取消し 訴え却下 27. 1. 13 上告棄却及び上告 不受理決定

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 25 (ワ) 21383 25. 8. 12	被告が、原告の取引先に対し、被告の管理する特許権に係るライセンスを受けていないブルーレイディスク製品を販売することは特許権侵害を構成し、特許権者は差止請求権を有する旨告知をしたこと等は、不公正な取引方法に該当するとして、当該告知・流布行為の差止めを求めるもの。	27. 2. 18 請求一部認容 (独占禁止法第24条に基づく請求については判断されていない。)
東京地方裁判所 26 (ワ) 12468 26. 5. 20	管理楽曲の利用に関し、放送事業者との間で包括徴収契約を締結している被告の行為により、管理事業に参入することが阻止されており、原告に著しい損害が発生しているとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 26 (ワ) 26330 26. 10. 7	被告が製造するインクジェットプリンタについて、技術上の必要性等の合理的理由のない改変を行い、原告に対し、特許権侵害を理由に、インクカートリッジの互換品の販売の差止めを求めることは、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)

第 4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成26年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟は、11件であったところ、同年度中に新たな訴えは提起されなかった（公正取引委員会把握分。以下第4において同じ。）。これら平成26年度の係属事件11件のうち、最高裁判所が上告棄却又は上告不受理の決定をしたことにより終了したものが8件あった。また、東京高等裁判所が原告の請求を棄却する判決を下したものが1件あった（この1件については当該判決が確定して終了している。）。この結果、平成26年度末時点において係属中の訴訟は2件となった。

1 ニプロ㈱によるアンプル生地管に係る私的独占事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成19年（ワ）第10号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成19年（ワ）第10号	㈱ナイガイ及び内外硝子工業㈱	ニプロ㈱	平成19年11月26日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、ニプロ㈱によるアンプル生地管に係る私的独占事件について、平成18年6月5日、ニプロ㈱に対し、独占禁止法第3条に違反する行為があった旨を明らかにする審判審決を行った。当該審決確定後、㈱ナイガイ及び内外硝子工業㈱は、ニプロ㈱に対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

平成24年12月21日、東京高等裁判所が請求を一部認容する判決を下したため、㈱ナイガイ及び内外硝子工業㈱は平成25年1月7日、上告及び上告受理申立てを行ったが（上告については同年3月21日に取り下げている。）、平成26年10月15日、最高裁判所が上告

不受理決定を行い、原審判決が確定した。

事件番号	求意見日（注）	意見書提出日（注）	経過等
平成19年（ワ）第10号	平成19年11月27日	平成20年 8月14日	平成24年12月21日 請求一部認容 平成25年 1月 7日 上告及び上告受理申立て（原告） 平成25年 3月21日 上告取下げ 平成26年10月15日 上告不受理決定

（注） 東京高等裁判所から独占禁止法第84条第1項の規定に基づき同法違反によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会が意見を提出したもの。以下、第4の各事件で同じ。

2 (株)セブンーイレブン・ジャパンによる優越的地位の濫用事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成21年（ワ）第5号、第6号、平成22年（ワ）第9号、第10号、平成23年（ワ）第8号、平成25年（ワ）第4号 損害賠償請求事件

被告 (株)セブンーイレブン・ジャパン

事件番号	原告	提訴年月日
平成21年（ワ）第5号	Aほか3名	平成21年 9月29日
平成21年（ワ）第6号	B	平成21年 9月29日
平成22年（ワ）第9号	Cほか1名	平成22年 8月 4日
平成22年（ワ）第10号	Dほか1名	平成22年 8月 4日
平成23年（ワ）第8号	Eほか1名	平成23年10月24日
平成25年（ワ）第4号	F	平成25年 7月 9日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、(株)セブンーイレブン・ジャパンが、独占禁止法第19条（平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項〔優越的地位の濫用〕第4号に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成21年6月22日、(株)セブンーイレブン・ジャパンに対し当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、前記表に記載の各原告らは、(株)セブンーイレブン・ジャパンに対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟をそれぞれ東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件について、平成26年度においては、東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが2件、請求を棄却する判決を下したものが2件あり、これらのうち3件は上告及び上告受理申立てが行われた。また、平成26年度においては、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定を下したものが3件、上告不受理の決定を下したものが1件あった。平成26年度末現在、1件が最高裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成21年（ワ）第5号	平成21年10月26日	平成21年12月16日	平成25年 8月30日 請求一部認容 平成25年 9月12日 上告及び上告受理申立て（原告） 平成25年 9月13日 上告及び上告受理申立て（被告） 平成26年10月14日 上告棄却及び上告不受理決定
平成21年（ワ）第6号	平成21年10月27日	平成21年12月16日	平成26年12月19日 請求一部認容 平成26年12月26日 上告及び上告受理申立て（被告） （係属中）
平成22年（ワ）第9号	平成22年 8月12日	平成22年 9月10日	平成26年12月19日 請求棄却
平成22年（ワ）第10号	平成22年 8月 9日	平成22年 9月10日	平成26年 6月18日 請求一部認容 平成26年 6月26日 上告及び上告受理申立て（原告） 平成26年 7月 1日 上告及び上告受理申立て（被告） 平成26年11月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成23年（ワ）第8号	平成23年12月 1日	平成23年12月15日	平成26年 5月30日 請求棄却 平成26年 6月10日 上告及び上告受理申立て 平成26年12月18日 上告棄却及び上告不受理決定
平成25年（ワ）第4号	—	—	平成26年 1月31日 請求棄却 平成26年 2月12日 上告受理申立て 平成26年11月25日 上告不受理決定

(4) 判決の要旨

ア 平成22年（ワ）第9号事件（平成26年12月19日請求棄却，東京高等裁判所）

被告が，加盟者に対し，デイリー商品を推奨価格で販売するよう求める助言・指導を行う限りにおいては，本件違反行為に当たることとはなく，上記助言・指導の域を超えて，見切り販売が加盟店基本契約に違反する行為であるとか，見切り販売を行うことにより加盟店基本契約の更新ができなくなるなどの不利益が生じることを申し向けたり，デイリー商品の値下げ販売が加盟店基本契約に違反する可能性がある旨の認識を持たせるような言動をして，経営上の判断に影響を及ぼす事実上の強制を加え，これにより加盟者が有する商品の価格決定権の行使が妨げられ，見切り販売の取りやめを余儀なくさせたと認められる場合に，本件排除措置命令が認定した本件違反行為がされたと認めるのが相当である。

優越的地位を有する被告によりその有する価格決定権の自由な行使が妨げられる者は，加盟店基本契約を締結した加盟者に限られるというべきであり，加盟店基本契約締結前の被告の加盟希望者に対する行為は，本件違反行為に該当しない。また，原告らが主張する被告による各妨害行為についても，原告らに対し見切り販売の取りやめを余儀なくさせたものと認めることはできないから，原告らの主張は理由がない。

イ 平成22年（ワ）第10号事件（平成26年6月18日請求一部認容，東京高等裁判所）

被告が、デイリー商品の値下げ販売は禁止されている旨回答した行為等は、原告らに対して、デイリー商品の値下げ販売が加盟店契約に違反する可能性がある旨の認識を持たせ、見切り販売の実施に関する経営上の判断に影響を及ぼす事実上の強制を加えて、その商品の価格決定権の行使を妨げ、見切り販売の取りやめを余儀なくさせるなど、これにより加盟者として自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせる行為であって、本件排除措置命令の認定した独占禁止法19条に違反する事業者の行為に当たると認めるのが相当である。

本件においては、原告らに損害が生じたことは認められるものの、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難であるから、民事訴訟法第248条に基づき、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定すべきものである。

ウ 平成23年（ワ）第8号事件（平成26年5月30日請求棄却，東京高等裁判所）

被告が原告に対し、単品管理を勧める一方、見切り販売を勧めず、できる限り推奨価格を維持して販売するように助言・指導することは、原告の有する価格決定権の行使を現実に妨げ、見切り販売の取りやめを余儀なくさせた行為とは評価できず、被告による研修やシステムマニュアル等が前記助言・指導の域を超えると認めるに足る証拠がない。

原告の研修期間、管理委託期間において、助言・指導の域を超えて見切り販売の取りやめを余儀なくさせるような行為があったということはできない。

3 地方公共団体が発注するごみ処理施設建設工事の入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成23年（ワ）第2号，平成24年（ワ）第5号，第11号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成23年（ワ）第2号	広島中央環境衛生組合	JFE エンジニアリング(株)	平成23年 2月25日
平成24年（ワ）第5号	山口市	(株)タクマ	平成24年 3月27日
平成24年（ワ）第11号	小野加東環境施設事務組合	(株)タクマ	平成24年 9月13日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、地方公共団体が発注するごみ処理施設建設工事の入札談合について、平成18年6月27日、日立造船(株)ほか4名に対し当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後、前記表に記載の各原告は、それぞれ、各被告に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

平成26年度においては、最高裁判所が3件全てについて上告棄却及び上告不受理決定を下したことから、原審判決が確定した。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成23年（ワ）第2号	平成23年 3月11日	平成23年 3月30日	平成24年 9月21日 請求一部認容 平成24年10月 5日 上告及び上告受理申立て（被告） 平成26年 5月27日 上告棄却及び上告不受理決定
平成24年（ワ）第5号	平成24年 4月12日	平成24年 5月 7日	平成25年 9月 6日 請求棄却 平成25年 9月20日 上告及び上告受理申立て 平成26年 5月19日 上告棄却及び上告不受理決定
平成24年（ワ）第11号	平成24年 9月19日	平成24年10月 9日	平成25年10月18日 請求棄却 平成25年10月31日 上告及び上告受理申立て 平成27年 2月 3日 上告棄却及び上告不受理決定

4 郵便番号自動読取区分機類の入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成25年（ワ）第8号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成25年（ワ）第8号	日本郵便(株)	(株)東芝ほか1名	平成25年11月28日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、郵政省が発注する郵便番号自動読取区分機類の入札談合について、平成15年6月27日、(株)東芝ほか1名に対し、当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後、原告は、当該審決が認定した入札談合により郵政省が被った損害賠償請求権を承継したとして、(株)東芝ほか1名に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件については、平成26年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成25年（ワ）第8号	平成26年 2月17日	平成26年 3月24日	平成25年11月28日

第5章 競争環境の整備

第1 保育分野に関する調査・提言

1 経緯

我が国の少子化の要因の一つとして、仕事と子育ての両立の難しさが挙げられている。特に都市部では、保育の需要に対して子供を預かる保育施設が不足しており、待機児童の発生が大きな問題となっている。

保育分野については、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成27年4月に予定されている同法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に向けた準備が国・自治体双方で行われているほか、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日内閣総理大臣公表）に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消することを目指して種々の取組が強化されてきている。

また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、保育分野は、「制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野」、「良質で低コストのサービス（中略）を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野」とされている。さらに、国の成長・発展等への貢献を目的に、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）においては、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指し、改革に取り組むこととされている。

このように、保育分野は、需要の充足が求められているだけではなく、我が国の成長分野となることが期待されている分野である。

公正取引委員会では、平成26年度において、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、保育分野の現状について調査・検討を行い、平成26年6月25日、競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「保育分野に関する調査報告書」（以下第1において「報告書」という。）を公表した（詳細は平成25年度年次報告第2部第5章第1を参照）。報告書では、①多様な事業者の参入促進、②補助制度・税制におけるイコールフッティングの確保、③情報公開・第三者評価の充実、④付加的なサービスの拡大について提言を行った。

2 報告書の広報活動

報告書の公表後、公正取引委員会では、保育分野において競争政策の観点からより望ましい制度運用等がなされるよう、関係府省や全国の地方公共団体等に対して報告書を送付するとともに、保育所の設置認可や保育所を運営する事業者の選定・監督等の制度運用を実際に行っている地方公共団体の保育行政担当者向けに報告書の説明会を全国で6回開催するなどして、報告書の内容の周知を図った。

第2 競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会

1 経緯

我が国において、公的再生支援が様々な政策目的を達成するために行われている中、これら支援による関連する市場における競争への影響を最小限のものとすることが重要であるとの認識の下、競争政策の観点から必要な検討を行うことを目的として、内閣府特命担当大臣決定により、有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）が開催された。同研究会は、平成26年8月13日の第1回会合以降、全8回にわたって開催された。

同研究会における公的再生支援とは、様々な政策目的に基づき、有用な経営資源を有しながら経営が困難な状況に陥った事業者の事業継続能力を回復するために、国が出資する法人等が行う事業再生支援のことである。

公的再生支援は、事業の再生が行われることが社会的に望ましいが、公的再生支援を行わなければ再生が実現されない場合に実施されるものである一方、本来であれば市場から退出すべきであった事業者に対して、公的再生支援を行うことによって、市場における競争に影響を及ぼしているとの指摘がある。

このような指摘を踏まえ、同研究会は、公的再生支援を行う機関（以下「支援機関」という。）、支援を受ける事業者やその競争事業者及び専門家から、我が国及び欧米における制度や実態についてヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえて具体的な検討を行った上で、競争政策の観点から公的再生支援の在り方について中間取りまとめを行い、平成26年12月19日に公表した。

2 中間取りまとめの概要

(1) 公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識

ア 競争政策の観点からの公的再生支援の評価

公的再生支援は、経営が困難となった非効率的な事業者が市場から退出せず、生き残ることとなるため、当該支援がなされなかった場合と比較して、競争のゆがみを生み、非効率的な事業者から効率的な事業者への需要や資源の移転を妨げたり、事業を効率化しようとするインセンティブが弱まることによる非効率を生じさせる可能性がある。

したがって、競争政策の観点からは、公的再生支援は競争への影響をあらかじめ注意深く考慮した上で実施すべきものである。

イ 公的再生支援を実施する上で留意すべき原則

公的再生支援は、次の3つの原則を踏まえて行う必要がある。

(7) 補完性の原則

公的再生支援は、様々な政策目的の達成のために、民間だけでは円滑な事業再生が不可能であり、支援機関が事業再生に対する公的な支援を行わざるを得ない場合に限って、民間の機能を補完するために実施すべきものである。

(4) 必要最小限の原則

公的再生支援は、経営困難に陥っている事業者を再生させなければ様々な政策目

的を達成することができない場合において、当該政策目的を達成するために必要最小限となるような手段・方法で行われるようにすべきである。

(7) 透明性の原則

公的再生支援が市場メカニズムにどのような影響を与えるのかを明確にし、競争事業者が公的再生支援による競争への影響について意見を提出したり、被支援事業者の行為に対して適切に対応できるように、支援基準や支援手続といった一般的な事項に関する情報だけではなく、可能な限り、個別の事案に関する情報について、迅速性や情報へのアクセスの容易性に配慮しつつ開示がなされるべきである。

(2) 公的再生支援の競争に与える影響とそれに対する対応

ア 競争に与える影響の違い

公的再生支援が競争に与える影響は、基本的に、①市場構造及び②支援内容によって異なると考えられる。

市場構造については、被支援事業者の絶対的な事業規模や市場シェアが大きい場合には、公的再生支援が競争に与える影響は大きくなると考えられる。

支援内容については、支援の規模が大きかったり、支援の期間が長かったり、支援が繰り返されたりする場合には、競争に与える影響が大きくなると考えられる。

また、公的再生支援は、その手法によって、金融支援と非金融支援に分けられる。

金融支援の手法としては、主に融資等の流動性支援と出資が挙げられるが、出資の方が融資等の流動性支援よりも競争に与える影響が大きいと考えられる。流動性支援については、利子を課すことによって競争に与える影響が小さくなる一方、金利の水準が民間の金融機関から借り入れる場合の水準から借主に有利になるほど、競争に与える影響は大きくなるものと考えられる。

非金融支援の手法としては、主に債権者間調整と専門家の派遣が挙げられるが、支援計画の内容や派遣される人材の質等によって非金融支援が競争に与える影響は異なるものと考えられる。

イ 公的再生支援の競争に与える影響の最小化

(7) 市場構造を踏まえた検討の必要性

被支援事業者の絶対的な事業規模や市場シェアが小さい場合には、競争に与える影響が小さいものと考えられるため、公的再生支援が競争に与える影響について検討を行う必要性は、その他の場合と比べて基本的には小さいものと考えられる。

(4) 支援内容の調整による最小化

a 支援の期間・回数

支援期間及び支援回数については、事業再生を可能とすることを前提として、競争がゆがむ期間を短くする観点から可能な限り支援期間を短くした上で、支援期間を延長しないようにし、また、一度限りで支援が終了するようにすべきである。

b 支援の規模

支援規模については、事業再生を可能とすることを前提として、支援の規模を必要最小限とする観点から、公的再生支援を実施する前に被支援事業者に自己調達を求めたり、株主等に損失負担を求めたりすることが望ましい。

c 支援の手法

金融支援及び非金融支援に共通して留意すべきことは、補完性の原則に基づき、支援の要否や内容を検討した上で、必要最小限の原則に基づき、政策目的を達成するために必要最小限となるような手段・方法で行われるようにすることである。

金融支援を行う場合には、出資や融資などの使途や用途を事業再生に限定することが考えられる。また、融資等の流動性支援の方が出資と比べて競争に対する影響が小さくなることを踏まえ、被支援事業者の金融支援に対するニーズを事前に把握し、融資等の流動性支援だけでなく出資が必要か否かについて十分に検討した上で、適切な金融支援の内容となるようにすべきである。

流動性支援を行うに当たっては、利子を課した上で、その水準については民間の金融機関から借り入れる場合の条件に近づけることが望ましい。また、出資を行うことが必要な場合であっても、競争への影響が大きいことに鑑み、事前に民間の出資者を十分に探した上で、どうしても見つからない場合に限り、支援機関が出資を実施するようにすべきである。

(7) 法的整理との併用

公的再生支援の実施を前提とした上で法的整理を併用することについては、公的再生支援と法的整理は、事業再生を支援するという点において機能が一部共通するため、併用すると支援内容が事業の再生に必要な範囲を超えて過大になるおそれがあり、この場合、公的再生支援が競争に与える影響が大きくなると考えられる。

このため、公的再生支援と法的整理は基本的には併用すべきではないと考えられる。もっとも、公的再生支援には存在しない法的整理の機能を利用することを目的として法的整理を併用することまでを否定するものではないが、法的整理の併用によって支援内容が過大になるおそれが生じることについて、支援機関は十分に留意する必要がある。

以上を踏まえると、法的整理を併用しようとする場合には、その必要性をあらかじめ十分に検討するとともに、必要性が認められた場合であっても、併用によって支援内容が過大になるおそれがあることを踏まえ、公的再生支援が競争に与える影響について、被支援事業者の競争事業者等から意見を聴取するなど、透明性の確保について十分に注意を払う必要がある。また、公的再生支援の内容については、法的整理による効果を十分に考慮した上で、必要最小限の原則を踏まえ、その内容を厳格に調整する必要がある。

(i) 支援内容の調整によって対処できない場合の措置

支援内容を調整してもなお、どうしても看過できないような競争への影響が残るおそれがある場合においては、支援内容を調整することに加えて、公的再生支援による競争への影響を最小化するための措置（影響最小化措置）を採ることが必要となる。影響最小化措置については、事業再生を可能とすることを前提に、必要に応じ規制当局とも連携しながら、支援機関が支援を行うに当たっての条件として被支援事業者に一定の措置を採ることを求めることが考えられる。

影響最小化措置としては、被支援事業者の事業活動を制約する措置（行動措置）や被支援事業者の市場におけるプレゼンスをあらかじめ減少させる措置（構造措

置)が考えられる。

行動措置としては、例えば、被支援事業者の新たな生産設備への投資や新規事業分野への投資を一定期間制限することなどが考えられる。ただし、行動措置は、市場の競争を制限する効果を持つおそれもあるため、慎重に実施すべきものであり、特に、市場の競争を直接制限する効果を持つ被支援事業者による価格設定に対する制限については原則として課すべきではなく、仮に課すとしても極めて例外的な場合に限るべきである。

構造措置としては、例えば、被支援事業者の生産能力を削減するための事業譲渡を行ったり、生産設備などの資産を売却したりすることが考えられる。また、事業譲渡や資産の売却を行うに際しては、新規の独立した競争事業者を創出したり、既存の競争事業者が有効な牽制力を有することとなるような措置であることが望ましい。

また、影響最小化措置の実施の可否や内容を決定するタイミングについては、被支援事業者の効率性を改善しようとするインセンティブや当該事業者に融資を行っている金融機関など当該事業者のステークホルダーが事業再生にコミットしようとするインセンティブを損ねないようにするとの観点から、支援の決定時にあらかじめ決定される必要がある。また、実施期限については、措置の実施が遅延することによって競争のゆがみが拡大することを避けるとの観点から、支援期間中に採るべきものとすべきである。

(3) 公的再生支援の適切さを確保するための枠組み

ア 公正取引委員会及び支援機関の役割分担

公正取引委員会が、公的再生支援を行うに当たって支援機関が競争政策の観点から留意すべき点を盛り込んだ業種横断的なガイドラインを作成・公表するとともに、各支援機関は、個別事案における支援内容の決定に当たり、必要に応じ規制当局とも連携しながら、当該ガイドラインを踏まえて競争への影響を検討・評価するというやり方とすることが適当であると考えられる。

イ 事後的な競争回復策

被支援事業者が公的再生支援の開始後に当初の想定以上に競争上優位になった場合において採り得る事後的な競争回復策としては、支援の中止や支援の縮小といった支援内容の変更や被支援事業者に対する金銭的不利益措置などが考えられるが、いずれの手法であっても、被支援事業者の事業再生に向けた効率性改善のインセンティブや被支援事業者のステークホルダーの当該事業再生にコミットしようとするインセンティブを損ねるおそれがある。

また、被支援事業者に対する金銭的不利益措置については、何ら違法行為等を行っていないにもかかわらずそのような措置を課すような制度は現行法制においては存在しておらず、新たにこのような制度を導入することについても、財産権の保障の観点から懸念が残ることに加え、被支援事業者が競争上優位になった原因が、公的再生支援によるものなのか、被支援事業者の自助努力によるものなのかについて判別することは困難であるため、被支援事業者に対して課すべき金銭的不利益の大きさを算定する規範設定も難しいことから、法制化することも困難ではないかと考えられる。

以上を踏まえると、被支援事業者が当初の想定以上に競争上優位に立った場合において、事後的な競争回復策を採ることについては、被支援事業者が事業再生を行おうとするインセンティブや当該事業者のステークホルダーが当該事業再生にコミットしようとするインセンティブを損ねるものであり、適当ではないと考えられる。加えて、被支援事業者に対する金銭的不利益措置については、法制上の観点からも困難ではないと考えられる。

ウ 関連する事業規制等

被支援事業者やその競争事業者が公的規制制度の下にあり、公的再生支援を梃子として被支援事業者が著しく競争上優位になると認められる場合、規制当局が、競争のゆがみを是正し、競争環境を確保する観点も踏まえて、許認可を含む処分等を行う場合があり得る。

このような場合において規制当局は、市場における競争の活性化を促すことによって競争環境を確保するという方向で処分等の内容について検討を行うことが望ましい。

このような観点からは、例えば、潜在的な参入事業者の新規参入を促すような処分等を行うことや、新規参入事業者を含む競争事業者による事業の実施に不可欠な施設の利用を容易にするような処分等を行うことについては、被支援事業者と新規参入事業者を含む競争事業者の間の競争の活性化を通じて競争環境を確保しようとするものであり、基本的に望ましいものと考えられる。

エ 透明性の確保

(7) 支援機関

支援機関は、被支援事業者及びその競争事業者や被支援事業者のステークホルダーの予見可能性を高める観点から、公的再生支援の一般的な審査基準や支援手続について、基本的に公表すべきである。

また、支援機関は、競争への影響が大きいと考えられる場合においては、個別の事案における支援計画の内容や公的再生支援による競争への影響評価について、可能な範囲で公表することが望ましい。

さらに、支援機関は、競争への影響を評価するに当たって、事業再生に支障のない範囲内において、必要に応じ競争事業者等から意見を聴取することが望ましい。

(4) 規制当局

規制当局は、処分等を行う際に公的再生支援による競争への影響についても考慮することとした場合には、可能な限り、速やかにその旨を公表することが望ましく、また、実際に考慮した場合にあっては、可能な限り、処分等の内容とともに競争への影響の評価についても公表することが望ましい。

第3 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他

方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を、それぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、平成26年度末現在、保険業法等16の法律がある。

2 適用除外の見直し等

(1) これまでの見直し

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、平成26年度末現在、17法律24制度となっている。

(2) 規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ、「国土交通省

は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。＜平成24年度検討＞とされたところ、平成27年3月末時点で、結論が得られていないため、同省に対し、当委員会と協議しつつ、引き続き検討を行うよう要請した。

なお、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、平成22年度に検討することとされた、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについては、「国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う」こととなっている。

3 適用除外カルテル

(1) 概要

価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法等に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、平成26年度末現在、40件となっている。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成26年度において、個別法に基づき主務大臣から公正取引委員会に対し同意を求められ、又は協議若しくは通知のあった適用除外カルテルの処理状況は第1表のとおりで

あり、このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は、次のとおりである。

第1表 平成26年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号, 第102条	第101条	同意 (第105条 第1項)	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険				1 (変更1)	
		自動車損害賠償責任保険				2 (変更2)	
		地震保険				0	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号, 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償保険部分）				0	
		自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）				1 (変更1)	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の	自動車損害賠償責任保険	第7条の2 第1項 第2号, 第9条の3	第7条の3	通知 (第9条の3 第3項)	0	－
		地震保険				0	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制		第42条 第5号, 第43条	第93条	協議 (第94条 第1項)	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第95条, 第95条の3, 第97条, 第97条の3	第95条	通知 (施行令第49条の2 第2項)	20	－
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限等		第8条, 第9条	第10条	協議 (第13条 第1項)	0	－
輸出入取引法	輸出入取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等		第5条, 第11条 第2項, 同条第3項	第33条	通知 (第34条 第1項)	0	－

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
道路運送法	生活路線確保のための共同経営，旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条，第19条	第18条	協議（第19条の3第1項）	3	所要の検討を行った結果，異議ない旨回答した。
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号，第111条	第110条	協議（第111条の3第1項）	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸，運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号，第111条	第110条	通知（第111条の3第2項）	8 （締結1） （変更7）	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営，利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号，第29条	第28条	協議（第29条の3第1項）	1	所要の検討を行った結果，異議ない旨回答した。
	<外航>運賃，料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号，第29条の2	第28条	通知（第29条の4第1項）	215 （締結33） （変更182）	—
内航海運組合法	運賃，料金，運送条件，配船舶腹，保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号，第10条，第12条	第18条	協議（第65条第1項）	0	
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知（第8条の6第1項）	0	—

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険契約に関する法律に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合には，金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成26年度において，金融庁長官から同意を求められたものは4件であった（全て変更認可に係るもの）。また，平成26年度末における同法に基づくカルテルは9件で

ある。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成26年度において、金融庁長官から通知を受けたものはなかった。また、平成26年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成26年度において、文化庁長官から通知を受けたものは20件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成26年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、平成26年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成26年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成26年度末における同法に基づくカルテルはない。

(4) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成26年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは8件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成26年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは1件であった。また、平成26年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

(4) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成26年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは215件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成26年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成26年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会

は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、平成26年度において、227件であった（第2表及び附属資料3－9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

(単位：件)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
協同組合届出件数	134	197	208	179	154	142	141	184	187	227

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

- (1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

- (2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

- (3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第4 競争評価に関する取組

1 競争評価の実施に関する動向

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成26年度においては、総務省から50件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第5 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

1 経緯

公正取引委員会は、「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」(平成26年6月13日規制改革会議)を受けて策定された「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。)の第2部第1及び第2に関し「規制改革実施計画」において「平成26年度措置」とされた事項について、明確化を行うため、流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し、平成27年3月30日に公表した。

また、公正取引委員会は、「規制改革実施計画」において「平成26年度検討開始」とされている、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、検討を開始した。

2 内容

垂直的制限行為(メーカーが、自社商品を取り扱う卸売業者や小売業者といった流通業者の販売価格、取扱い商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為をいう。以下同じ。)に関し、主に以下の点について明確化した。

(1) 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準についての考え方

垂直的制限行為については、いわゆるブランド間競争の状況等を総合的に考慮して、その適法・違法性を判断する。

垂直的制限行為のうち非価格制限行為(流通業者の取扱い商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為。以下同じ。)は、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合」や「当該商品の価格が維

持されるおそれがある場合」に当たらない限り、通常、問題となるものではないが、再販売価格維持行為は、通常、競争阻害効果が大きく、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である。

(2) 「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」

「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」とは、非価格制限行為により流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。

(3) 垂直的制限行為によって競争促進効果が認められ得る典型例

垂直的制限行為によって、新商品の販売が促進される、新規参入が容易になる、品質やサービスが向上するなどの場合には、競争促進的な効果が認められ得る。

(4) 「流通調査」

メーカーが単に自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格、販売先等の調査（流通調査）を行うことは、流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならない。

(5) いわゆる「選択的流通」

いわゆる「選択的流通」（メーカーが自社の商品を取り扱う流通業者に関して一定の基準を設定し、当該基準を満たす流通業者に限定して商品を取り扱わせようとする場合、当該流通業者に対し、自社の商品の取扱いを認めた流通業者以外の流通業者への転売を禁止すること。以下同じ。）は、設定される基準が、当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、たとえメーカーが選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかったとしても、通常、問題とはならない。

(6) 再販売価格維持行為規制における「正当な理由」

「正当な理由」は、メーカーによる自社商品の再販売価格の拘束によって実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進され、それによって当該商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、当該競争促進効果が、再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法によっては生じ得ないものである場合において、必要な範囲及び必要な期間に限り、認められる。

第6 その他のガイドライン等の策定・公表

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインとして、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月公表）のほか、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月公表）、「事業者団体の活動に関する独占禁止

法上の指針」(平成7年10月公表)、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成19年4月公表)、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成19年9月公表)、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(平成21年10月公表)、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年12月改定)、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月公表)等を策定・公表している。

また、個々の具体的な行為について事業者等からの相談に応じるとともに、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している(平成25年度に寄せられた相談について、平成26年6月18日公表)。

第7 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成26年度においては、国の本省庁との連絡担当官会議を平成26年12月9日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成26年度においては、研修会を全国で24回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人に対して294件の講師の派遣を行った。

第8 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、公正取引委員会では、これまで、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成26年度においては、近年、我が国企業が外国競争法違反による摘発を受け、巨額な罰金や制裁金が課されたり、我が国企業の役員・従業員が禁錮刑を科されたりする事案が多数発生し、我が国企業における外国競争法に関するコンプライアンス(以下「外国競争

法コンプライアンス」という。) 態勢の脆弱性が指摘されていることから、我が国企業における外国競争法コンプライアンス態勢の強化に資することを目的として、①東証一部上場企業に対するアンケート調査、②アンケート調査において興味深い取組例を回答した企業又は過去に外国の競争当局から外国競争法違反で行政処分、訴追等を受けたことがあると回答した企業に対するヒアリング調査を実施し、平成27年3月27日、外国競争法コンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～」を公表した。調査結果によれば、外国競争法コンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点は、次のとおりである。

1 外国競争法コンプライアンス推進に当たっての基本的な視点（リスク管理・回避の視点）

外国競争法コンプライアンスの在り方を検討するに当たっては、「リスク管理・回避」が基本的視点になると考えられる。より具体的には、まず、以下のような様々な外国競争法の特徴を踏まえてリスクを的確に把握し、それを最小化していくという考え方が重要となる。このためには、違反行為を「しない」・「させない」という取組が何よりも必要となるが、そればかりでなく、違反行為を行ってしまった場合に、各々の国・地域の競争法で用意されている制裁減免のツールを積極的に活用して外国競争法違反行為に起因するダメージを最小化していくことも求められる。

我が国独占禁止法と比較した場合の外国競争法の特徴に関連するリスクとしては、以下のものが挙げられる。

(1) 外国競争法制及びその運用に係るリスク

ア 違反行為に対する厳しい制裁

制度上予定されている反競争的行為に対する罰金や制裁金の水準が我が国に比較して高い上、実際に高額な罰金や制裁金が課されている。また、国・地域によっては、営業担当者等の個人にも執行猶予のない禁錮刑が科されるケースも少なくない。

イ カルテルに係る成立要件等の相違

特に価格カルテルについては、我が国と異なり違反行為に係る実体法上の要件として複数の事業者による共同行為さえあれば足り、競争制限効果の程度の如何を問わないとされている国・地域がある。また、カルテルの立証に当たり、共同行為の存在を推認させる状況証拠が我が国に比して重要な役割を果たす場合もある。

ウ 調査妨害・非協力に対するペナルティ

競争当局の調査に非協力である者の罰金や制裁金が増額される場合もある。また、資料を廃棄するなど競争当局の調査を妨害するような場合には、別途厳しい制裁が用意され、かつ、それが実際に運用されている国・地域もある。

(2) 複数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク

特にグローバルに事業を展開する企業においては、複数の国・地域の市場をまたいで競争法違反行為が行われることが多いため、当該複数の国・地域の競争当局から調査を受け、法執行の対象となるケースが増えている。自社の支店や海外傘下グループ会社等を通じて事業活動を行っている国・地域の競争法の執行対象となるだけでなく、そのよ

うな拠点を置かずに事業活動を行っている場合も、当該国・地域の競争法の執行対象となり得る。

2 外国競争法コンプライアンス推進のための対応の基本（対応の3本柱）

我が国企業が、外国競争法コンプライアンスを推進していくに当たっては、独占禁止法コンプライアンスの推進を図る必要があることを前提として、前記1のリスク管理・回避といった基本的視点を踏まえた以下の3つの対応の基本に立脚して、個別具体的な方策を立案・実施していく必要があると考えられる。

(1) 親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応（一体性）

我が国企業の外国競争法コンプライアンスを考えるに当たっては、前記1(2)の「複数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク」を踏まえ、海外傘下グループ会社も含めて態勢の構築を図っていく必要があるが、その際には、親会社・海外傘下グループ会社が一体となった対応が望まれる。

(2) 事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応（広範性）

複数の競争法の執行の対象となることによる制裁金等の巨額化を防ぎ、リスク管理・回避を適切に図っていく観点からは、事業活動を行っている国・地域の競争法の適用を十分意識した対応が必要である。

(3) 我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応（柔軟性）

前記1のようなリスクを有する外国競争法に対して、そのリスク管理を適切に図っていくためには、まず、外国競争法違反行為を「しない」・「させない」ことが重要であるが、仮に、外国の競争当局の法執行対象となってしまった場合にも、法制の違いを踏まえた適切な対応を行っていくことが極めて重要になってくる。

3 外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的方策

前記2の対応の基本（対応の3本柱）に立脚したコンプライアンス・プログラムを推進するための個別具体的な方策について、ヒアリング調査で得られた具体例を用いて述べると以下のとおりとなる。

(1) 外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

ア 親会社の経営トップのコミットメントと世界規模での周知

海外傘下グループ会社に対しては親会社の経営トップのメッセージを多言語化して発信しているとする例がみられた。

イ 外国競争法に係る担当者の指定等の体制整備

親会社の法務部に競争法の専任者を置き情報が集中する体制を構築したことにより、競争法上問題となるおそれのある行為について事前の相談が増加し、違反行為の未然防止に寄与しているとする例がみられた。

ウ 自社固有のリスクの特定とそれに対する対応

主要な営業品目が世界的に自社を含む数社に寡占された業界なので、同業他社とは原則として接触禁止という方針をグローバル統一ルールとして定めているとする例がみられた。

(2) 研修等による未然防止のための方策

ア 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定

自動車部品カルテル事件を受け、欧米に関しては既存のコンプライアンス・マニュアルをより強化し、コンプライアンス・マニュアルがなかった中国等についてはこれを導入したとする例がみられた。

イ 外国競争法に係る社内研修の実施

アジア地域の傘下グループ会社に対する研修において、現地の競争法のほか、欧米の競争法の運用及び罰則は非常に厳しいことや域外適用があり得ることを事例を交えて説明しているとする例がみられた。

ウ 内外共通の法務相談体制の整備

これまで日常業務は各現地法人が対応しているが、明確なルール付けがなかったため、海外現地法人が訴訟・紛争等に巻き込まれた場合であっても、事業部門内のみで処理され報告が後手に回ることがあったことを踏まえて、競争法違反や集団訴訟といった重大な案件が発生した場合には、親会社法務部門に直ちに情報共有される体制を構築中であるとする例がみられた。

エ グローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備

制裁が厳しく、同業他社との情報交換自体が違法と判断され得るEUの競争法を意識した同業他社との接触に関するグローバル・ルールを定めており、考え方としては、「カルテルをしてはいけません。」だけではなく、「カルテルを疑われる行為はやめましょう。」としているとする例がみられた。

(3) 監査等による確認と早期発見のための方策

ア 外国競争法監査の実施

グループCEO直属の内部監査グローバルリーダーがアジア、欧州、北米のリージョナルリーダーを統括する体制の下、各地域の監査部門が担当地域のグループ会社の監査を実施しており、監査に当たっては、グローバル共通の重点監査項目を設定しているとする例がみられた。

イ 内外共通の内部通報制度の整備

海外の子会社の従業員等が利用する全言語に対応可能なグループ共通の内部通報窓口を専門業者や法律事務所に委託しているとする例がみられた。

ウ 外国競争法に係る社内リニエンシー

外国の競争当局は、制裁金や罰則において、日本と異なり裁量型を採用しており、競争当局への協力度合いが制裁金等に影響があるところ、社内リニエンシーにより、社員の調査協力を確保することができたとする例がみられた。

(4) 危機管理のための方策

ア 親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定

外国競争法違反の可能性が発見された場合、直ちに経営トップに報告するとともに、提携している国内又は海外の弁護士と連携を図り、迅速に社内調査を実施する一方で、各国・地域の関係競争当局へのリニエンシー申請の利用について検討している例がみられた。

イ 外国競争法に係るリニエンシー制度の活用

違反が発覚した場合には、各国・地域のリニエンシー制度を積極的に利用する方針

を有しているところ、海外子会社の法務部門と連携しつつ日本の法務部門が中心となって社内調査を行った結果、複数の国・地域への影響が認められたため、親会社主導で当該複数国・地域に同時にリニエンシー申請を行ったとする例がみられた。

ウ 一体的対応の基礎となる有事対処マニュアルの整備

有事の際の証拠隠滅や虚偽報告を行うと、故意ではなくても重大な制裁を課される可能性があることから、従業員が証拠隠滅等を行うことがないように、分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、関係者に事前周知しているとする例がみられた。

エ 親会社の経営トップのイニシアティブによる的確な社内調査の実施

外国の競争当局から調査を受けた際、関連する製品についても社内調査を行ったところ、違反事実が認められたため、当該関連製品を販売する国・地域の競争当局にリニエンシー申請を行い、制裁金の免除を受けることができたとする例がみられた。

第9 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち、事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており、その別表には、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で、かつ、上位1社の事業分野占拠率が50%超又は上位2社の事業分野占拠率の合計が75%超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第4表）。

別表については、生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では、平成26年11月27日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については、生産、販売、価格、製造原価、技術革新等の動向、分野別利益率等について、独占禁止法第2条第7項第2号（新規参入の困難性）及び第3号（価格の下方硬直性、かつ、過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し、企業の動向の監視に努めている。

第4表 別表掲載事業分野（29事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒、ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ	たばこ製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
液晶テレビジョン受信機		液晶テレビジョン受信機製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	
ゲーム用の記録物		ゲーム用の記録物製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
医療事務代行	医療事務代行業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注１） 本表は、公正取引委員会が行った平成24年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等により、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成24年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注２） 本表の商品順は「工業統計表」に、役務順は「日本標準産業分類」による。

第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化，ボーダーレス化等が進展する中で，公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し，経済学的，あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中，公正取引委員会は，平成15年6月，事務総局内に「競争政策研究センター（CPRC）」を発足させた。同センターでは，外部の研究者や実務家と当委員会事務総局の職員との協働による研究等，独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

2 共同研究報告書及びディスカッション・ペーパー

競争政策研究センターでは，経済学者，法学者及び公正取引委員会事務総局の職員（競争政策研究センター研究員）の三者協働を原則に，複数の競争政策に関する研究テーマに取り組んでいる。

平成26年度においては，4テーマについて研究を実施した。また，前年度の共同研究について4本の共同研究報告書を公表した。このほか，共同研究報告書で取り上げたテーマを更に掘り下げた研究，競争政策研究センターが開催する公開セミナーや国際シンポジウムの際に報告・紹介された研究等をディスカッション・ペーパーとして公表している（第1表，第2表及び第3表参照）。共同研究報告書及びディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文を掲載している。

第1表 共同研究テーマ（平成26年度）

	テ ー マ
1	プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題
2	医薬品市場における競争と研究開発インセンティブージェネリック医薬品の参入が市場に与えた影響の検証を通じてー
3	非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方
4	オンラインとオフラインのサービス需要の代替性ーオンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価ー（平成25年度から実施）

第2表 共同研究報告書（平成26年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	26. 9. 24	「モビリティ指数を利用した我が国主要産業の市場構造の変化の検証と競争政策の実務への利用可能性の検討ー生産・出荷集中度データに基づく分析ー」 土井 教之（関西学院大学経済学部教授・競争政策研究センター主任研究官） 本庄 裕司（中央大学商学部教授・元競争政策研究センター客員研究員） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）
2	26. 12. 11	「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） 柴田 潤子（香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授・元競争政策研究センター客員研究員） 多田 英明（東洋大学法学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 真淵 博（元競争政策研究センター研究員） 岸本 宏之（公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課・競争政策研究センター研究員） 牟田 和弥（公正取引委員会事務局官房総務課・競争政策研究センター研究員） 稲田 雄介（公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課・競争政策研究センター研究員） 鈴木 隆彦（公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室・競争政策研究センター研究員） 鈴江 司（公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室・競争政策研究センター研究員） 美濃部翔司（公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課・競争政策研究センター研究員） 福田 哲也（公正取引委員会事務局審査局第一審査・競争政策研究センター研究員） 芦川 直子（公正取引委員会事務局審査局第三審査・競争政策研究センター研究員） 宮川 幸（元競争政策研究センター研究員）
3	26. 12. 19	「EUのリニエンシー制度の研究」 武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 和久井理子（立教大学法学部特任教授/大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員・元競争政策研究センター客員研究員） 齊藤 高広（金沢大学人間社会研究域法学系教授・競争政策研究センター客員研究員） 高居 良平（公正取引委員会事務局審査局管理企画課課徴金減免管理官・競争政策研究センター研究員） 能勢 弘章（公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課・競争政策研究センター研究員） 牧原 祐記（公正取引委員会事務局審査局第四審査・競争政策研究センター研究員） 白川 慶（公正取引委員会事務局審査局管理企画課課徴金減免管理官付・競争政策研究センター研究員） 河野琢次郎（公正取引委員会事務局審査局第二審査上席審査専門官・元競争政策研究センター研究員） 片岡 克俊（元競争政策研究センター研究員） 後藤 景子（公正取引委員会事務局審査局第四審査・競争政策研究センター研究員） 多賀根 健（元競争政策研究センター研究員）

	公表年月日	タイトル・執筆者
4	26. 12. 25	「諸外国の企業結合規制における行動的問題解消措置に関する研究」 大久保直樹（学習院大学法学部教授・競争政策研究センター主任研究官） 川濱 昇（京都大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） 田平 恵（埼玉大学経済学部専任講師・元競争政策研究センター客員研究員） 荒井 弘毅（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済研究官・競争政策研究センター研究員） 品川 武（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長・競争政策研究センター研究員） 栗谷 康正（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課・競争政策研究センター研究員） 飯塚 広光（公正取引委員会事務総局官房人事課・競争政策研究センター研究員） 佐藤 範行（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

第3表 ディスカッション・ペーパー（平成26年度公表分）

	タイトル・執筆者
1	「Empirically Investigating Structural Factors Facilitating Cartels: A Case of Japanese Manufacturing」 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員） 小田切宏之（公正取引委員会委員）

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

3 競争政策研究センター主催シンポジウム、セミナー等

(1) 国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため、競争政策研究センターでは、海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは、平成27年3月6日、㈱日本経済新聞社との共催により、基調講演者として Stuart Graham ジョージア工科大学経営大学院助教授及び Bruno van Pottelsberghe ブリュッセル自由大学ソルベイブリュッセル経済経営学院長を、コメンテーターとして田村善之北海道大学大学院法学研究科教授及び長岡貞男一橋大学イノベーション研究センター教授を招へいし、「急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割～」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、前記2名の講演者から、アメリカ及びEUにおける特許政策の動向等について報告が行われ、その後行われたパネル・ディスカッションでは、特許制度と競争政策の関係、イノベーションを促進するための競争当局の役割等について議論が行われた。

（注） 基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターでは、共同研究報告書等の研究成果を対外的に紹介するために、公開セミナーを開催している（第4表参照）。

第4表 公開セミナーの開催状況（平成26年度）

	開催年月日	テーマ・講師等
1	26. 5. 9	「独占禁止法と日本経済－グローバル化・イノベーション・規制改革－」 [講師] 後藤 晃（政策研究大学院大学教授）
2	26. 10. 24	「中国における独占禁止法運用について」 [講師] Adrian Emch（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所北京事務所弁護士） [コメンテーター] 姜 姍（高岡法科大学法学部教授）
3	27. 2. 20	「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」 [講師] 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） [コメンテーター] 伊永 大輔（広島修道大学大学院法務研究科准教授）

（注）講師等の役職等は開催時点のものである。

（3）ワークショップ

共同研究の研究計画，進捗状況，最終報告書案等について，主任研究官，客員研究員等と公正取引委員会事務総局の職員が議論することにより，共同研究の質的向上を図ることを主たる目的として，定期的にワークショップを開催している。平成26年度においてはワークショップを6回開催した（第5表参照）。

第5表 ワークショップの開催状況（平成26年度）

	開催年月日	テ ィ マ
1	26. 4. 4	①「諸外国の企業結合規制における行動的問題解消措置に関する研究」の最終報告 ②「モビリティ指数を利用した我が国主要産業の市場構造の変化の検証と競争政策の実務への利用可能性の検討」の最終報告
2	26. 4. 11	「EUのリニエンシー制度の研究」の最終報告
3	26. 5. 16	①「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の研究計画 ②「医薬品市場における競争と研究開発インセンティブ－ジェネリック医薬品の参入が市場に与えた影響の検証を通じて－」の研究計画
4	26. 5. 23	①「オンラインとオフラインのサービス需要の代替性－オンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価－」の第1回中間報告 ②「非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方」の研究計画
5	26. 10. 31	①「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の中間報告 ②「非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方」の中間報告
6	26. 11. 7	①「オンラインとオフラインのサービス需要の代替性－オンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価－」の第2回中間報告 ②「医薬品市場における競争と研究開発インセンティブ－ジェネリック医薬品の参入が市場に与えた影響の検証を通じて－」の中間報告

（4）CPRCセミナー

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策上の課題について有識者による講演をCPRCセミナーと題して開催している。

（5）BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、有識者による講演を昼食時間等を利用してBBLミーティングと題して開催している。

第7章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定では他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、①毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（独占禁止法第9条第4項）、②当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（独占禁止法第9条第7項）が義務付けられている。

平成26年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は103件であり、独占禁止法第9条第7項の規定に基づく、会社設立届出書の提出はなかった。

（注） 会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

なお、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、独占禁止法第9条の規定による報告・届出制度の簡素化の観点から検討し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）の改正を行っている。また、同じく前記閣議決定を踏まえ、一般集中規制に関する施行状況のフォローアップ（平成26年9月

25日公表）及び独占禁止法第9条が廃止された場合に実際に生じ得る弊害に係る考え方（平成27年3月31日公表）を公表している。

第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

平成26年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は5件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものはなく、独占禁止法第11条第2項の規定に基づくものが5件であり、全て銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（なお、銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4-1表参照）。

第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1） 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注2） ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

(2) 平成26年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は289件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成26年度に届出を受理した289件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は275件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は3件であった。

平成26年度に届出を受理した289件のうち、独占禁止法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は119件であった。

(4) 平成26年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

- (5) 平成26年度において、届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した件数は2件であった。
- (6) 平成26年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第28条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は5件であった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1次審査で終了したもの	340	257	275
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(127)	(80)	(119)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	3	3	11
第2次審査に移行したもの	6	4	3
合計	349	264	289

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2次審査で終了した件数	5	3	2
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	3	1	2
排除措置命令を行った件数	0	0	0

（注）当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成26年度における株式取得の届出受理件数は、231件であり、前年度の届出受理件数218件に比べ増加している（対前年度比6.0%増）。

平成26年度における合併の届出受理件数は、12件であり、前年度の届出受理件数8件に比べ増加している（対前年度比50.0%増）。

平成26年度における分割の届出受理件数は、20件であり、前年度の届出受理件数14件に比べ増加している（対前年度比42.9%増）。

平成26年度における共同株式移転の届出受理件数は、7件であり、前年度の届出受理件数3件に比べ増加している（対前年度比133.3%増）。

平成26年度における事業譲受け等の届出受理件数は、19件であり、前年度の届出受理件数21件に比べ減少している（対前年度比9.5%減）。

平成26年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、総資産額別、態様別、業種別及び形態別でみると、次のとおりである（第3表から第15表。企業結合の詳細な統計については、附属資料4－2以下参照）。

(1) 国内売上高合計額別

平成26年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ国内売上高合計額別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円以上の会社による合併が過半を占めている（第5表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割をする会社の届出はなかった（第7表参照）。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が1000億円以上のものが過半を占めている（第9表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による共同株式移転が過半を占めている（第11表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受け会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第13表参照）。

(2) 総資産額別

平成26年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ総資産の規模別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

総資産額が500億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第4表参照）。

イ 合併

存続会社の総資産額が100億円以上の会社による合併が過半を占めている（第6表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割の届出はなかった（第8表参照）。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の総資産額が100億円以上の吸収分割が半数を占めている（第10表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が500億円以上の会社を含む共同株式移転が過半を占めている（第12表参照）。

オ 事業譲受け等

事業を譲り受ける会社の総資産額が10億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第14表参照）。

(3) 態様別

平成26年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数12件の全てが吸収合併であった。分割については、総数20件全てが吸収分割であった。また、事業譲受け等については、総数19件のうち、18件が事業の譲受け（全体の94.7%）、1件が事業上の固定資産の譲受け（同5.3%）であった。

(4) 業種別

平成26年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第15表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、製造業が48件（全体の20.8%）と最も多く、以下、卸・小売業が43件（同18.6%）、サービス業が17件（同7.4%）と続いている。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が13件と多くなっている。

イ 合併

製造業が4件（全体の33.3%）と最も多く、以下、その他が3件（25.0%）、運輸・通信・倉庫業及びサービス業が各2件（同16.7%）と続いている。

製造業の中では、機械業が3件、化学・石油・石炭業が1件となっている。

ウ 分割

製造業が12件（全体の60.0%）と最も多く、以下、サービス業が3件（同15.0%）と続いている。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が5件と多くなっている。

エ 共同株式移転

7件全てがその他であった。

オ 事業譲受け等

製造業が11件（全体の57.9%）と最も多く、以下、卸・小売業が4件（同21.1%）と続いている。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が5件と多くなっている。

(5) 形態別

平成26年度の企業結合の形態別（注）の件数は、次のとおりである。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

ア 株式取得

水平関係が127件（全体の55.0%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）が59件（同25.5%）、垂直関係（前進）が55件（同23.8%）と続いている。

イ 合併

水平関係が10件（全体の83.3%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）、混合関係（商品拡大）及び混合関係（純粋）が各1件（同8.3%）であった。

ウ 分割

水平関係が16件（全体の80.0%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が8件（同40.0%）、混合関係（地域拡大）が各7件（同35.0%）と続いている。

エ 共同株式移転

水平関係が6件（全体の85.7%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が1件（同14.3%）であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が13件（全体の68.4%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が5件（同26.3%）と続いている。

（注） 企業結合の形態の定義については、附属資料4－2(3)参照。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社及びその子会社の国内売上高合計額 株式取得会社の国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	32	5	1	0	0	38
500億円以上 1000億円未満	32	6	2	0	0	40
1000億円以上 5000億円未満	37	18	10	3	0	68
5000億円以上 1兆円未満	16	8	1	0	0	25
1兆円以上 5兆円未満	24	3	3	4	1	35
5兆円以上	11	3	2	8	1	25
合計	152	43	19	15	2	231

第4表 総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 総資産額 株式取得 会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	4	5	6	17	4	14	50
10億円以上 50億円未満	0	3	2	0	0	0	5
50億円以上 100億円未満	0	4	1	3	0	0	8
100億円以上 500億円未満	5	23	6	9	1	1	45
500億円以上 1000億円未満	1	10	1	6	1	0	19
1000億円以上	14	22	12	29	14	12	103
合計	24	67	28	64	20	27	230

(注) このほか、株式発行会社の総資産額が未定のものが1件存在する。

第5表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満		2	1	0	1	4
200億円以上 500億円未満	1	0	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	1	1	1	0	1	4
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	1	1	2
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	1	0	0	0	0	1
合計	3	3	2	1	3	12

第6表 総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の 総資産額 ／ 存続会社 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	2	0	0	0	0	0	2
10億円以上 50億円未満	0	1	1	0	0	0	2
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	1	1	0	1	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	4	0	0	0	0	1	5
合計	7	2	1	1	0	1	12

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい消滅会社を基準とした。

第7表 国内売上高合計額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合 計額（又は 分割対象 部分に係 る国内売 上高） 分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分に 係る国内売上高）	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注） 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、（ ）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、（ ）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第8表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2 の総資産額 分割する 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(注) 共同新設分割をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、2社以上からの吸収分割、すなわち分割する会社が2社以上である場合には、総資産額が最も大きい分割する会社を基準とした。

第9表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売上 高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
200億円以上 500億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
500億円以上 1000億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
1000億円以上 5000億円未満	1 (4)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (7)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
合計	1 (12)	0 (2)	0 (3)	0 (2)	0 (0)	1 (19)

(注) () 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第10表 総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社 の総資産額 承継する 会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	1	2	0	5	8
10億円以上 50億円未満	0	1	0	1	0	0	2
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	1	1	0	4	6
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	2	2	4
合計	0	1	2	4	2	11	20

(注) 2社以上からの吸収分割，すなわち分割する会社が2社以上である場合には，総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第11表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	1				1
500億円以上 1000億円未満	1	1	0			2
1000億円以上 5000億円未満	0	2	0	0		2
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	1	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	1	0	1
合計	1	4	0	1	1	7

(注) 共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第12表 総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2 の総資産額 株式移転 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	2	1	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	1	0	0	1
1000億円以上	0	0	0	1	1	1	3
合計	0	0	2	3	1	1	7

(注) 共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きいものを株式移転会社1、その次に大きいものを株式移転会社2とした。

第13表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受け 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	2	0	0	0	0	2
500億円以上 1000億円未満	7	0	0	0	0	7
1000億円以上 5000億円未満	7	2	0	0	0	9
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	1	0	0	0	0	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	17	2	0	0	0	19

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第14表 総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の 総資産額 譲受会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	5	1	3	0	1	11
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	1	1
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	2	2
1000億円以上	0	0	1	0	0	2	3
合計	1	6	2	3	0	7	19

(注) 2社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第15表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0
建 設 業	6	0	0	0	1	7
製 造 業	48	4	12	0	11	75
食 料 品	8	0	2	0	2	12
織 維	0	0	0	0	0	0
木 材 ・ 木 製 品	0	0	0	0	0	0
紙 ・ パ ル プ	1	0	0	0	0	1
出 版 ・ 印 刷	1	0	0	0	0	1
化学・石油・石炭	13	1	5	0	5	24
ゴ ム ・ 皮 革	1	0	0	0	0	1
窯 業 ・ 土 石	4	0	2	0	0	6
鉄 鋼	4	0	1	0	1	6
非 鉄 金 属	1	0	0	0	0	1
金 属 製 品	4	0	0	0	0	4
機 械	10	3	2	0	3	18
そ の 他 製 造 業	1	0	0	0	0	1
卸 ・ 小 売 業	43	1	1	0	4	49
不 動 産 業	7	0	1	0	0	8
運輸・通信・倉庫業	8	2	0	0	1	11
サ ー ビ ス 業	17	2	3	0	0	22
金 融 ・ 保 険 業	11	0	2	0	0	13
電 気 ・ ガ ス 業	3	0	0	0	0	3
そ の 他	88	3	1	7	2	101
合 計	231	12	20	7	19	289

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第5 主要な事例

公正取引委員会は、平成27年3月にジンマーとバイオメットの統合について、同年5月に王子ホールディングス(株)による中越パルプ工業(株)の株式取得について、それぞれ審査結果を公表している。

両事例は、いずれも、平成26年度中に届出を受理し、かつ、第2次審査に移行したものである。ジンマーとバイオメットの統合に関しては、合併及び株式取得についてそれぞれ届出を受理している。

各事例の概要等は以下のとおりである。

事例1 ジンマーとバイオメットの統合

1 本件の概要

本件は、ジンマー・インク（本社米国。以下、同社が属する企業結合集団を「ジンマー」という。）の子会社とバイオメット・インク（本社米国。以下事例1において、同社が属する企業結合集団を「バイオメット」といい、ジンマーとバイオメットを併せて「当事会社」という。）の親会社が、バイオメット・インクの親会社を存続会社として合併し、合併後の会社の株式をジンマー・インクが全部取得するものである（以下、当該合併と当該株式取得を併せて「本件統合」という。）。関係法条は独占禁止法第10条及び第15条である。

本件については、公正取引委員会は、米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

なお、当事会社が製造販売する商品間で水平関係にあるものは多岐にわたるが、このうち、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められた商品を含む人工膝関節及び人工肘関節に関する審査結果は、後記2以下のとおりである。

(注1) 人工関節については、医療機関（医師）が商品を選択して卸売業者を通じて購入している。また、人工関節は保険償還制度（材料価格基準制度）の対象となっている。同制度においては、各医療機器を構成する医療材料（特定保険医療材料を指す。以下同じ。）について、厚生労働省によって保険償還価格（以下「償還価格」という。）が定められており、人工関節を用いて医療行為を行った医療機関は、健康保険組合等から償還価格相当額が一律に償還される。償還価格は、2年に一度、厚生労働省が医療機関による各医療機器の購入価格や海外における同種商品の販売価格を調査した上で改定される。医療機関は、医療機器を償還価格よりも高い価格で購入した場合、償還価格と購入価格（消費税含む。）との差額が赤字（損失）となることから、ほとんどの場合、償還価格よりも一定程度安い価格で購入している。

2 一定の取引分野

(1) 商品範囲

ア 人工膝関節

人工膝関節は、膝関節の機能が損なわれた場合に、膝関節の代替として用いられる医療機器である。

人工膝関節の置換術には大きく分けて、膝関節の内側と外側の両方を置換する「人工膝関節全置換術」(Total Knee Arthroplasty。以下、同置換術に用いられる人工膝関節を「TKA」という。)と、膝関節の内側と外側の片側のみを人工関節に置換する「人工膝関節単顆置換術」(Unicompartmental Knee Arthroplasty。以下、同置換術に用いられる人工膝関節を「UKA」という。)がある。

TKAとUKAは、適応となる症状が異なるため、需要の代替性はない。また、それぞれを構成する医療材料の形状等が異なるものの、製造のための技術が類似しており、設備がほぼ同等であること、販売に際して必要な医薬品医療機器等法に基づく承認等に要する期間も、類似の商品が市場に存在する場合は相当程度短くなることから、供給の代替性がある。

以上から、「人工膝関節 (TKA及びUKA)」を商品範囲として画定することも考えられる。しかしながら、TKAとUKAについては、適応となる症状が異なるため需要の代替性がないという事実に加え、TKAとUKAの各市場における競争環境 (供給者の構成や市場シェアの状況) が大きく異なっていることから、TKAとUKAは別の市場を形成していると考えることが妥当である。

したがって、「TKA」と「UKA」を商品範囲として別に画定した。

イ 人工肘関節

人工肘関節は、肘関節の機能が損なわれた場合に、肘関節の代替として用いられる医療機器である。

人工肘関節の置換術には大きく分けて、肘関節の上腕骨側と尺骨側の両方を置換する「人工肘関節全置換術」(Total Elbow Arthroplasty。以下、同置換術に用いられる人工肘関節を「TEA」という。)と、肘関節の橈骨近位部の骨頭のみを置換する「人工肘骨頭 (橈骨頭) 置換術」がある。

TEAと人工肘骨頭は適応となる症状が異なるため、需要の代替性はない。また、TEAと人工肘骨頭は、それぞれを構成する医療材料の形状等が異なるものの、製造のための技術は類似しており、設備はほぼ同等であること、販売に際して必要な医薬品医療機器等法に基づく承認等に要する期間も、類似の商品が市場に存在する場合は相当程度短くなることから、供給の代替性がある。

したがって、「人工肘関節」を商品範囲として画定した。

(2) 地理的範囲

TKA, UKA及び人工肘関節について、国内メーカー、海外メーカーの日本法人又は輸入総代理店が個々の商品を国内で販売するためには医薬品医療機器等法に基づく承認等が必要である。また、需要者である医療機関も、当該承認等を得た国内向けの商品を、卸売業者を通じて購入している実態にある。

したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

3 本件統合が競争に与える影響

(1) TKA

ア 当事会社の地位

本件統合により、HHIは約2,400、当事会社の合算市場シェア・順位は約40%・第1位、HHIの増分は約700となり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成24年度におけるTKAの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ジンマー	約30%
2	A社	約20%
3	バイオメット	約10%
4	B社	約10%
5	C社	約5%
6	D社	0-5%
	その他	約15%
合計		100%

イ 競争事業者の状況

有力な競争事業者として市場シェア約20%を有するA社及び市場シェア約10%を有するB社が存在しているほか、複数の競争事業者が存在し、各社とも一定程度の供給余力を有していると考えられる。

ウ 参入圧力

有力な海外メーカーはおおむね国内市場に既に参入していること、近年参入した事業者は一定程度の市場シェアを獲得するまでには至っていないこと、国内市場の規模が短期間で大幅に拡大する傾向もみられないことから、今後、参入が頻繁に行われる可能性は高くないと考えられるため、参入圧力が十分に働いているとはいえない。

エ 隣接市場からの競争圧力

関節に係る疾患の治療には、リウマチに対する生物学的製剤や自家軟骨移植による方法があるものの、これらの治療法は比較的軽症の段階で予防的に行われるものであって、人工膝関節置換術が適応となるような重症の患者にはほとんど用いられることはないため、隣接市場からの競争圧力が働いているとはいえない。

オ 需要者からの競争圧力

需要者である医療機関は、近年、複数の卸売業者と価格交渉を行って値下げを要請するケースもあるなど、価格を考慮するケースも見受けられるものの、商品の品質や使い慣れを重視して商品を選択する傾向にある。また、人工関節置換術に用いられる専用の手術用器械については、メーカーごとに一定程度の技術の習得が必要であるため、医師は頻繁に他メーカーの商品には変更しない傾向にある。このため、このような価格交渉の状況が競争圧力として評価できるほどには至っていないと考えられる。

なお、当事会社は、償還価格が価格引上げの抑止圧力になっている旨主張している。確かに医療機関が償還価格よりも高い価格で人工関節を購入することはほとんど

どないが、各メーカーは、償還価格より低い価格帯で価格競争を行っており、償還価格自体も2年に一度実売価格を反映して改定されている。よって、償還価格を価格引上げの十分な抑止圧力として評価することは適当ではないため、需要者からの競争圧力が十分に働いているとはいえない。

カ 独占禁止法上の評価

本件統合後、TKA市場における当事会社のシェアは約40%となり、当該市場における競争単位が一つ減るものの、依然として有力な競争事業者であるA社及びB社が存在し、他にも複数の競争事業者が存在している。また、各競争事業者は一定程度の供給余力を有しており、さらに、各事業者が互いの行動を高い確度で予測することが容易になると考えられる事情も認められない。

したがって、本件統合により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、TKA市場における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

(2) UKA

ア 当事会社の地位

本件統合により、HHIは約7,800、当事会社の合算市場シェア・順位は約90%・第1位、HHIの増分は約3,800となり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成24年度におけるUKAの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ジンマー	約50%
2	バイオメット	約40%
3	E社	約10%
4	F社	0－5%
	その他	0－5%
合計		100%

イ 競争事業者の状況及び当事会社間の関係

有力な競争事業者として市場シェア約10%を有するE社が存在するが、当事会社との格差が著しく、他の競争事業者のシェアも非常に小さい。当事会社は、それぞれを競争事業者として最も意識しており、活発に競争が行われてきたことから、本件統合により当事会社間の競争が消滅することが競争に及ぼす影響は大きいものと考えられる。

また、各社とも一定程度の供給余力を有していると考えられるものの、シェアの小さい事業者が多く当事会社への牽制力としては十分ではない。

ウ 参入圧力

UKA市場は拡大傾向にあるものの、依然として規模が小さく（注2）、参入が期待できない状況であるため、参入圧力が働いているとはいえない。

（注2）平成24年の人工膝関節（TKA及びUKA）市場の規模は約310億円であり、UKAの人工膝関節市場に占める割合は数量ベースで10%以下である。

エ 隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力

T K A市場と同様の状況であることから、各競争圧力が働いているとはいえない。

オ 独占禁止法上の評価

本件統合後、U K A市場における当事会社のシェアは約90%となり、競争事業者との間に著しい格差が生じるほか、従来、積極的に行われてきた当事会社間の競争が失われることとなる。一方で、当該市場に対する各競争圧力は限定的であることから、本件統合により、当事会社が価格等のある程度自由に左右することができる状態が現出し、U K A市場における競争を実質的に制限することとなると判断した。

(3) 人工肘関節**ア 当事会社の地位**

本件統合により、H H Iは約4,600、当事会社の合算市場シェア・順位は60－70%・第1位、H H Iの増分は約1,900となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成24年度における人工肘関節の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	バイオメット	約40%
2	ジンマー	約20%
3	G社	約20%
4	H社	約10%
5	I社	0－5%
6	J社	0－5%
	その他	0－5%
合計		100%

イ 競争事業者の状況及び当事会社間の関係

有力な競争事業者である市場シェア約20%を有するG社と約10%を有するH社が存在するが、当事会社との乖離が非常に大きくなる。当事会社は、それぞれを競争事業者として最も意識しており、活発に競争が行われてきたことから、本件統合により当事会社間の競争が消滅することが競争に及ぼす影響は大きいものと考えられる。

また、各社とも一定程度の供給余力を有していると考えられるものの、シェアの小さい事業者が多く、当事会社への牽制力としては十分ではない。

ウ 参入圧力

人工肘関節市場は規模が小さく（注3）、参入が期待できない状況であるため、参入圧力が働いているとはいえない。

（注3）平成24年の人工肘関節市場の規模は約4億円である。

エ 隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力

T K A市場と同様の状況であることから、各競争圧力が働いているとはいえない。

オ 独占禁止法上の評価

本件統合後、人工肘関節市場における当事会社のシェアは60－70％となり、競争事業者との間に著しい格差が生じるほか、従来、積極的に行われてきた当事会社間の競争が失われることとなる。一方で、当該市場に対する各競争圧力は限定的であることから、本件統合により、当事会社が価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出し、人工肘関節市場における競争を実質的に制限することとなると判断した。

4 経済分析

人工関節は、いずれも保険償還制度の対象であり、医療機関が卸売業者から商品を購入する際は、償還価格が実質的な上限価格となっている。しかしながら、卸売業者が医療機関に販売する際の平均価格（以下「卸価格」という。）は償還価格をある程度下回っており、メーカーが卸売業者に販売する際の平均価格（以下「メーカー価格」という。）もまた卸価格を下回っているため、各流通段階におけるこれらの価格が本件統合の影響を受ける可能性がある。また、償還価格は、2年に一度改定されているところ、おおむねそのたびに卸価格の水準に合わせて引き下げられている。そのため、仮に本件統合に伴いメーカー間の競争が減退し、メーカー価格及び卸価格が引き上げられた場合、将来の償還価格が高止まりする可能性がある。

前記の点について、価格水準が、参入等を通じて市場構造に影響を与え得ること等を考慮した上で、人工関節において市場構造がメーカー価格に与える影響について計量経済学的な分析を行った。その結果、市場集中度がメーカー価格に対してプラスの効果を持つことが明らかとなった。当該分析結果を基に、本件統合がメーカー価格及び償還価格に与える影響に係るシミュレーション分析を行ったところ、本件統合と同様の統合が平成23年度に行われたと仮定した場合、翌年度のメーカー価格は、UKAについては6.2％、人工肘関節については4.3％～5.3％上昇し、結果として、平成26年度の償還価格は、UKAについては4.3％、人工肘関節については1.3％～3.2％、実際の値よりも高くなっていたと推定される。

この結果は前記3の調査結果と整合しており、公正取引委員会はこの経済分析の結果も踏まえて判断を行ったものである（注4）。

（注4） ただし、本分析のように企業結合審査においてシミュレーション分析を用いる際は、当該分析の結果が、一連の仮定の上に成り立っていることを認識する必要がある。したがって、本分析のシミュレーション結果は、本件統合の効果に関する決定的な結論ではなく、定性的な調査結果を補完するものとして位置付けられる。

5 当事会社による問題解消措置の申出及び評価

（1）問題解消措置の内容

前記3及び4を踏まえ、当事会社に対して論点等の説明を行ったところ、当事会社から、UKA及び人工肘関節について、次の問題解消措置の申出があった。

- ① 平成24年度におけるUKA市場の約50％分のシェアに相当する当事会社の有力なブランド及び人工肘関節市場の約20％分のシェアに相当する当事会社の有力なブランドに係る有形資産、知的財産権等を譲渡する。
- ② 譲渡先は、整形外科・人工関節分野における十分な経験及び能力を有し、当事会社から独立した資本上無関係な事業者であり、かつ、処分対象事業を維持し発展させるための財源、専門性及びインセンティブを有することなどを基準に選定

し、具体的な譲渡先については、譲渡先との契約締結後、公正取引委員会の同意を得る。

- ③ 当事会社が一定期間内に譲渡先との契約締結に至らなかった場合、独立した第三者（事業処分受託者）が公正取引委員会の同意を得た上で前記①の事業を売却する。
- ④ 譲渡の実行期限は、譲渡先について公正取引委員会の同意を得た日から3か月とする。

(2) 問題解消措置に対する評価

前記(1)の問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件統合後の当事会社の市場シェアは、UKA市場及び人工肘関節市場のいずれにおいても、本件統合前の当事会社のうち、市場シェアの大きい方を下回ることとなる。

譲渡先については、前記(1)②の要件を満たしていれば、UKA市場及び人工肘関節市場における独立した有力な競争者となると考えられるところ、実際の譲渡先が当該要件を満たしているかについては、当事会社からの報告を受けた後、公正取引委員会において判断する。

また、事業譲渡は当事会社が譲渡先について公正取引委員会の同意を得た日から3か月以内に行われることとされていることなどから、問題解消措置を講じる期限は適切かつ明確に定められている。

6 結論

当事会社が申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件統合がUKA市場及び人工肘関節市場における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事例2 王子ホールディングス㈱による中越パルプ工業㈱の株式取得

1 本件の概要

本件は、紙・パルプ製品の製造販売業を営む王子製紙㈱等を子会社に有する王子ホールディングス㈱（以下「王子ホールディングス」といい、王子ホールディングス及び同社と既に結合関係が形成されている会社を「王子G」という。）が、同業を営む中越パルプ工業㈱（以下「中越パルプ工業」といい、中越パルプ工業及び同社と既に結合関係が形成されている会社を「中越パルプ工業G」という。また、王子Gと中越パルプ工業Gを併せて「当事会社」という。）の株式を取得（以下「本件株式取得」という。）し、議決権の20.9%を取得することを計画したものである。関係法条は独占禁止法第10条である。

本件においては、公正取引委員会は、当事会社が競合又は取引関係に立つ約35の取引分野について審査を行い、そのうち、^{うすよう}薄葉印刷紙、アート紙、^{じゅうたいよう}裏カーボン原紙、^{りょうざら}重袋用両更クラフト紙、特殊両更クラフト紙及び両更さらしクラフト紙（以下、併せて「6品種」という。）の各分野については、当事会社が公正取引委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件株式取得が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

前記以外の取引分野については、いずれも、本件株式取得により競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

2 本件株式取得による結合関係の検討

王子Gは、従前、中越パルプ工業の議決権10%弱を保有していたところ、本件株式取得の結果、同議決権の20%超を保有することとなり、議決権保有比率の順位は単独で第1位となるので、王子Gと中越パルプ工業の間には結合関係が形成される。

王子ホールディングスは、本件株式取得の目的として、中越パルプ工業を王子ホールディングスの会計上の持分法適用会社とすることにより、中越パルプ工業が王子Gの一員であることを鮮明にすることを挙げていること、また、当事会社は、本件株式取得を契機として、事業提携を実施することを計画していることから、本件株式取得によって形成される当事会社間の結合関係の程度は、必ずしも弱いものではないと判断した。

3 紙・板紙の価格状況と協調的行動

(1) 製紙業者による一斉値上げ

製紙業者は、紙・板紙の値上げを行う場合には、値上げの旨、希望する値上げ幅及び出荷時期を公表する。これを受けて、代理店（注1）は川下事業者（卸商（注2）、最終需要者等）と交渉を行う。

製紙業者の値上げ公表は、いずれの品種についても、大手製紙業者間でほぼ同時期に一斉に行われること並びに値上げ幅及び値上げ時期がほぼ同一であることが特徴的である。ただし、製紙業者の公表したとおりに値上げが実現しているわけではなく、前述の交渉の結果、値上げ幅は当初の公表内容より縮減され、かつ値上げ時期も数か月後ろ倒しになっていることが多い。

（注1） 代理店は、紙の流通を専門に扱う卸売販売業者であって、主に大口需要者や、後述する卸商向けに販売している。代理店は通常複数の製紙業者の紙を取り扱っている。

（注2） 卸商は、主に中小口需要者向けに販売する流通業者であり、製紙業者から紙を直接調達することは少なく、代理店経由で調達した上で需要者に販売する。卸商には、代理店に比較すると事業規模の小さい事業者が多い。

(2) 検討

前記(1)のとおり、製紙業者間では、一斉にほぼ同内容の値上げを表明し、引き続いて各社が値上げに向けた既存の取引先との交渉を開始するという協調的行動がみられる。このような慣行は長期間にわたり行われているものと考えられる。

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）は、水平型企业結合における協調的行動による競争の実質的制限の検討に当たり勘案すべき判断要素を列挙しているところ（企業結合ガイドライン第4の3）、その判断要素に照らすと、本件においては以下の事情が認められる。

ア 当事会社が競合している取引分野においては、当該一定の取引分野における競争事業者の数が少ないか、少数の有力な事業者に市場シェアが集中している状況がみられるものが複数存在する。

イ 製紙業者各社の供給余力についてみると、供給余力は総じて限定的であるが、王子Gの供給余力は一定程度存在する。

供給余力の多寡は、競争事業者と協調的行動を採る誘因の大小に影響する要素となり得る。他方で、これまでの製紙業者の企業行動をみると、供給余力の如何にかかわらず、価格引上げは各社そろってほぼ一斉に行われており、他社の値上げの機

会を利用して取引量を拡大しようとするような行動はほとんどみられない。すなわち、仮に製紙業者に供給余力があったとしても、そのような供給余力を活用して、価格を引き下げて市場シェアを拡大し、競争事業者の市場シェアを奪うという行動はこれまでほとんどみられないところ、本件株式取得によって寡占度が一層高まった市場において、取引量を拡大しようとするような行動がこれまで以上に採られるようになるとは考えられない。

ウ 代理店は複数の製紙業者の商品を取り扱っていることから、製紙業者は代理店を通じて他社商品の販売価格に関する情報を入手することが可能な状況が認められる。

エ 製紙業界は需要が縮小傾向にあるものの、需要の変動は大きくない。また技術革新が頻繁又は商品のライフサイクルが短いといった事情も存在しないので、これらの要因から競争事業者と協調的な行動が採られにくいと判断することはできない。

オ 製紙業者各社は、ほぼ同時期に値上げを表明しており、しかもその内容はほぼ同一であって、かつこのような慣行が長期間にわたり継続的に行われている。この点、製紙業者が公表したとおりに値上げを実現できていない状況が認められるが、これは個別の交渉の結果にすぎないと考えられる。

そして、王子Gは国内製紙業界における二大グループの一つであり、複数の品種において高い市場シェアを有していること、及び当事会社との間に本件株式取得によって結合関係が形成され、前記2のとおり当該結合関係の程度は必ずしも弱いものではないと判断されることから、少なくとも6品種の各取引分野については、本件株式取得により当事会社及び競争事業者による協調的行動がより採られやすくなると考えられる。

6品種の一つである重袋用両更クラフト紙の取引分野に関する審査結果は後記4のとおりである（6品種のうち、その他の各取引分野に関する審査結果については詳細を省略するが、いずれの取引分野においても、本件株式取得により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。）。

なお、公正取引委員会は、企業結合審査に当たって、経済分析を積極的に活用しており、本件においても、関係する商品間の価格の相関分析及び価格比の定常性分析を行い、アート紙等の取引分野を画定する上での根拠の一つとした。

4 重袋用両更クラフト紙

(1) 一定の取引分野

ア 商品範囲

重袋用両更クラフト紙は、未ざらし包装紙に分類され、米麦等の農作物、肥料、セメント等を入れる大型のクラフト紙袋に使用される。そのため、重袋用両更クラフト紙は、包装用紙のうち、特に強度が要求される品種であり、他の品種で代替することはできないことから、重袋用両更クラフト紙とその他の品種の紙の間に需要の代替性は存在しない。

他方、包装用紙のうち、重袋用両更クラフト紙、一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙は、包装用紙の抄造^{しょうぞう}に用いられる標準的な抄紙機^{しょうしき}において、特段の設備対応を要することなく生産が可能であり、両更さらしクラフト紙も一定の設備対

応をすれば生産が可能であることから、これらの品種の間で一定の供給の代替性が認められる。しかし、それらの品種間において供給者の構成が異なっていたり、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっていたりするため、供給の代替性が認められる点のみをもって、これらの品種全体をまとめて一つの商品範囲として画定することは必ずしも適切ではない。そこで、本件では、重袋用両更クラフト紙とその他の包装用紙の間には需要の代替性が認められないことを踏まえ、「重袋用両更クラフト紙」を商品範囲として画定した。

なお、重袋用両更クラフト紙との間で一定の供給の代替性を有する品種については、重袋用両更クラフト紙に対する参入圧力として評価できるか否か検討を行った。

イ 地理的範囲

需要者である全国の代理店や大口需要者等は、全国の製紙業者から重袋用両更クラフト紙を調達しており、その輸送において地理上の制約はなく、地域によって価格が異なることもないので、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(2) 本件株式取得が競争に与える影響

ア 競争状況等

(7) 当事会社の地位

本件株式取得により、HHIは約3,100、当事会社の合算市場シェア・順位は約50%・第1位、HHIの増分は約1,100となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成25年における重袋用両更クラフト紙の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	王子G	約30%
2	中越パルプ工業G	約20%
3	A社	約15%
4	B社	約15%
5	C社	10－15%
6	D社	5－10%
	輸入	0－5%
合計		100%

(4) 競争事業者の存在

有力な競争事業者として市場シェア10%を超えるA社、B社及びC社が存在するほか、D社も一定の市場シェアを有している。しかし、これらの競争事業者の供給余力は限定的である。

イ 輸入

重袋用両更クラフト紙の分野における輸入紙の割合は限定的であり、平成25年の重袋用両更クラフト紙の国内市場において輸入品が占める割合は1%未満と僅少である。また、当該割合が過去最高となった平成24年においても約1%でしかない。さらに、競争事業者及び流通業者に対するヒアリングにおいても、日本の需要者は

高品質の製品について少量・高頻度での納入を短納期で求める傾向があるところ、輸入紙は品質、配送等の観点からこのような要請に対応できないとの意見が多く、重袋用両更クラフト紙について、今後、輸入紙が大きく増加するとの意見はなかった。

したがって、輸入圧力は認められない。

ウ 参入（他の品種からの切替えについて）

前記(1)アのとおり、包装用紙の一部の品種間に一定の供給の代替性が認められることから、他の品種の包装用紙を生産している事業者は、当該品種の生産を重袋用両更クラフト紙の生産に切り替えることは可能である。しかし、これらの包装用紙を生産している競争事業者の供給余力は総じて十分ではなく、また、本件株式取得により、これらの包装用紙のうち、特殊両更クラフト紙及び両更さらしクラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとなることから、重袋用両更クラフト紙市場に対する参入圧力として評価することは困難である。

したがって、参入圧力は認められない。

エ 需要者からの競争圧力

重袋用両更クラフト紙の需要者には中小規模の製袋業者が多数存在しているところ、流通業者に対する書面調査において、重袋用両更クラフト紙の需要者が強い価格交渉力を有しているとは感じられないと述べるものが目立った。

また、製紙業者は重袋用両更クラフト紙を含む各種包装用紙について一斉に値上げを公表した上で、流通業者との値上げ交渉を行い、流通業者は値上げを転嫁するために需要者と交渉を行っている。その結果、製紙業者は、値上げ幅や値上げ時期に多少の相違がみられるものの、一定程度の値上げに成功している。

したがって、需要者からの競争圧力が十分に働いているとは認められない。

(3) 独占禁止法上の評価

本件株式取得により、重袋用両更クラフト紙市場における競争単位が一つ減少し、当事会社の合算市場シェアが約50%となる。有力な競争事業者3社を含む競争事業者4社が存在するものの、輸入圧力や参入圧力が認められないことに加えて、需要者からの競争圧力は限定的であること、製紙業者による一斉値上げの状況が認められることなどから、本件株式取得により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

5 当事会社による問題解消措置の申出と当該措置に対する評価

(1) 当事会社が申し出た措置

当事会社に対し、前記4(3)等について論点等の説明を行ったところ、当事会社は、問題解消措置として、次のような措置を講じることを申し出た。

ア 当事会社は、6品種の製造・販売に関し、他方当事会社から独立して事業活動を行う。当事会社間において、6品種の製造・販売に関し企業結合又は事業提携を行う場合には、実行に先立って、公正取引委員会の了解を得る。

イ 当事会社は、6品種の製造・販売に関する非公知の情報であって競争上有意な情報（以下「秘密情報」という。秘密情報には、6品種の製造原価、製造量、販売価

格、販売数量及び販売先が含まれるが、これらに限られない。)を他方当事会社に開示しない。

ウ 王子Gの役員又は従業員が、中越パルプ工業Gの取締役役に就任する場合、当該取締役役の数1名とし、中越パルプ工業Gにおける役職は業務執行に携わらない社外取締役とする。

エ 前記イの一環として、当事会社は、兼任役員が派遣先の秘密情報を出身元に開示しない義務を負うことを確認し、当該役員に遵守させるほか、当事会社間の出向者が出向先の秘密情報を出身元に開示した場合には懲戒処分の対象になることを確認・周知する。また、王子ホールディングス及び当事会社の6品種を製造・販売している会社の役員が秘密情報を他方当事会社を開示しない義務を負うことを確認するほか、6品種の製造・販売部門に所属する従業員(以下「担当者」という。)が秘密情報を他方当事会社を開示した場合には懲戒処分の対象となることを確認・周知する。

オ 当事会社は、就業規則を整備し、独占禁止法を遵守すべきこと及び独占禁止法に違反する行為が懲戒の対象となることを明確に規定し、王子ホールディングスの役員並びに当事会社において6品種の販売事業を行っている会社の役員及び担当者に対し、前記アからエ及び自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針を周知徹底するとともに、6品種の製造・販売活動に関する独占禁止法の遵守について定期的な(年1回以上)研修を行う。

カ 当事会社は、毎年1回、問題解消措置の実施状況について調査し、公正取引委員会に対し報告する。

キ 王子ホールディングス及び中越パルプ工業は、前記アからカについて取締役会で決議し、平成27年7月1日までに公正取引委員会に対し報告する。

(2) 独占禁止法上の評価

当事会社は、前記(1)の問題解消措置の中で、本件株式取得後、当事会社が6品種の製造・販売に関しそれぞれ独立して事業活動を行うこと、同製造・販売に関する秘密情報を共有しないこと等を公正取引委員会に約束している。これに加え、本件株式取得により王子Gが保有することとなる中越パルプ工業Gの議決権は20%をわずかに超える程度であること、兼任役員数は1名であること等を考慮すると、今後も、6品種の製造・販売について当事会社が独立して事業活動を行う関係が維持されるものと認められる。

6 結論

当事会社が申し出た措置等を踏まえれば、本件株式取得が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第8章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を供給するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への

影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(2) 処理の状況

平成26年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして合計982件の事案に関して注意（迅速処理（注）によるもの）を行った（第1表参照）。

例えば、石油製品について、他の事業者に対抗し、それぞれ供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した複数の事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。

（注） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1表 平成26年度における不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)					
	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	635	326	3	18	982

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

優越的地位の濫用に関し、平成26年度においては、1件の法的措置を採った。また、公正取引委員会では、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的にを行い、必要なのは正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し

(平成21年11月)、審査を行っているところ、平成26年度においては、49件の注意を行った。

2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

(1) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引について、小売業者等500名及び製造業者等3,000名を対象とする実態調査を実施し、平成26年6月20日に「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」を公表した。

調査結果によると、調査対象取引の10.8%において、価格交渉等において不利な立場に立つこととなる原価構成や製造工程に係る情報の開示を取引条件とするものなど、プライベート・ブランド商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。また、調査対象取引の8.8%において、協賛金等の負担の要請といった上記の取引条件の設定等に係るもの以外の優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた（詳細は後記 5 を参照）。

調査結果を踏まえ、小売業者等が製造業者等に対し優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、小売業者等向けの業種別講習会を実施した。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引について、荷主10,000名及び物流事業者25,000名を対象とする実態調査を実施し、平成27年3月11日に「荷主と物流事業者との取引について」を公表した。

調査結果によると、荷主と物品の運送等に係る取引を行っていると回答した物流事業者の6.6%において、荷主から代金の支払遅延等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも代金の減額を受けたとの回答が4.1%と他の行為類型に比べ特に高くなっていた。こうした荷主からの代金の減額等の行為による不利益を受け入れた理由について聞いたところ、荷主との取引の継続への影響を考慮したためといった理由が少なからずみられた。また、燃料価格の上昇に伴う代金の引上げ要請の有無について回答した物流事業者の約6割が、代金の引上げを要請したものの荷主が応じてくれなかった、あるいは代金の引上げ要請を行っていないとしているところ、調査対象期間（平成25年8月1日から平成26年7月31日）においては燃料価格が上昇傾向にあったことからすれば、これらの物流事業者は燃料価格の上昇があっても代金の引上げが困難な状況にあったと思われる。

こうした荷主による代金の減額等の行為について、物流事業者が取引の継続への影響を考慮してやむを得ず不利益を受け入れている、あるいは燃料価格の上昇に伴う代金の

値上げを要請しても荷主が一方的に代金を据え置いたり、交渉に一切応じないといった優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態もみられた（詳細は後記 6 を参照）。

調査結果を踏まえ、荷主が物流事業者に対し優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、荷主及び物流事業者を対象とする講習会を実施している。

3 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成26年度においては、小売業者等向けに14回の講習会を実施した。

4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

(1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成26年度においては、395件の相談に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会事務総局の職員が出向いて、優越的地位の濫用規制や下請法についての基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成26年度においては、10か所において実施した。

(3) コンプライアンス確立のための積極的な支援

公正取引委員会は、事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成26年度においては、事業者団体等に22回講師を派遣するとともに、優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD 等の資料を提供した。

また、優越的地位の濫用規制に係る講習会に参加することのできない事業者のため、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上に掲載し、配信している。

5 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書

(1) 調査の趣旨・方法

ア 調査の趣旨

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、事業者に不当に不利益を与える行為に対して厳正かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。

この未然防止の取組の一環として、優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、従前より取引の実態を把握するための調査を実施してきたところ、これまでに実施した実態調査において、一部のプライベート・ブランド商品の取引について、返品、受領拒否といった優越的地位の濫用又は下請法違反となり得る事例が見受けられると指摘してきた。また、近年の下請法違反事件の中には、プライベート・ブランド商品の取引に関するものが一定の割合を占めているところである。

このような実情を踏まえ、平成20年以降、国内のプライベート・ブランド商品が急激に売上高を伸ばしていると言われていた中で、プライベート・ブランド商品の取引において、小売業者等による問題となり得る行為が行われていないかについて、その実態を把握する必要があると考え、今般、プライベート・ブランド商品の中で売上規模の大半を占める食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関し、実態調査を実施することとした（注1）。

また、平成26年4月に消費税率が引き上げられたことを踏まえ、今回の調査においては、優越的地位の濫用規制及び下請法上の問題に関する実態だけではなく、消費税転嫁対策特別措置法において禁止している消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）の状況についても調査を行った。

（注1） プライベート・ブランド商品の市場規模は約3兆円と言われている（出典：「PB商品の裏側」『週刊東洋経済』2012.12.22）。このうち、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の市場規模については、平成21年は約2兆1587億円、平成24年（見通し）は約2兆6385億円となっている（出典：いずれも「PB食品市場の最新動向と将来展望2013」株式会社富士経済、2012.12）。

イ 調査方法

本調査では、「小売業者（食品スーパー、総合スーパー、コンビニエンスストア等）」、「ボランティアチェーン（注2）等の共同仕入機構」、「卸売業者」など（以下

5 において「小売業者等」という。）が、規格、意匠、型式等を指定して製造委託した「食品」のうち、小売業者等のオリジナル・ブランドが付されていること、販売者として小売業者等の表示があることなど（注3）の特徴を有する商品をプライベート・ブランド商品（以下 **5** において「PB商品」という。）とした。

また、PB商品について、製造委託又は発注を行う小売業者等と製造を請け負ったPB商品の納入取引を行っている「製造業者」又は「卸売業者」（以下 **5** において「製造業者等」という。）との間の「取引」を対象とした。

その上で、小売業者等500名及び製造業者等3,000名を対象に、平成25年1月1日から平成25年12月31日までを調査対象期間とする書面調査を実施するとともに、書面調査に回答した対象事業者のうち、小売業者等から受けた要請等の内容を具体的に回答した27社を対象にヒアリングを実施した（調査票の発送数及び回答者数は第2表参照）。

（注2） 資本的に独立した事業者が共同して組織化し、仕入れや販売、商品企画等に関する戦略を一元的に行うことで、スケールメリットによるコスト削減、業務の効率化による競争力の確立を目指すもの

をいう。

(注3) 上記の例のほか、小売業者等の名称と製造業者等の名称の両方が記載されている商品、小売業者等の名称が記載されていないが、製造業者等の既存商品について、小売業者等が内容量や包装といった特別の仕様を指定しているような商品のうち、仕様を指定した小売業者等以外に販売できない商品を調査対象としている。

第2表 書面調査の回答状況等

対象事業者	発送数（A）	回答者数（B）（B／A）
小売業者等	500名	334名（66.8％）
製造業者等	3,000名	940名（31.3％）

(2) 調査結果のまとめ

ア 調査結果の概要

(7) 優越的地位の濫用となり得る行為の状況

a P B商品の取引条件の設定等に係る要請

(a) P B商品の取引条件の設定等に係る要請の状況

製造業者等に対し、P B商品の取引を開始した経緯について聞いたところ、集計対象とした1,835取引のうち、「ナショナル・ブランド商品（以下 5 において「NB商品」という。）の取引のある小売業者等から要請を受けた。」が850取引（46.3％）、「NB商品の取引がない小売業者等から要請を受けた。」が306取引（16.7％）となっており、P B商品の取引は、NB商品の取引の有無にかかわらず、小売業者等から要請を受けて開始されることが相対的に多いという結果であった。

そして、製造業者等から回答のあった1,835取引について、小売業者等からP B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為を受けたとの回答があった取引数、及び各取引数が1,835取引に占める割合について、具体的な行為の内容ごとに、それぞれ一覧表の形でまとめると、第1図のとおりとなる。

また、第1図においては、1つの取引で小売業者等から複数の行為を受けたものの重複は排除していないが、この重複を排除すると、1,835取引のうち、小売業者等から、P B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為を1つ以上受けたとの回答があった取引は、合計欄に記載の198取引（10.8％）となる。

第1図 P B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為

行為の内容	優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数	集計対象取引数に占める割合
原価構成や製造工程に係る情報など、開示することにより価格交渉等において不利な立場に立つこととなる情報の開示を取引条件として設定するもの	156取引	8.4% (156/1835)
N B商品と同水準の原材料の使用を求めるにもかかわらず、取引価格についてはN B商品より著しく低い価格での取引を要請するもの	90取引	4.9% (90/1835)
利益率が低い等により製造委託の要請を断ろうとしたところ、N B商品の取引の中止、取引数量の減少をちらつかせ、製造委託に応じるように要請するもの	39取引	2.1% (39/1835)
P B商品の取引を開始することを条件に、本来支払う必要のないリベート・協賛金等の負担を要請するもの	20取引	1.1% (20/1835)
その他（月1回特売をすることを取引条件とするもの、P B商品を製造するためにN B商品の製造を取り止めるよう要請するもの等）	25取引	1.4% (25/1835)
合計	198取引	10.8% (198/1835)

第1図によると、P B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為の内容として、製造業者等からの回答数が最も多かった内容は、原価構成や製造工程に係る情報など、開示することにより価格交渉等において不利な立場に立つこととなる情報の開示を取引条件として設定するもの（156取引）であった。この156取引のうち56取引（35.9%）においては、取引を開始した後も、取引の対価の一方的決定、減額等となり得る行為が行われていた。P B商品の取引を開始する際にこうした情報開示が取引条件として設定されている取引では、製造業者等の取引上の地位が小売業者等に対して不利なものとなり、取引を開始した後においても優越的地位の濫用となり得る行為が行われやすくなっているものと考えられる。

また、P B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為として、次に回答数が多かった内容は、N B商品と同水準の原材料の使用を求められるにもかかわらず、取引価格についてはN B商品より著しく低い価格での取引を要請するもの（90取引）であった。この90取引のうち46取引（51.1%）においては、製造業者等は、取引を開始した後も、小売業者等から、小売業者等の同業他社の価格水準に合わせ、納入価格の引下げを求められていると回答しており、P B商品の取引に関しては、製造業者等にとって厳しい価格水準による取引が行われている様子がうかがえる。

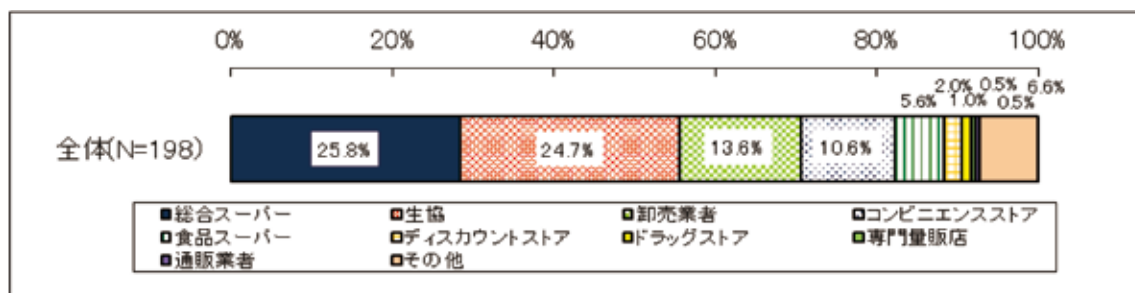
(b) 小売業者等の業態

前記⑦ a ④でP B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得

る行為を1つ以上受けたと回答した198取引について、要請等を行った小売業者等を業態別にみると、総合スーパーが51取引（25.8%）、生協（注4）が49取引（24.7%）、卸売業者が27取引（13.6%）、コンビニエンスストアが21取引（10.6%）、食品スーパーが11取引（5.6%）等であった（第2図参照）。

（注4） 日本生活協同組合連合会及び同連合会に加入している全国の生活協同組合を含む。

第2図 P B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為を行った小売業者等の業態（注5）



（注5） 図中のN値は割合を出す際に使用した分母となる値であり、図2でいえば、P B商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為を1つ以上受けたと回答した198取引を分母としている。

b P B商品の取引に係るその他不当な要請

(a) P B商品の取引に係るその他優越的地位の濫用となり得る行為の状況

製造業者等から回答のあった1,835取引について、小売業者等から前記 a 以外の優越的地位の濫用となり得る行為を受けたとの回答があった取引数、各取引数が集計対象である1,835取引に占める割合について、行為類型ごとに、それぞれ一覧表の形でまとめると、第3図のとおりとなる。

また、前記 a と同様に、第3図において回答の重複を排除すると、1,835取引のうち、小売業者等から、前記 a 以外の優越的地位の濫用となり得る行為を1つ以上受けたとの回答があった取引は合計欄に記載の162取引（8.8%）となる。

第3図 P B商品の取引に係るその他優越的地位の濫用となり得る行為

行為類型	優越的地位の濫用となり得る 行為を受けたと回答した取引数	集計対象取引数に 占める割合
購入・利用の要請	42取引	2.3% (42/1835)
協賛金等の負担の要請	67取引	3.7% (67/1835)
従業員等の派遣の要請	30取引	1.6% (30/1835)
受領拒否	10取引	0.5% (10/1835)
返品	12取引	0.7% (12/1835)
支払遅延	2取引	0.1% (2/1835)
減額	7取引	0.4% (7/1835)
取引の対価の一方的決定	16取引	0.9% (16/1835)
その他不利益となる要請	40取引	2.2% (40/1835)
契約上特に定めがないにもかかわらず、出荷の条件として新たな検査を受けるよう求め、検査に要した費用を負担させるもの	22取引	1.2% (22/1835)
事前に一定数量を示して発注を確約していたにもかかわらず、小売業者等の一方的な都合により、発注数量を著しく減少する又は発注	17取引	0.9% (17/1835)
あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は瑕疵があることを理由に、やり直しをさせるもの	6取引	0.3% (6/1835)
商品の製造委託を受けて、原材料、包装資材等を調達しているにもかかわらず、小売業者等の一方的な都合により、当該調達に要した費用を支払うことなく、発注を取り消すもの	6取引	0.3% (6/1835)
合計	162取引	8.8% (162/1835)

第3図によると、前記a以外の不当な要請としては、回答がほとんどみられない行為類型もあるが、これまでの実態調査と同様に、「協賛金等の負担の要請」、「購入・利用の要請」、「従業員等の派遣の要請」などの優越的地位の濫用となり得る行為を受けたとの回答が一定程度みられた（注6）ほか、「その他不利益となる要請」を受けたとの回答の割合も相対的に高くなっていた。

そして、「その他不利益となる要請」の具体的内容としては、契約上特に定めがないにもかかわらず、出荷の条件として新たな検査を受けるよう求め、検査に要した費用を負担させるものとの回答が22取引と相対的に多くなっていた。そして、この22取引について、受入検査に係る事項が発注書面に記載されているかどうかをみると、22取引全てにおいて、そのような事項が記載されていないとの回答であった。このことから、事前に取引条件として定めていなかった事項について、その後の取引の中で費用負担が必要な状況が発生した際に、製造業者等に負担が要請されているものと考えられる。

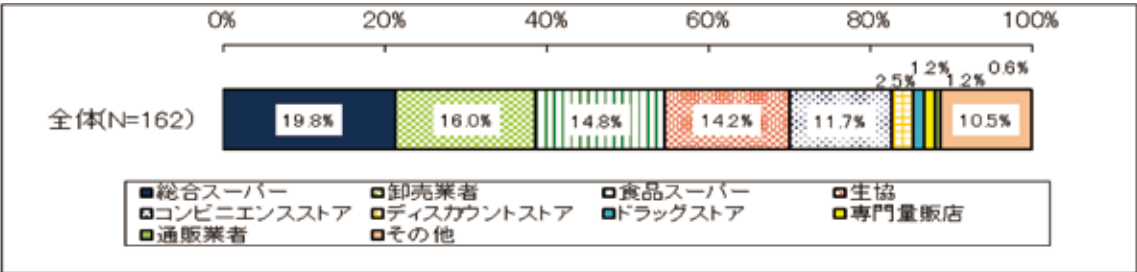
（注6） 「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成24年7月公

表)では、集計対象取引に占める優越的地位の濫用となり得る協賛金等の負担の要請を受けたと回答した取引が8.4%、購入・利用の要請が5.4%、従業員等の派遣の要請が3.3%等であり、他の行為類型に比べて相対的に多い結果であった。

(b) 小売業者等の形態

前記(7) b (a)でP B商品の取引に係るその他優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した162取引について、要請等を行った小売業者等を業態別にみると、総合スーパーが32取引 (19.8%)、卸売業者が26取引 (16.0%)、食品スーパーが24取引 (14.8%)、生協が23取引 (14.2%)、コンビニエンスストアが19取引 (11.7%)等の結果であった(第4図参照)。

第4図 その他P B商品の取引に係る優越的地位の濫用となり得る行為を行った小売業者等の実態

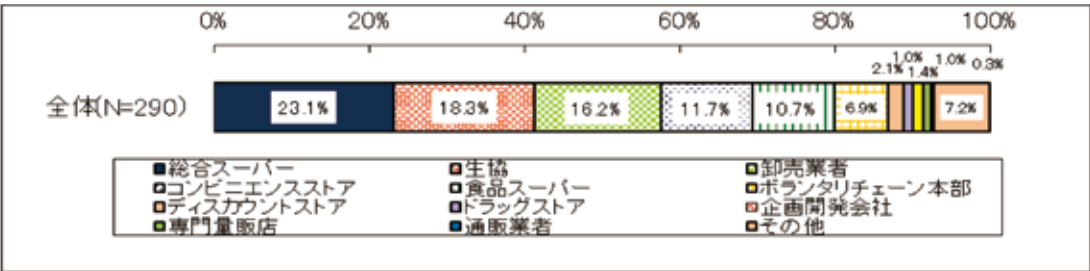


c 小括

前記のP B商品の取引条件の設定等に係る要請(第1図)と、P B商品の取引に係るその他の不当な要請(第3図)の間でも重複がみられるところであるが、この重複を排除すると、調査対象とした1,835取引のうち、P B商品の取引を通じて、小売業者等から1つ以上優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引は290取引(15.8%)となる。

そして、この290取引について、要請等を行った小売業者等を業態別にみると、総合スーパーが67取引(23.1%)、生協が53取引(18.3%)、卸売業者が47取引(16.2%)、コンビニエンスストアが34取引(11.7%)、食品スーパーが31取引(10.7%)等の結果であった(第5図参照)。

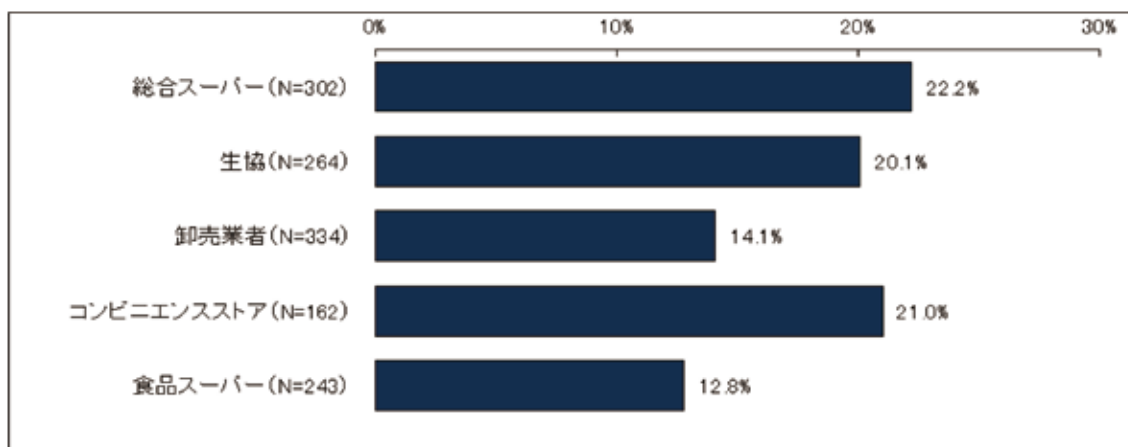
第5図 P B商品の取引に係る優越的地位の濫用となり得る行為を行った小売業者等の業態



さらに、本調査では、製造業者等から回答のあった1,835取引について、小売

業者等の業態をみると、総合スーパーは302取引、生協は264取引、卸売業者は334取引、コンビニエンスストアは162取引、食品スーパーは243取引となっているところ、これら業態別の取引数のうち、1つ以上優越的地位の濫用となり得る行為を受けたとの回答があった取引数の割合をみると、総合スーパーは302取引中67取引（22.2%）、生協は264取引中53取引（20.1%）、卸売業者は334取引中47取引（14.1%）、コンビニエンスストアは162取引中34取引（21.0%）、食品スーパーは243取引中31取引（12.8%）となっていた（第6図参照）。

第6図 業態別の取引数に占める優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数の割合



(イ) 下請法の適用対象となり得る取引における状況

a 調査結果の概要

小売業者等が自社のP B商品の製造を他の事業者委託することは、原則として下請法上の「製造委託」に該当する。また、下請法上、この製造委託に関して下請法の適用対象となる取引は、資本金3億円超の小売業者等と資本金3億円以下の製造業者等の間の取引となっている。そして、この資本金区分に該当する「製造委託」の取引において、下請法が禁止する行為類型に当たる行為が行われた場合には、原則として下請法上問題となる。

下請法が禁止する行為類型と、優越的地位の濫用として問題となる行為類型には共通する行為類型があるところ、その共通する行為類型について、第3図において優越的地位の濫用となり得る行為を受けたとの回答があった取引数(①)及び①の取引数のうち前記の資本金区分でみた場合に下請法の適用対象となる取引数(②)について一覧表の形でまとめると、第7図のとおりとなる。

第7図において回答の重複を排除すると、小売業者等から優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数は140取引、このうち下請法の適用対象となる取引は66取引となる。

第7図 優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数のうち、下請法の適用対象となる取引数

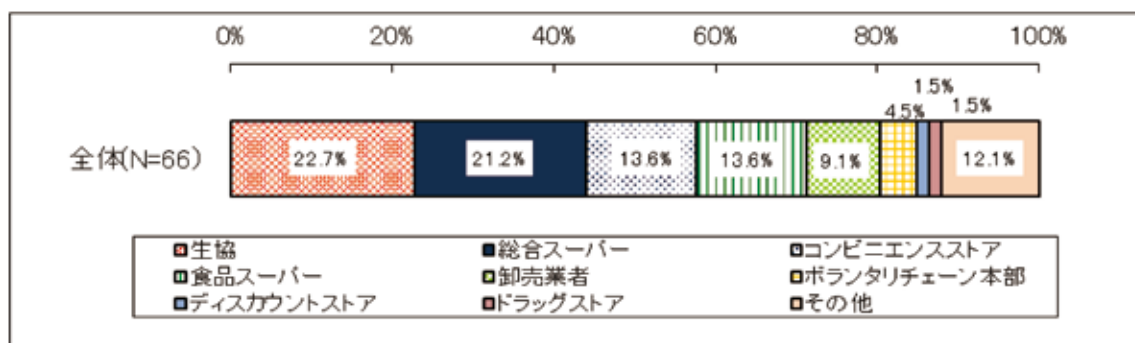
行為類型		優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数 (①)	①の取引数のうち下請法の適用対象となる取引数 (②)
購入・利用強制		42取引	18取引
利益提供要請	協賛金等の負担の要請	67取引	32取引
	従業員等の派遣の要請	30取引	15取引
受領拒否		10取引	7取引
返品		12取引	7取引
支払遅延		2取引	1取引
減額		7取引	4取引
買いたたき（取引の対価の一方的決定）		16取引	10取引
合計		140取引	66取引

第7図によると、優越的地位の濫用となり得る行為の半数近くが下請法の適用対象となる取引で行われている様子が見てとれる。

b 小売業者等の業態

前記(4) a の66取引について、下請法上問題となり得る行為を行った小売業者等を業態別にみると、生協が15取引（22.7%）、総合スーパーが14取引（21.2%）、コンビニエンスストア及び食品スーパーが共に9取引（13.6%）、卸売業者が6取引（9.1%）等となっており、第2図及び第4図と比較すると、下請法上問題となり得る行為では生協の割合が大きくなっていた（第8図参照）。

第8図 下請法上問題となり得る行為を行った小売業者等の業態



イ PB商品の取引の開始時期と小売業者等からの要請等の開始時期との関係

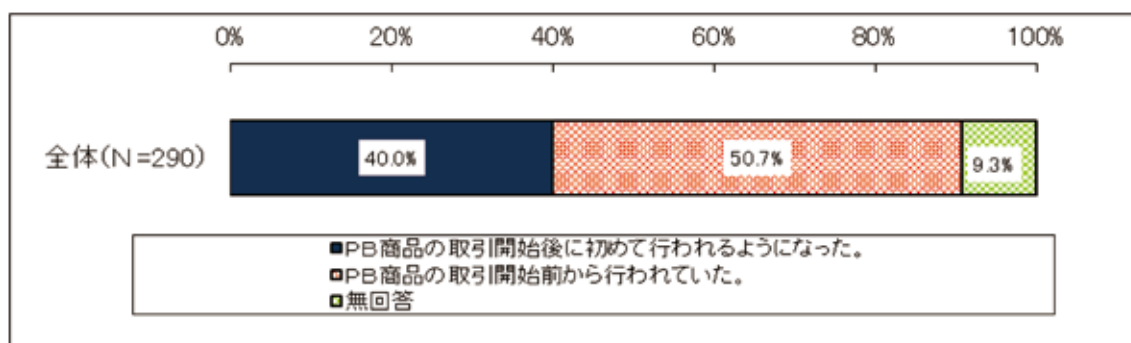
(7) 要請等の開始時期

小売業者等から1つ以上優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと製造業者等

が回答した290取引について、小売業者等からの要請等が、P B商品の取引開始後に行われるようになったものであるかを聞いたところ、「P B商品の取引開始後に初めて行われるようになった。」との回答が116取引（40.0%）、「P B商品の取引開始前から行われていた。」との回答が147取引（50.7%）等であった（第9図参照）。

なお、この116取引について、要請等を行った小売業者等を業態別にみると、生協が28取引（24.1%）、卸売業者が20取引（17.2%）、コンビニエンスストアが19取引（16.4%）、総合スーパーが16取引（13.8%）、その他が12取引（10.3%）等であった。

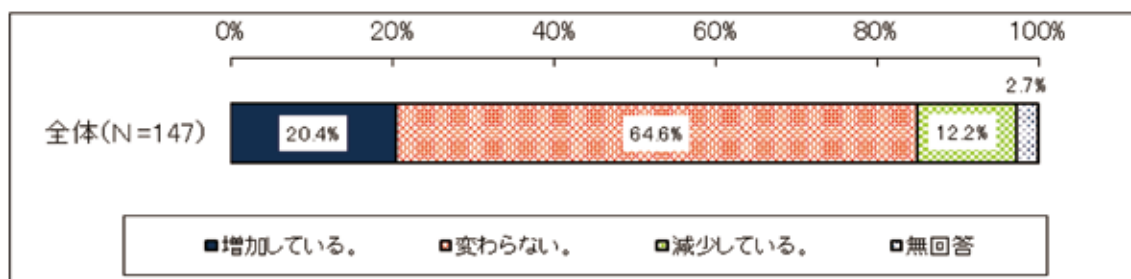
第9図 要請等の開始時期



(イ) 要請等に係る負担の程度の変化

前記イ(7)で「P B商品の取引開始前から行われていた。」と製造業者等が回答した147取引について、P B商品の取引開始後に、小売業者等からの要請等に係る負担の程度がどのように変化したかを聞いたところ、「増加している。」との回答が30取引（20.4%）、「変わらない。」が95取引（64.6%）、「減少している。」が18取引（12.2%）等の結果であった（第10図参照）。

第10図 要請等に係る負担の程度の変化



ウ 優越的地位の濫用となり得る行為が見られた取引の傾向

- (7) 小売業者等とのP B商品に係る年間取引高と、優越的地位の濫用となり得る行為が見られた取引との相関

集計対象とした1,835取引のうち、小売業者等とのP B商品に係る年間取引高について製造業者等から回答のなかった126取引を除く1,709取引を対象として、小売業者等とのP B商品に係る年間取引高を基に区分すると、第11図の「区分に該当する取引数」欄に記載の取引数となる。

また、各区分の取引数の中で、小売業者等から1つ以上優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと製造業者等が回答した取引数は、第11図の「優越的地位の濫用となり得る取引数」欄に記載の取引数となる。

そして、各区分の取引数に占める優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数の割合をみると、「3億円超」の区分で最も割合が高くなっており、P B商品に係る年間取引高が大きい取引において、優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数の割合が高くなるという傾向がみられた。

第11図 小売業者等とのP B商品に係る年間取引高と、優越的地位の濫用となり得る行為がみられた取引との相関

小売業者等との P B商品に係る 年間取引高	5000万 円 以下	5000万円 超 1億円以下	1億円超 2億円以下	2億円超 3億円以下	3億円超	合計
優越的地位の濫用と なり得る取引の割合	10.5% 69／657	16.4% 34／207	16.0% 38／238	17.5% 24／137	22.1% 104／470	15.7% 269／1709
優越的地位の濫用と なり得る取引数	69	34	38	24	104	269
区分に該当する 取引数	657	207	238	137	470	1709

(4) 小売業者等の資本金と、優越的地位の濫用となり得る行為がみられた取引との相関

集計対象とした1,835取引のうち、小売業者等の資本金について製造業者等から回答のなかった118取引を除く1,717取引を対象として、小売業者等の資本金を基に区分すると、第12図の「区分に該当する取引数」欄に記載の取引数となる。

また、各区分の取引数の中で、小売業者等から1つ以上優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと製造業者等が回答した取引数は、第12図の「優越的地位の濫用となり得る取引数」欄に記載の取引数となる。

そして、各区分の取引数に占める優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数の割合をみると、「3億円超」の区分で最も割合が高くなっており、資本金が大きい小売業者等との取引において、優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答した取引数の割合が高くなるという傾向がみられた。

第12図 小売業者等の資本金と、優越的地位の濫用となり得る行為がみられた取引との相関

小売業者等の 資本金	1000万円 以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 3億円以下	3億円超	合計
優越的地位の濫用と なり得る取引の割合	6.3%	11.6%	12.1%	18.1%	15.9%
	5/80	20/172	35/290	213/1175	273/1717
優越的地位の濫用と なり得る取引数	5	20	35	213	273
区分に該当する 取引数	80	172	290	1175	1717

エ 総括

(7) P B商品の取引の現状と今後

今回の調査において、P B商品の取引を行っていると回答した事業者は、小売業者等では238名（71.3%）、製造業者等では570名（60.6%）となっており、この製造業者等には資本金3億円以上の者が90名（15.8%）含まれていた。

そして、これらのP B商品の取引を行っている事業者に対し、P B商品の取引を行うようになった理由を聞いたところ、小売業者等においては、同業他社との差別化を図るため、企業のブランドイメージの向上を図るため、消費者の低価格志向に対応するため、の順に回答が多く、製造業者等においては、安定的な数量の発注を受けることができると考えたため、小売業者等との取引を開始（拡大）することができると考えたため、生産設備の稼働率を向上することができると考えたため、といった理由が相対的に多くなっていたことから、P B商品の取引を行うことは、小売業者等及び製造業者等の双方にとって相応のメリットがあると考えられる。

また、P B商品の取引を行っていると回答した事業者に対し、3事業年度前と直近事業年度を比較した場合の取引高全体に占めるP B商品に係る取引高の割合の推移を聞いたところ、「増加している。」との回答が、小売業者等では331取引（33.8%）、製造業者等では591取引（32.2%）となっていた。

これらから、P B商品の取引は資本金の大きい製造業者等も含め、幅広く行われるようになってきており、今後もP B商品の取引を行う事業者や、その取引高が増加する可能性があると考えられる。

(4) P B商品の取引を行う上での問題点

a P B商品の取引において優越的地位の濫用となり得る行為が行われる際の特徴

- (a) 本調査では、P B商品の取引を開始する際に、小売業者等から取引条件の設定に係る優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと製造業者等が回答した取引が相対的に多くなっていた。

製造業者等からの回答として最も多かった行為の内容は、原価構成や製造工

程に係る情報など、開示することにより価格交渉等において製造業者等が不利な立場に立つこととなる情報の開示を取引条件として設定されているものであった。前記ア(7) a (a)に記載のとおり、こうした情報の開示が取引条件として設定されている取引では、取引の開始後にも、取引の対価の一方的決定（注7）、減額等の他の行為類型に該当する行為が行われる割合が相対的に高くなっていたところであり、公正取引委員会として、上記のような情報の開示を取引条件として設定すること自体についても注視していく必要がある。

また、製造業者等からの回答として次に多かった行為の内容は、NB商品と同水準の原材料の使用を求められるにもかかわらず、取引価格についてはNB商品より著しく低い価格での取引を要請されるものであった。こうした行為もそれ自体が優越的地位の濫用となり得るものであり、公正取引委員会として併せて注視していく必要がある。

（注7） 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（以下「優越ガイドライン」という。）」において、優越的地位の濫用として問題となる行為の想定例として、「取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、『利益率が高いので値下げに応じられるはず』などと主張し、著しく低い納入価格を一方的に定めること」が挙げられている。

(b) 製造業者等が、PB商品の取引を開始する際に小売業者等からの取引条件の設定に係る要請を受け入れている理由の一つに、NB商品の取引への影響を懸念していることが考えられる。今回の調査でも、製造業者等が、利益率が低い等の理由により製造委託の要請を断ろうとしたところ、NB商品の取引の中止、取引数量の減少をちらつかせ、小売業者等から製造委託に応じるように要請されたとの回答が39取引あった。また、製造業者等へのヒアリングにおいても、「PB商品の取引条件を交渉している中で、PB商品の製造委託に応じなければNB商品も扱わない旨を示唆され、実際に、NB商品の取引の一部を停止された。」旨の具体的な回答があったところであり、PB商品の取引を開始する時点でNB商品の取引も行っているような取引においては、製造業者等は、PB商品の取引に関する要請を断ると、NB商品の取引にも影響があると考え、自社に不利益となる要請であっても受け入れざるを得ないものとして受け入れている場合があると考えられる。

(c) 次に、PB商品の取引開始の際に行われる要請以外の行為としては、「購入・利用の要請」や「協賛金等の負担の要請」といった典型的な優越的地位の濫用となり得る行為とともに、「その他不利益となる要請」に係る行為が多くなっていた。

「その他不利益となる要請」の内容としては、出荷の条件として契約上定めのない検査を受けるよう求め、検査に要した費用の負担を要請するもの、事前に一定数量を示して発注を確約していたにもかかわらず、小売業者等の一方的な都合により、発注数量を著しく減少する又は発注を取り消すものが多くなっていた。こうした行為も、前記(a)と同様に優越的地位の濫用となり得るものであるため、公正取引委員会として注視していく必要がある。

(d) 今回の調査では、PB商品の取引を開始する際の取引条件の設定等に係る優

優越的地位の濫用となり得る行為が相対的に多く行われている状況が明らかとなった。その原因の一つとしては、小売業者等の側において、製造業者等との間で取引条件を設定する行為が、その態様によっては優越的地位の濫用となり得る行為となることが意識されにくいためではないかと考えられる。小売業者等が一方的に取引条件を設定するなどにより、製造業者等に不当に不利益を与えることとなる場合は、優越的地位の濫用となり得るものであり、P B商品の取引の拡大が今後も見込まれる中、公正取引委員会としても、今後、違反行為の未然防止の観点から、こうした点について一層の周知を図っていく必要がある。

b 優越的地位の濫用となり得る行為を行った小売業者等の業態

今回の調査において、1つ以上優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと製造業者等が回答したP B商品の取引について、小売業者等の業態をみると、総合スーパー、生協、卸売業者、コンビニエンスストア、食品スーパーとの回答が相対的に多くなっていた。

このため、これらの小売業者等と製造業者等の間で行われるP B商品の取引に関して、優越的地位の濫用となり得る行為又は下請法上問題となり得る行為が行われることがないように、今後とも公正取引委員会として注視していく必要がある。

また、卸売業者については、これまでに実施した実態調査においても、卸売業者から製造業者に対して、優越的地位の濫用となり得る行為が行われている事例がある旨を指摘してきたところであるが（注8）、今回の調査においても、卸売業者から優越的地位の濫用となり得る行為を受けている旨の回答が一定程度みられたところである。

卸売業者が行っている要請等の中には、卸売業者が、自社の利益を図るために要請等を行っている場合だけでなく、小売業者から要請等を受けた費用を自社だけで負担しきれず、その費用の一部又は全部の補填を製造業者に要請している場合もあると考えられるが、こうした要請等についても、卸売業者と製造業者との間での優越的地位の濫用となり得るものである。このため、卸売業者から製造業者に対して行われる要請等については、今後とも公正取引委員会として注視していく必要がある。

（注8） 「物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告書」（平成25年8月公表）、 「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成24年7月公表）、 「食品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」（平成23年10月公表）等を参照。

c 優越的地位の濫用となり得る行為がみられた取引の傾向

今回の調査における優越的地位の濫用となり得る行為が行われたP B商品の取引についてみると、①小売業者等とのP B商品に係る年間取引高が大きい取引、及び②資本金が大きい小売業者等との取引において、製造業者等が小売業者等から優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと回答する割合が高くなるという傾向がみられた。

製造業者等の立場からすると、小売業者等とのP B商品に係る年間取引高が大きい場合、又は小売業者等の資本金規模が大きい場合、小売業者等からの要請等

の内容が不利なものであったとしても当該要請を受け入れざるを得ないものとして受け入れる傾向があると考えられる。

オ 消費税の扱いについて

今回の調査では、製造業者等に対し、小売業者等とのP B商品の取引において、消費税率の引上げ分を納入価格に転嫁できたかを聞いたところ、集計対象とした1,835取引のうち、「おおむね転嫁できた（できそうである。）。」が1,470取引（80.1%）、「ある程度転嫁できた（できそうである。）。」が130取引（7.1%）となっており、これらを合わせると1,600取引（87.2%）であった。一方で、「あまり転嫁できなかった（できない見込みである。）。」が46取引（2.5%）、「ほとんど転嫁できなかった（できない見込みである。）。」が53取引（2.9%）となっており、これらを合わせると99取引（5.4%）であった。

また、消費税の価格転嫁に係る交渉において、小売業者等から消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことがあるかを聞いたところ、「受けたことがある。」との回答が22取引であり、この22取引のうち、転嫁拒否行為を「受け入れた。」との回答が9取引であった。

回答のあった9取引の転嫁拒否行為の内容としては、「商品の内容量を減らすなどの仕様変更により、消費税率引上げ後も単価を据え置くこととされたが、仕様変更による自社のコスト削減効果が小さいため、消費税率の引上げを反映した額よりも低い単価での取引の要請を受けた。」が5取引、「今後、消費税率が引上げられることを見据え、引き上げられる消費税分に見合った額（又は率）の納入価格に引き下げるための値下げの要請を受けた。」が4取引といった結果であった。

消費税率の引上げ分の価格への転嫁に関しては、今後、消費税率の引上げ後に行われた取引に関して代金の決済が行われる際に、小売業者等が製造業者等に対し、減額を行ったり、協賛金等の負担を要請するなどの行為が行われるおそれがあり、引き続き書面調査などによる積極的な情報収集を行っていく必要がある。

(3) 公正取引委員会の対応

今回の調査の結果、食品分野におけるP B商品の一部の取引において、主として独占禁止法又は下請法上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。また、回答数は少ないものの、消費税転嫁対策特別措置法上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。このため、公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。

ア(ア) 小売業者等を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに優越ガイドライン及び下請法の内容を説明する。

(イ) また、小売業者等の関係事業者団体に対して、本調査結果を報告するとともに、小売業者等が問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。

イ 公正取引委員会は、今後とも、食品分野におけるP B商品の取引実態を注視し、独

占禁止法、下請法又は消費税転嫁対策特別措置法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。

6 荷主と物流事業者との取引について

(1) 調査の趣旨・方法

ア 調査の趣旨

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制に基づき、事業者に不当に不利益を与える行為に対して厳正かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。

荷主と物流事業者との取引については、平成16年4月以降、優越的地位の濫用規制の一つとして独占禁止法に基づき指定した「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）を通じ、より積極的に取組を進めてきている。

近年、物流事業者が、燃料価格が上昇傾向にあった（注1）際にも、荷主から運賃を一方的に従来どおりに据え置かれるなど厳しい取引環境に置かれているといわれている。こうした実情を踏まえ、荷主と物流事業者との取引において、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていないかについて、調査を実施することとした（注2）。

（注1） 調査対象期間（平成25年8月1日から平成26年7月31日）において、軽油の店頭現金価格（消費税込み）は1リットル当たり137.9円（平成25年8月5日時点）から147.4円（平成26年7月28日時点）に値上がりしている。平成26年8月以降は下落に転じ、平成27年2月23日時点で117.9円となっている。（出典：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」）

（注2） 荷主と物流事業者との取引については、平成18年3月に「荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書」を公表している。

イ 調査方法

本調査では、荷主と物流事業者との間の物品の運送又は保管（以下「6」において「運送等」という。）に係る継続的（注3）な取引を対象として、平成25年8月1日から平成26年7月31日までを調査対象期間とする書面調査を実施するとともに、書面調査に回答した物流事業者のうち、主要な荷主から受けた行為について具体的に回答した25名を対象にヒアリングを実施した。

物流事業者に物品の運送等を委託していると思われる荷主10,000名、荷主から物品の運送等の委託を受けていると思われる物流事業者25,000名を対象として、調査票を送付し、書面調査を実施した。調査票の発送数及び回答者数は、第3表のとおりである。

（注3） 単発（スポット）取引は本調査の対象外とした。

第3表 書面調査の回答状況等

対象事業者	発送数（A）	回答者数（B）（B／A）
荷主	10,000名	6,139名（61.4％）
物流事業者	25,000名	7,008名（28.0％）

本調査では、書面調査における回答者のうち、物品の運送等に係る取引を行っている
と回答した荷主4,530名及び物流事業者4,620名からの、物品の運送等に係る年間取引高
が多い取引先（上位3名。以下 **6** においてそれぞれ「主要な物流事業者」、「主要な荷
主」という。）との取引についての回答を基に調査結果を取りまとめている。

(2) 調査結果の評価及び公正取引委員会の対応

ア 荷主及び物流事業者の概要

回答のあった荷主のうち、約半数が資本金3億円超（54.3％）、年間売上高100億
円超（45.8％）の比較的大規模な事業者である一方、回答のあった物流事業者のほ
とんどが資本金5,000万円以下（88.7％）、年間売上高10億円以下（75.6％）の比較
的小規模な事業者であった。

イ 荷主と物流事業者との取引の状況

(7) 書面交付及び支払方法の状況

荷主と物流事業者との取引における書面の交付状況については、多くの荷主は
主要な物流事業者に物品の運送等の委託を行うに当たり、書面を交付していると
回答している（81.1％）が、書面を交付していないと回答した荷主も一定数見受
けられた（18.9％）。

また、代金の支払方法について、荷主のうち約2割が主要な物流事業者に対し
手形による支払を行っていると回答し、120日を超えるサイトの手形で支払って
いる荷主も一定数見受けられた。

(4) 代金の支払遅延等の状況

a 行為類型別の状況

荷主と物品の運送等に係る取引を行っていると回答した物流事業者4,620
名のうち、主要な荷主から、物流事業者に責任がないなど荷主の都合による
代金の支払遅延等の不利益を1つ以上受けたと回答した物流事業者は306名
であり、その割合は全体の6.6％であった（第4表参照）。

また、行為類型別にみると、物流事業者に責任がないのに「代金の減額」
を受けたと回答した物流事業者が188名であり、その割合は全体の4.1％と他
の行為類型に比べて特になくなっている（第4表参照）。

第4表 行為類型別の状況

行為類型	不利益を受けた 物流事業者数	荷主との取引について回答した 物流事業者数に占める割合
代金の支払遅延	29 名	0.6% (29/4,620)
代金の減額	188 名	4.1% (188/4,620)
買いたたき	67 名	1.5% (67/4,620)
物品等の購入・利用の強制	57 名	1.2% (57/4,620)
経済上の利益の提供要請	27 名	0.6% (27/4,620)
発注内容の変更	18 名	0.4% (18/4,620)
合計（注4）	306 名	6.6% (306/4,620)

（注4） 荷主から複数の行為類型に係る不利益を受けている物流事業者が存在するところ、行為類型ごとの物流事業者数の合計は386となるが、不利益を1つ以上受けた物流事業者数として合計すると306となる。

b 物流事業者が不利益を受け入れた理由

前記 a で、主要な荷主から、代金の支払遅延等の不利益を1つ以上受けたとの回答のあった物流事業者306名に対し、延べ386の事例について、荷主による当該行為を受け入れた理由を聞いたところ、「今後の取引数量、取引高等に影響があると自社が判断したため」とするものが171事例（44.3%）、「荷主から今後の取引数量、取引高等への影響を示唆されたため」とするものが84事例（21.8%）であった。

このように、物流事業者は、主要な荷主との取引の継続への影響を考慮して、やむを得ず不利益を受け入れていることも少なくなく、こうした荷主の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得るものである。

c 物流事業者の年間売上高との相関

前記 a の物流事業者306名のうち、年間売上高について回答のあった282名について、主要な荷主との取引について回答のあった物流事業者4,620名のうち、年間売上高について回答のあった4,372名に占める割合を、年間売上高別にみると、第5表のとおりである。年間売上高「1億円以下」の区分で最も割合が高くなっており、年間売上高が小さい物流事業者ほど、代金の支払遅延等の不利益を受けたとの回答があった割合が高くなるという傾向がみられた。

第5表 物流事業者の年間売上高との相関

物流事業者の 年間売上高	1億円 以下	1億円超 10億円以下	10億円超 30億円以下	30億円 超	合計
物流事業者数（名）	862	2,443	656	411	4,372
代金の支払遅延等の不利益を受けた物流事業者数（名）	73	175	21	13	282
代金の支払遅延等の不利益を受けた物流事業者数の割合	8.5%	7.2%	3.2%	3.2%	6.5%

(ウ) 燃料価格上昇に伴う代金の引上げの状況

調査対象期間（平成25年8月1日から平成26年7月31日）において燃料価格が上昇傾向にあったことから、物流事業者に対し、燃料価格の上昇を理由として、主要な荷主に代金の引上げを要請したことがあるかを聞いたところ、回答のあった3,050名のうち、約半数が代金の引上げを要請していた（50.4%）。このうち、約7割の物流事業者から主要な荷主が代金の引上げ要請に応じてくれたとの回答があった一方で、代金の引上げ要請に応じてくれなかったという回答も一定数見受けられた（27.0%）。このことから、調査対象期間においては燃料価格が上昇傾向にあったことからすれば、主要な荷主に代金の引上げを要請したことはないという回答した物流事業者と代金の引上げ要請をしたが主要な荷主が応じてくれなかったと回答した物流事業者を合わせた上記3,050名のうち約6割の物流事業者は燃料価格の上昇があっても代金の引上げが困難な状況にあったと思われる。また、代金の引上げを要請したことがあると回答した物流事業者のうち約1割の物流事業者は、代金の引上げを要請しても、主要な荷主が一方的に代金を据え置いたり、交渉に一切応じようとしなかったと回答しており、このような荷主の行為は、優越的地位の濫用規制上問題となり得るものである。

ウ 公正取引委員会の対応

本調査の結果、物品の運送等に係る一部の取引において、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。公正取引委員会としては、荷主により物流事業者に不当に不利益を与えるような行為が行われることがないよう注視する必要がある。これらの行為は、荷主と物流事業者との間で、あらかじめ取引条件等を定めていなかったり、荷主から物流事業者に対し、取引条件等が記載された書面が交付されていなかったことに起因しているとも考えられることから、物品の運送等の取引に当たっては、取引条件等の明確化や書面の交付が望まれる。

また、燃料価格上昇に伴う代金の引上げ交渉においても、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。特に、燃

料価格が上昇しても、「仕事を減らされるのが怖くてお願いできない」、「燃料価格上昇に係る費用の転嫁をお願いしたとしても応じてくれないことが分かっているため、そもそもお願いしていない」というように、荷主に対して、燃料価格の上昇を理由として代金の引上げを要請すること自体が難しいとする回答もみられるなど、物流事業者が厳しい取引環境に置かれていることがうかがわれる。公正取引委員会としては、物流事業者から荷主に対して代金の引上げ要請があっても、荷主が一方的に代金を据え置いたり、取引に影響が生じる旨を示唆するなど代金の引上げ要請自体をさせないようにする行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為であることを周知していく必要がある。

さらに、こうした行為が、物流事業者間の取引において行われた場合には、優越的地位の濫用規制上問題となり得ることはもとより、下請法上問題となり得ることに留意する必要がある。

このため、公正取引委員会は、違反行為の未然防止の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。

- (7) a 荷主及び物流事業者を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。
- b 荷主及び物流事業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、荷主及び物流事業者が物品の運送等の委託取引における問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- (イ) 公正取引委員会は、今後とも、物品の運送等の取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。

第9章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5－1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5－2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、平成26年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,982名（製造委託等（注1）25,935名、役務委託等（注2）13,047名）及びその下請事業者213,690名（製造委託等152,504名、役務委託等61,186名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
	26	38,982	213,690
	製造委託等	25,935	152,504
	役務委託等	13,047	61,186
	25	38,974	214,044
	製造委託等	26,217	148,332
	役務委託等	12,757	65,712
	24	38,781	214,042
	製造委託等	23,656	146,267
	役務委託等	15,125	67,775
	23	38,503	212,659
	製造委託等	25,082	150,312
	役務委託等	13,421	62,347
	22	38,046	210,166
	製造委託等	24,782	147,692
	役務委託等	13,264	62,474

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

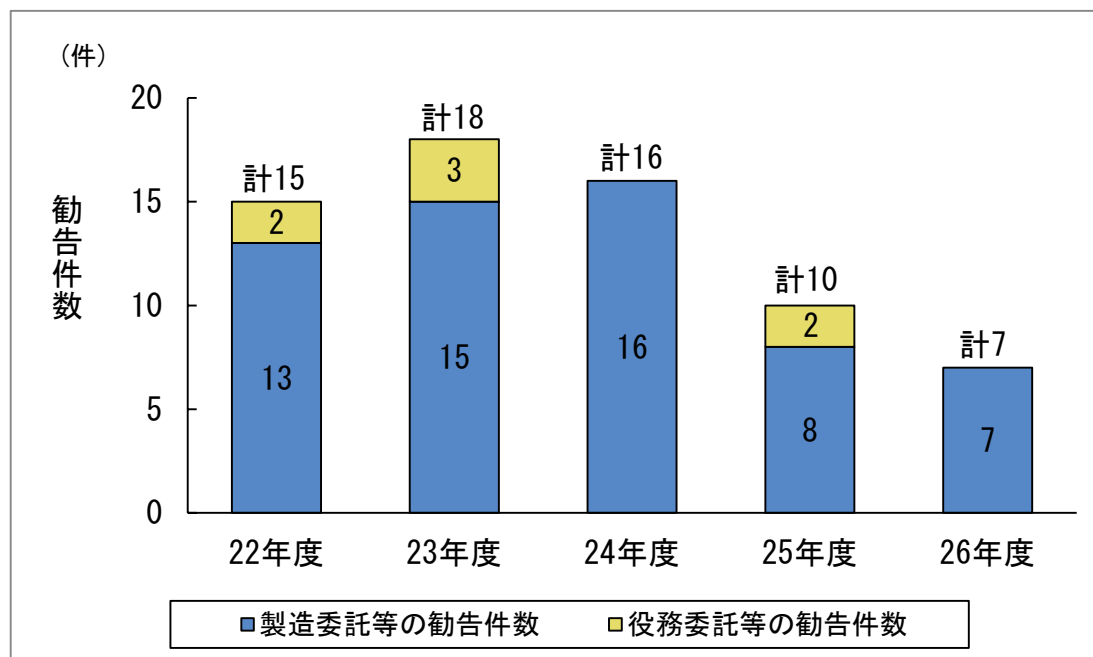
(1) 新規着手件数

平成26年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は5,807件である。このうち、書面調査により職権探知したものは5,723件、下請事業者からの申告によるものは83件、中小企業庁長官からの措置請求によるものは1件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

平成26年度においては、公正取引委員会は、5,844件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、5,468件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち7件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、5,461件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第1図、第2表及び附属資料5－2表参照）。

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

(単位：件)

区分 年度	新 規 着 手 件 数				処 理 件 数				
	書面調査	申 告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措 置			不 問	計
					勧告 (注)	指導 (注)	小 計		
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
製造委託等	3,154	84	3	3,241	13	2,977	2,990	205	3,195
役務委託等	1,355	61	1	1,417	2	1,249	1,251	164	1,415

3 違反行為類型別件数

平成26年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は4,551件（違反行為類型別件数の延べ合計の50.1%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が4,067件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が484件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、4,529件（違反行為類型別件数の延べ合計の49.9%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が2,843件（実体規定違反件数の合計の62.8%）、買ったたき（同条第1項第5号違反）が735件（実体規定違反件数の合計の16.2%）、下請代金の減額（同条第1項第3号違反）が383件（実体規定違反件数の合計の8.5%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

(単位：件，(％))

年 度 違反行為類型		24			25			26		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	61 (2.8)	49 (3.0)	12 (2.1)	42 (1.9)	31 (2.1)	11 (1.5)	32 (0.7)	29 (0.9)	3 (0.2)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	1,250 (56.4)	804 (48.9)	446 (77.7)	1,488 (66.1)	886 (59.1)	602 (80.2)	2,843 (62.8)	1,880 (56.5)	963 (80.0)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	284 (12.8)	234 (14.2)	50 (8.7)	228 (10.1)	182 (12.1)	46 (6.1)	383 (8.5)	317 (9.5)	66 (5.5)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	44 (2.0)	40 (2.4)	4 (0.7)	20 (0.9)	20 (1.3)	0 (-)	15 (0.3)	15 (0.5)	0 (0.0)
	買ったたき (第4条第1項第5号違反)	98 (4.4)	86 (5.2)	12 (2.1)	86 (3.8)	65 (4.3)	21 (2.8)	735 (16.2)	609 (18.3)	126 (10.5)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	72 (3.2)	51 (3.1)	21 (3.7)	60 (2.7)	32 (2.1)	28 (3.7)	46 (1.0)	35 (1.1)	11 (0.9)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	56 (2.5)	55 (3.3)	1 (0.2)	44 (2.0)	42 (2.8)	2 (0.3)	60 (1.3)	59 (1.8)	1 (0.1)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	246 (11.1)	233 (14.2)	13 (2.3)	208 (9.2)	190 (12.7)	18 (2.4)	253 (5.6)	241 (7.2)	12 (1.0)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	57 (2.6)	54 (3.3)	3 (0.5)	29 (1.3)	26 (1.7)	3 (0.4)	135 (3.0)	123 (3.7)	12 (1.0)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	50 (2.3)	38 (2.3)	12 (2.1)	45 (2.0)	25 (1.7)	20 (2.7)	27 (0.6)	17 (0.5)	10 (0.8)
	小 計	2,218 (100)	1,644 (100)	574 (100)	2,250 (100)	1,499 (100)	751 (100)	4,529 (100)	3,325 (100)	1,204 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	3,987	3,069	918	4,186	2,879	1,307	4,067	3,020	1,047
	書類不保存等 (第5条違反)	824	596	228	939	607	332	484	353	131
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,811	3,665	1,146	5,125	3,486	1,639	4,551	3,373	1,178
合 計		7,029	5,309	1,720	7,375	4,985	2,390	9,080	6,698	2,382

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者209名から、下請事業者4,142名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額8億7120万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額4億499万円を下請事業者に返還し、②返品事件においては、親事業者は下請事業者から総額2億2830万円相当の商品を引き取り、③受領拒否事件においては、親事業者は下請事業者から総額1億6725万円相当の商品を受領し、④下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は総額6299万円の遅延利息を下請事業者を支払った（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

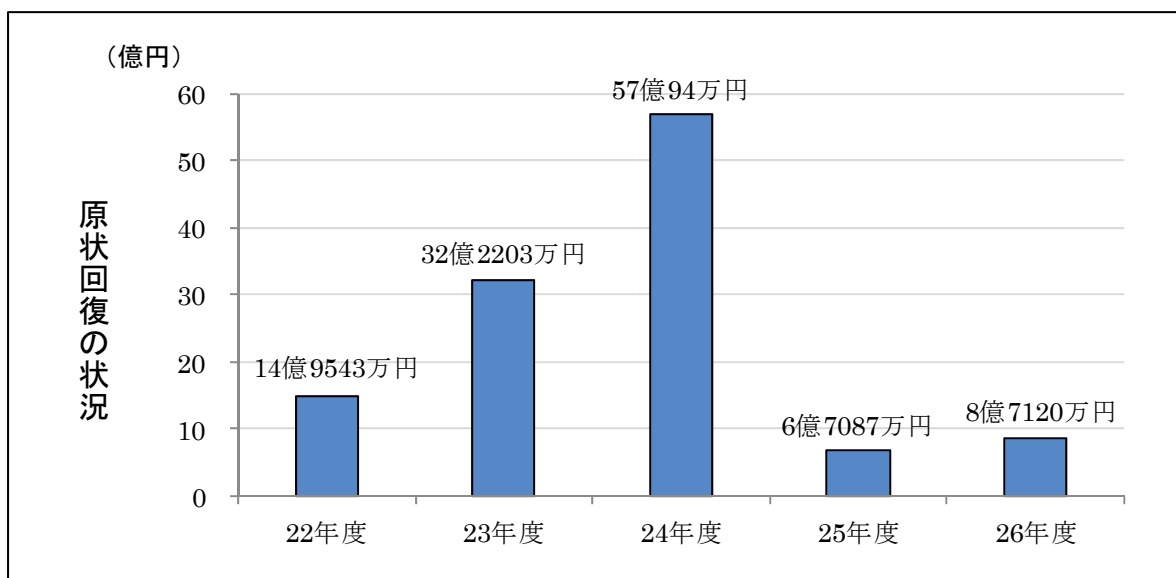
違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
減額	26年度	108名	2,253名	4億499万円
	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
	24年度	120名	6,540名	39億5548万円
	23年度	86名	6,391名	17億1417万円
	22年度	98名	4,356名	10億3145万円
返品	26年度	3名	65名	2億2830万円
	25年度	1名	2名	21万円
	24年度	6名	124名	1億6728万円
	23年度	4名	118名	12億4937万円
	22年度	1名	3名	1億3985万円
受領拒否	26年度	1名	16名	1億6725万円
	25年度	—	—	—
	24年度	1名	88名	8608万円
	23年度	2名	27名	4033万円
	22年度	—	—	—
支払遅延	26年度	91名	1,783名	6299万円
	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
	24年度	98名	2,887名	14億7296万円
	23年度	78名	1,953名	1億6661万円
	22年度	89名	3,420名	2億8238万円
買いたたき	26年度	1名	2名	657万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
	22年度	—	—	—
不当な経済上の 利益の提供要請	26年度	2名	7名	65万円
	25年度	6名	60名	1399万円
	24年度	8名	182名	1912万円
	23年度	5名	70名	4906万円
	22年度	1名	59名	4175万円
割引困難な 手形の交付	26年度	1名	1名	41万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
	22年度	—	—	—
有償支給原材料等の 対価の早期決済	26年度	2名	15名	0万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	1名	11名	249万円
	22年度	—	—	—
合計	26年度	209名	4,142名	8億7120万円
	25年度	244名	5,604名	6億7087万円
	24年度	233名	9,821名	57億94万円
	23年度	176名	8,570名	32億2203万円
	22年度	189名	7,838名	14億9543万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、平成26年度における返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「－」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照。）。

平成26年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は26件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成26年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者396名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5217万円分の原状回復が行われた（注）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 **4** 記載の金額の内数である。

6 勧告事件及び主な指導事件

平成26年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の部品の製造業等 (26. 6. 27勧告)	(株)森創は、ぱちんこ遊技機等の製造業者から製造を請け負うぱちんこ遊技機等の部品の製造等を下請事業者へ委託しているところ、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成25年5月から平成26年2月までの間、製造を請け負ったぱちんこ遊技機等の部品について、当該部品を(株)森創に発注したぱちんこ遊技機等の製造業者から値引き要請を受けたことを理由として、「顧客からの値引き要請を理由とする値引き」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 イ 平成24年10月及び同年11月、自社の業績悪化を理由として、「業績悪化を理由とする値引き」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 ウ 平成24年3月から平成26年1月までの間、「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 エ 平成24年3月から平成25年2月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者69名に対し、総額4806万7400円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
スポーツ用品等の小売業 (26. 6. 27勧告)	(株)ヒマラヤは、自社の店舗で販売するスポーツ用品等の製造を下請事業者へ委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 ア 平成25年1月から同年3月までの間、自社の店頭小売価格の引下げを行った時点で店頭在庫として残っていた下請事業者の給付について、「クリアランス値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成24年3月から平成25年11月までの間、「オンライン利用料」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 ウ 平成24年3月から平成26年1月までの間、下請事業者から受領した給付について、複数の伝票に分けて消費税相当額を計算し、その際、伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てていた。 エ 平成24年4月から同年12月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 ② 返品 平成24年3月から同年4月までの間、下請事業者の給付を受領した後、販売期間が終了したことを理由として、在庫商品を下請事業者に取り返らせていた。また、返品を行うに当たり、下請事業者へ返品に係る送料を負担させていた。 減額金額は、下請事業者45名に対し、総額1969万5336円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者2名に対し、総額8389万601円であり、同社は勧告前に当該商品を引き取るなどしている。	①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品、日用雑貨品等の小売業 (26.6.30勧告)	(株)サンリブは、自社の店舗等で販売する食料品、日用雑貨品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成23年6月から平成26年1月までの間、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 平成23年6月から平成25年2月までの間、「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 ウ 下請事業者の前記アの「基本リベート」の額又は前記イの「達成リベート」の額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払った場合に、その振込手数料を支払わせていた。 エ 平成23年6月から平成26年1月までの間、「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者25名に対し、総額6508万1058円であり、同社は勧告前に減額分の一部を返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
日用品等の小売業 (26.7.15勧告)	(株)大創産業は、100円ショップ「ザ・ダイソー」等の店舗で販売する自社ブランドの日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ① 返品 平成24年5月から平成25年10月までの間、下請事業者の商品を受領した後、販売期間が終了したこと及び売行きが悪いことを理由として商品を引き取らせ、また、受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。 ② 買いたたき 平成24年11月から平成25年11月までの間、商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を約59パーセントから約67パーセント引き下げた単価を定めて発注した。 返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者62名に対し、総額1億3915万7024円であり、同社は勧告前に返品した商品の下請代金相当額を支払うなどしている。また、予定単価を用いて計算した代金の額と実際の下請代金との差額は、下請事業者2名に対し、総額657万8897円であり、同社は勧告前に当該差額を支払っている。	①第4条第1項第4号（返品の禁止） ②第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の小売業 (26. 8. 20勧告)	北雄ラッキー㈱は、自社の店舗で販売する鍋用材料セット等の食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからオまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成24年10月から平成26年3月までの間、「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成24年11月から平成26年1月までの間、「指定月リベート」として、自社が指定する月の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ウ 平成24年10月から平成26年3月までの間、「本部手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 エ 平成25年4月及び平成26年4月、「割戻金」として、1年間分の下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 オ 平成24年10月から平成26年4月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くこととしていたところ、インターネットバンキングを利用することによって振込手数料が下がった後も、従来どおりの振込手数料を差し引いていたことにより、実際の振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額1695万6919円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
食料品、日用雑貨品等の小売業 (26. 8. 28勧告)	㈱マルショクは、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成24年5月から平成26年1月までの間、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 平成24年5月から平成25年2月までの間、「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 ウ 下請事業者に前記アの「基本リベート」の額又は前記イの「達成リベート」の額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。 エ 平成24年5月から平成26年2月までの間、「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者24名に対し、総額2981万4207円であり、同社は勧告前に減額分の一部を返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
玩具、販売促進用品等の卸売業等 (27. 3. 31勧告)	㈱エスケイジャパンは、娯楽施設の運営事業者に販売するぬいぐるみ等の製造及び出版社等から請け負う雑誌の付録等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成25年11月から平成27年1月までの間、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者37名に対し、総額2103万5449円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

(2) 主な指導事件

業 種	違 反 行 為 等 の 概 要	関係法条
繊維・衣服等卸売業	撚糸（ねんし）の製造を下請事業者に委託しているA社は、発注時に下請事業者に交付している「加工指図書」に記載した納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
不動産賃貸業・管理業	消防用設備の保守点検を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
飲食料品卸売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているD社は、同社が誤発注したことを理由として、下請事業者に責任がないのに、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
ゴム製品製造業	ゴム製品の製造を下請事業者に委託しているE社は、原材料価格が高騰したため下請事業者が単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）
その他の生活関連サービス業	結婚式場における写真及びビデオの撮影を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、自社が販売するビアホールのチケット等を購入させていた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
プラスチック製品製造業	プラスチック部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
倉庫業	木材等の荷役作業を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。	第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）
電気機械器具製造業	金属製品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該金属製品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

（注）「業種」は「日本標準産業分類」上の「中分類」による。

第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成26年度においては、56回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

平成26年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成26年度においては、6回の講習会を実施した。

(4) 下請法業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。

平成26年度においては、合計20回（小売業者等向け14回、ソフトウェア開発等事業者向け3回、放送番組制作等事業者向け3回）の講習会を実施した。

なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベート・ブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、小売業者等向けの業種別講習会において、プライベート・ブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

2 下請法に係る相談

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成26年度においては、6,347件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している（下記リンク先を参照）。

平成26年度においては、10か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談

窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成26年度においては、全国の商工会議所で従事する経営指導員向けの研修会等へ59回講師を派遣するとともに、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布等を行った。

(4) コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成26年度においては、事業者団体等へ27回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、物流分野における取引の公正化に関するDVD等の資料を提供した。

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書で要請している。

平成26年度においては、親事業者約194,000名及び関係事業者団体約640団体に対し、10月31日に要請を実施した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成26年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成26年度においては、6月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」〔平成27年6月3日公表〕の別紙3「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について」）。

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買ったたき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

また、平成26年4月1日の消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設け、平成26年3月及び4月の毎週土曜日に、電話相談を受け付けるなど相談対応の強化を図った。

平成26年度においては、1,370件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成26年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約400万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。さらに、中小企業庁と合同で、大規模小売事業者及び大企業等（買手側。約4万名）に対して、報告義務を課し

た書面調査を実施した。

(3) **大規模小売事業者を含む大企業等に対する集中的な立入検査**

公正取引委員会は、大規模小売事業者を含む大企業等の特定事業者に対して、平成26年4月に96件の集中的な立入検査を実施した。

(4) **事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査**

公正取引委員会は、平成26年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、8,744名の事業者及び1,263の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(5) **移動相談会**

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとし、平成26年度においては、移動相談会を47回実施した。

(6) **下請法の書面調査の活用**

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、当該調査を通じて転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(7) **下請法との一体的な運用**

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) **転嫁拒否行為に対する調査件数及び勧告・指導件数**

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

平成26年度において、1,456件の調査に着手し、19件について勧告を行い、316件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する対応状況

	調査着手	立入検査	勧告	指導
平成25年度（注1）	1,111件	187件	0件（0件）	724件（35件）
平成26年度	1,456件	560件	19件（4件）	316件（45件）
合 計	2,567件	747件	19件（4件）	1,040件（80件）

（注1） 平成25年度は平成25年10月以降の件数。以下第2表から第5表において同じ。括弧内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

業種	平成25年度			平成26年度			合計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0件	12件	12件	0件	61件	61件	0件	73件	73件
製造業	0件	291件	291件	0件	46件	46件	0件	337件	337件
情報通信業	0件	49件	49件	1件	23件	24件	1件	72件	73件
運輸業（道路貨物運送業等）	0件	78件	78件	0件	11件	11件	0件	89件	89件
卸売業	0件	78件	78件	1件	10件	11件	1件	88件	89件
小売業	0件	78件	78件	4件	56件	60件	4件	134件	138件
不動産業	0件	12件	12件	2件	12件	14件	2件	24件	26件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0件	54件	54件	0件	10件	10件	0件	64件	64件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	0件	18件	18件	0件	1件	1件	0件	19件	19件
その他（注3）	0件	54件	54件	11件	86件	97件	11件	140件	151件
合 計	0件	724件	724件	19件	316件	335件	19件	1,040件	1,059件

（注2） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注3） 「その他」は、医療福祉、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

（2） 行為類型別件数

平成26年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が287件、減額（同法第3条第1号前段）が35件、商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同法第3条第2号）が22件及び本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が15件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	平成25年度			平成26年度			合計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0件	1件	1件	3件	32件	35件	3件	33件	36件
買ったとき	0件	480件	480件	19件	268件	287件	19件	748件	767件
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	0件	24件	24件	0件	22件	22件	0件	46件	46件
本体価格での交渉の拒否	0件	224件	224件	0件	15件	15件	0件	239件	239件
合計（注4）	0件	729件	729件	22件	337件	359件	22件	1,066件	1,088件

（注4） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、第1表及び第2表に記載の件数とは一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者228名から、特定供給事業者33,094名に対し、総額4億1153万円の原状回復が行われた。

3 勧告事件及び主な指導事例

平成26年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
食料品等の小売業 (26. 4. 23勧告)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する㈱JR東日本ステーションリテイリング（大規模小売事業者）は、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3パーセント程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段（買ったたき）
眼鏡等の小売業 (26. 6. 12勧告)	眼鏡等を販売する㈱三城（大規模小売事業者）は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段（買ったたき）
医療福祉 (26. 6. 17勧告)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段（買ったたき）
サービス業 (26. 6. 26勧告)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段（買ったたき）
サービス業 (26. 6. 26勧告)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段（買ったたき）
スポーツ施設提供業 (26. 7. 24勧告)	スポーツ施設の運営等の事業を行う㈱ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段（買ったたき）
医療福祉 (26. 8. 1勧告)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段（買ったたき）
不動産賃貸業及び飲食サービス業 (26. 9. 24勧告)	店舗等の賃貸借等の事業を行う㈱吉野家資産管理サービス、外食業を行う㈱北日本吉野家及び㈱中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者（賃貸人）の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号前段（減額）及び同号後段（買ったたき）
機械器具卸売業 (26. 10. 22勧告)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業㈱は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったたき）
映像・音声・文字情報制作業 (26. 12. 17勧告)	主にアニメーションの制作事業を行う東映アニメーション㈱は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったたき）

事業内容	違反行為の概要	関係法条
学習支援業 (26.12.19勧告)	学習指導事業を行う㈱トライグループは、次の行為を行っていた。 ア 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 イ 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
スポーツ施設提供業 (27.1.30勧告)	スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ㈱は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
娯楽業 (27.2.26勧告)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品（以下「グッズ」という。）の販売等を行う㈱広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号後段（買いたたき）
不動産賃貸業 (27.3.19勧告)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理㈱は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
食料品等の小売業 (27.3.26勧告)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を行うコカ・コーラウエスト㈱及び西日本ビバレッジ㈱の2社（大規模小売事業者）は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第3条第1号後段（買いたたき）
貸金業 (27.3.27勧告)	貸金業を行うアイフル㈱は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号後段（買いたたき）

(2) 主な指導事例

業 種	違反行為の概要	関係法条
建設業	A社は、内装工事、仮設工事及び警備業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた当該役務の対価について、既に取り決めていた対価の一部を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
食料品製造業	B社は、食品検査機器の製造を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けたものについて、経費削減の目的で、既に取り決めていた委託代金から消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
宿泊業	C社は、食材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から約1パーセントを差し引いて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
有線放送業	D社は、番組の制作、カメラ撮影等を委託している者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
道路貨物運送業	E社は、物品の運送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の委託代金について、消費税率の引上げ分を全て上乗せすることなく、その半分（1.5パーセント）を上乗せして定めていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
学校教育業	公立大学法人Fは、資格取得講座の講師（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
産業廃棄物処理業	G社は、碎石の運搬を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
小売業	鞆等の小売業者であるH社は、自社で販売する鞆等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、自社の店舗にある在庫商品の値札に消費税率の引上げに対応した価格シールを貼り付ける作業を要請した。	第3条第2号（商品購入、役務利用又は利益提供の要請）

業 種	違 反 行 為 の 概 要	関係法条
小売業	大規模小売事業者である I 社は、建設工事を委託している建設業者等（特定供給事業者）に対し、当該事業者との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格のみを用いることとしていた。	第3条第3号 （本体価格での交渉の拒否）

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成26年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）13件、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）3件の合計16件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第4表、業種別届出件数は第5表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成26年度においては、50件の相談に対応した。

第4表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

	転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
平成25年度	152件	136件	288件
平成26年度	13件	3件	16件
合 計	165件	139件	304件

第5表 業種別届出件数

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成25年度	平成26年度	計	平成25年度	平成26年度	計
製造業	80件	7件	87件	76件	3件	79件
卸売業	51件	3件	54件	47件	2件	49件
小売業	38件	6件	44件	42件	3件	45件
サービス業	37件	3件	40件	21件	0件	21件
その他	12件	6件	18件	10件	0件	10件
合計	218件	25件	243件	196件	8件	204件

(注1) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第4表に記載の届出件数と一致しない。

(注2) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第1項）、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第2項）。

平成26年度においては、政令指定組合から、転嫁カルテル4件及び表示カルテル1件を受理し、それぞれの政令指定組合を所管する大臣に通知を行った。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成26年度においては、30回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成26年度においては、職員を59回派遣した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) リーフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を簡潔に説明したリーフレットを配布した。

(2) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを当委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会、地方自治体等に配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ、主な違反事例について説明したパンフレットを作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載したほか、商工会議所、商工会、地方自治体等に配布した。

(3) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」などを掲載した。

(4) 消費税率の引上げ時期における集中的な広報

公正取引委員会は、消費税率の引上げの時期において、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、①新聞広告、②雑誌広告及び③インターネット広告といった各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施した。

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成25年度に締結したフィリピン司法省及びベトナム競争庁との協力に関する覚書等に加え、平成26年度においては、更に以下の2つの競争当局との間で覚書を締結した。

(1) ブラジル経済擁護行政委員会との協力に関する覚書

公正取引委員会は、ブラジル連邦共和国の競争当局である経済擁護行政委員会との間で、平成26年4月24日に「日本国公正取引委員会とブラジル連邦共和国経済擁護行政委員会との間の協力に関する覚書」に署名し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 韓国公正取引委員会との協力に関する覚書

公正取引委員会は、大韓民国の競争当局である公正取引委員会との間で、平成26年7月25日に「日本国公正取引委員会と大韓民国公正取引委員会との間の協力に関する覚書」に署名し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、前記ブラジル経済擁護行政委員会との協力に関する覚書とほぼ同様の内容となっている。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成26年度における協議の開催状況は、次のとおりである。

第1表 平成26年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
韓国	平成26年7月25日 東京	韓国公正取引委員会
米国	平成26年11月17日 東京	米国司法省反トラスト局 米国連邦取引委員会

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。競争政策の観点からは、経済連携協定が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに締結した経済連携協定のうち、次のものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	H14.1署名 H14.11発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	H16.9署名 H17.4発効
日・マレーシア経済連携協定	H17.12署名 H18.7発効
日・フィリピン経済連携協定	H18.9署名 H20.12発効
日・チリ経済連携協定	H19.3署名 H19.9発効
日・タイ経済連携協定	H19.4署名 H19.11発効
日・インドネシア経済連携協定	H19.8署名 H20.7発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	H20.4署名（注2） 一部発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	H20.12署名 H21.10発効
日・スイス経済連携協定	H21.2署名 H21.9発効

協定名	状況
日・インド経済連携協定	H23.2署名 H23.8発効
日・ペルー経済連携協定	H23.5署名 H24.3発効
日・オーストラリア経済連携協定	H26.7署名 H27.1発効
日・モンゴル経済連携協定	H27.2署名

(注1) 平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

(注2) 平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

(注3) 日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では平成20年12月に、ブルネイの間では平成21年1月に、マレーシアの間では同年2月に、タイの間では同年6月に、カンボジアの間では同年12月に、フィリピンの間では平成22年7月に発効した。インドネシアの間では未発効である。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN: International Competition Network）

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成27年3月31日現在、118か国・地域から131の競争当局が参加している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（Non-Governmental Advisors, NGA）もICNに参加している。

ICNは、主要な20の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。このほか、当委員会は、ICN成果物の唱導及び実施（Advocacy and Implementation）を担当しており、他のICNに加盟する競争当局と協力し、ICN成果物の唱導及び実施ネットワークサポートプログラム（AISUP、平成20年8月に当委員会の主導により設立されたICN成果物を用いて経験の浅い競争当局の法改正等を支援するためのプログラム）の運用を行っている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の5つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年度の第10回年次総会から平成26年度の第13回年次総会までの間はカルテル作業部会の共同議長を、第13回年次総会以降は同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長を務めている。また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、平成26年度の第13回年次総会は、平成26年4月22日から同月25日にかけてモロッコ・マラケシュにおいて開催され、当委員会からは委員長ほか事務総局の職員5名がパネリスト等として参加した。

平成26年度における主な会議の開催状況は、次のとおりである。

第3表 平成26年度における I C Nの主な会議の開催状況

会 議	期 日	場 所
第13回年次総会	平成26年4月22日～同月25日	モロッコ・マラケシュ
カルテルワークショップ	平成26年10月1日～同月3日	台湾・台北
アドボカシーワークショップ	平成26年11月6日及び7日	モーリシャス・バラクラヴァ
企業結合ワークショップ	平成26年12月1日及び2日	インド・ニューデリー

(2) 企業結合審査に係る国際協力枠組み

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国の競争当局が同時に審査を行う必要があるような国際的な企業結合が増加していることから、個別の企業結合事案についての情報交換を含む競争当局間の実質的な協力が、より体系的に行われる必要がある。こうした問題意識から、公正取引委員会は、I C Nにおいて、企業結合審査に係る国際協力枠組みの構築を提唱し、これを「I C Nにおける企業結合審査の協力のための枠組み」として取りまとめた。平成24年4月20日、ブラジル・リオデジャネイロにおいて開催された第11回年次総会において、当該協力枠組みの構築が承認された。

当該協力枠組みは、I C Nに加盟する競争当局間における企業結合審査に関する効率的かつ効果的な執行協力の促進を目的としており、① I C Nに加盟する競争当局における連絡窓口となる担当官の連絡先リストの作成・管理、②関連する競争当局への接触及び情報交換の方法等を内容とするものである。

公正取引委員会は、連絡先リストの取りまとめ及び管理を担当するなどして当該協力枠組みの利用促進に協力している。

(3) 各作業部会の活動状況

平成26年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（S G 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（S G 2）が設置されている。

第13回年次総会以降、S G 1においては、「国際カルテルに対処するための審査権限」及び「国際カルテルに対する制裁」をテーマとした電話セミナーが実施され、公正取引委員会事務総局の職員がモデレーターやスピーカーを務めた。また、当委員会は、S G 1の共同議長として、同一テーマにより、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けの電話セミナーを主催した。

他方、S G 2においては、反カルテル執行マニュアルの「競争当局と調達官庁との関係」に関する章の作成が行われ、第14回年次総会に提出された。また、S G 2は、I C Nに加盟する競争当局のカルテル審査の実務者がカルテル審査に関する実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを開催している。平成26年度

のワークショップは、平成26年10月、台湾・台北において開催され、「カルテルと闘うための国際協力の強化」をテーマとして議論が行われたところ、公正取引委員会事務総局の職員6名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第13回年次総会以降、同作業部会においては、「企業結合における国際的な執行協力のための実務上の指針」の作成が行われたほか、「問題解消措置」をテーマとした電話セミナーが実施され、主に同セミナーの概要及び後記企業結合ワークショップにおける同テーマに係る議論を取りまとめた「企業結合審査における問題解消措置」に関する中間報告書の作成が行われ、第14回年次総会に提出された。また、企業結合届出・手続テンプレートの改訂が行われた。さらに、平成26年12月、インド・ニューデリーにおいて、企業結合ワークショップが「企業結合審査における国際協力及び問題解消措置」をテーマとして開催され、公正取引委員会事務総局の職員3名がスピーカー等として参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第13回年次総会以降、同作業部会においては、様々な単独行為の形態を分析する手法を取りまとめている単独行為ワークブックのうち、「抱き合わせ及びセット販売」章の作成が行われ、第14回年次総会に提出された。また、同作業部会は、「変化の速い市場における支配的地位の決定」、「非価格的手段による濫用行為の評価方法」及び「規制市場における取引拒絶」をテーマとした電話セミナーを実施した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第13回年次総会以降、同作業部会においては、競争当局が競争による利益を説明するための知識・手法や論拠等を提供するプラットフォームが政府及び立法関係者向けにICNのウェブサイト上に作成されたほか、各国・地域における競争影響評価制度の概要をとりまとめた「競争影響評価制度に関するフレームワーク」及び「競争文化に関する報告書」の作成が行われ、第14回年次総会に提出された。また、同作業部会は、「競争影響評価を実施するためのツール」をテーマとした電話セミナーを実施した。さらに、平成26年11月、モリシャス・バラクラヴァにおいて、アドボカシーワークショップが、「アドボカシーの基礎、戦略及び評価」をテーマとして開催され、公正取引委員会事務総局の職員2名がスピーカーとして参加した。

オ 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された、競争政策の実施に関する作業部会が、平成21年5月に改組されたものである。

第13回年次総会以降、同作業部会においては、各国の審査手続及び実務が当局の意思決定や手続的権利の保護にどのように寄与しているかについて I C Nメンバー間の理解を深める目的で立ち上げられた審査手続プロジェクトに関して、過去に同プロジェクトにおいて行われた「秘密情報の取扱い」、「透明性」及び「審査ツール」に関する調査結果を基に「審査手続に関するガイダンス」の作成が行われた。また、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成する I C Nトレーニング・オン・デマンドプロジェクトに関して、新たに「事情聴取の技術」及び「I C Nトレーニング・オン・デマンド入門」をテーマとした二つのビデオ教材の作成が行われた。これらの成果物は第14回年次総会に提出された。さらに、同作業部会は、「ケースマネジメントツール」をテーマとした電話セミナーを実施した。

2 経済協力開発機構（O E C D）・競争委員会（C O M P : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、O E C Dに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月から現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のO E C D加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。本会合においては、各加盟国の競争政策に関する年次報告が行われているほか、その時々的重要課題について討議が行われている。平成26年度における会議の開催状況は、次のとおりであり、当委員会は、全ての会合に出席した。

第4表 平成26年度における競争委員会の開催状況

期 日	会 議
平成26年6月16日～同月19日	第121回本会合、第57回第2作業部会（競争と規制）、第119回第3作業部会（協力と執行）
平成26年12月15日～同月18日	第122回本会合、第58回第2作業部会（競争と規制）、第120回第3作業部会（協力と執行）

(注) 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 平成26年6月の第121回本会合においては、①競争とジェネリック医薬品に係るラウンドテーブル討議、②航空分野における競争に係るラウンドテーブル討議等が行われた。同年12月の第122回本会合においては、①知的財産権と標準化活動に係るヒアリング、②競争当局の制度設計における変化に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

なお、平成26年6月の第121回本会合においては、平成23年10月の第113回本会合以降競争委員会が継続的に取り組むべき中長期的戦略テーマとされていた「競争当局の執行活動に関する影響評価」及び「国際協力」のうち、「国際協力」について引き続き各作業部会において議論が行われることが決定されたほか、「競争中立性」についても中長期戦略テーマの一つとすることにつき検討されることとなった。

- (3) 競争委員会に属する各作業部会の平成26年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、平成26年6月及び同年12月の2回の会合にわたって、中長期的戦略テーマの一つである「競争当局の執行活動に関する影響評価」について、特定の競争法執行活動の事後評価に係る議論及びヒアリングが行われた。また、同年6月の会合においては、ブロードバンド普及に関するファイナンスに係るラウンドテーブル討議が、同年12月の会合においては、構造分離理事会勧告の見直しに係る討議が、それぞれ行われた。

イ 第3作業部会では、平成26年6月の会合において、もう一つの中長期的戦略テーマである「国際協力」について、競争法執行における加盟国間の協力に関する理事会勧告の改定に係る議論が行われたところ、同理事会勧告は本会合及び理事会の承認を経て同年9月に改定された。また、同年12月の会合においては、リニエンシー制度におけるマーカーの活用に係るラウンドテーブル討議が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップが一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成26年度においては、第10回東アジア競争政策トップ会合が平成26年10月に東京において開催された。他方、東アジア競争法・政策カンファレンスについては、その開催に代えて、同月に国際法曹協会（IBA）の年次総会におけるワーキング・セッションとしてアジア競争当局ラウンドテーブルが開催された。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

(1) 競争政策・競争法グループ（CPLG）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長業務を行うなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成26年度において、公正取引委員会は、平成27年2月にフィリピン・クラークにおいて開催されたCPLG会合において、我が国の競争法の執行等について報告を行った。

(2) 個別行動計画（I A P）及び共同行動計画（C A P）

A P E Cにおいては、平成6年に合意された「自由で開かれた貿易及び投資」というボゴール目標を達成するための具体的道筋を示す大阪行動指針（平成7年採択）に基づき、A P E C参加エコノミーそれぞれの自主的かつ個別的な行動を取りまとめた「個別行動計画」（I A P）及びA P E C参加エコノミーが共同して取り組むべき分野別の行動を取りまとめた「共同行動計画」（C A P）が策定されている。我が国の個別行動計画の競争法においては、競争法の厳正な執行や技術支援の実施等が掲げられており、競争政策分野における共同行動計画としては、情報交換及び対話の促進、競争法・政策に対する理解の増進、技術支援の実施等が掲げられている。

5 国連貿易開発会議（U N C T A D）

昭和55年、U N C T A D主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のU N C T A D第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成26年度においては、平成26年7月7日から同月10日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第14回競争法・政策に関する政府間専門家会合及び特別会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては、フィリピン、ナミビア及びセーシェルの競争法・政策に対する審査が行われたほか、競争政策と消費者の利益、個別事件に関する競争当局間の非公式な協力、当局の有効性の向上ツールとしての情報戦略等について議論された。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、主として独立行政法人国際協力機構（J I C A）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は次のとおりである。

1 ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICAの協力の下、平成20年9月から当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてベトナム競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成26年5月19日から同月30日にかけてベトナム競争当局の職員8名を、同年11月10日から同月28日にかけてベトナム競争当局等の職員8名を、それぞれ我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。さらに、平成27年3月17日及び18日にハノイにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

2 中国に対する技術支援

中国に対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成27年1月15日及び16日に北京において開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

3 フィリピンに対する技術支援

フィリピンに対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成26年5月21日及び22日にセブにおいて開催された裁判官向け現地セミナーに公正取引委員会委員及び事務総局の職員を、また平成27年1月28日及び29日にセブにおいて開催された裁判官向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を、それぞれ派遣した。また、当委員会は、フィリピンの企業結合審査ガイドライン案に関する指導及び助言業務を行うため、平成27年2月16日から18日にかけて、当委員会事務総局の職員をマニラに派遣した。

4 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成26年度においては、発展途上国4か国から6名の参加を得て、平成26年8月14日から同年9月12日にかけて、実施した。

また、公正取引委員会は、アジア開発銀行研究所（ADB I）との共催により、平成26年6月9日から同月13日にかけて、競争法制を導入し又は既存の競争法制の強化を図ろうとするアジア諸国の競争当局等の職員20名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

このほか、公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD、世界銀行等の国際機関や外国政府等が東アジアやアフリカ地域において実施する競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第6 海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成26年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサ

イト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。平成26年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成26年度においては、平成26年5月に中国・北京において開催された米国法曹協会（ABA）アジア反トラスト会議、同年9月に東京において開催された競争法フォーラム・アジア競争協会年次大会及び韓国・ソウルにおいて開催された第8回ソウル国際競争フォーラム、平成27年3月にドイツ・ベルリンにおいて開催されたドイツ競争当局主催新興競争当局向けワークショップ等に、それぞれ公正取引委員会委員長又は委員がスピーカーとして参加した。また、平成26年6月にアメリカ・ニューヨークで開催されたニューヨーク州弁護士会主催国際カルテルプログラム、同年11月にアメリカ・ワシントンD. C. において開催されたABA反トラスト法部会秋季会合、同月にブルガリア・ソフィアにおいて開催されたUNCTAD・ブルガリア競争当局共催ソフィア競争法セミナー、同年12月にフィリピン・マニラにおいて開催されたフィリピン競争当局主催第1回全国競争会議、平成27年1月にアメリカ・ニューヨークで開催されたニューヨーク州弁護士会年次総会等に、当委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章 広報・広聴等に関する業務

第1 広報・広聴

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については、第11章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。平成26年度においては、318件の報道発表を行った。

なお、特定のテーマについては、報道発表に併せて政府広報を利用した広報を行っている。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。平成26年度においては、各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

(2) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

平成26年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

平成26年度においては、平成26年10月29日、30日、11月12日及び13日に、全国8都市（札幌市、秋田市、千葉市、岐阜市、大津市、鳥取市、徳島市及び宮崎市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか、全国各地において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を83回開催した。

(3) 弁護士会等に対する講演会

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

平成26年度においては、全国15都市において、公正取引委員会委員等による弁護士会や経済界等に対する講演会等を29回開催した。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法説明会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

平成26年度においては、平成26年6月11日に松山市、同月13日に山口市、同月26日に宇都宮市、同年8月1日に津市、同年9月17日に苫小牧市、同年11月12日に大津市、同月21日に佐賀市及び同年12月10日に青森市において、合計8回の一日公正取引委員会を開催した。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催などしている。

平成26年度においては、合計53回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等からの要請を受けて、公民等の授業に職員を講師として派遣し、競争の役割等について授業を行った。また、大学（短期大学等を含む。）からの要請を受けて、独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

平成26年度においては、中学生向けに合計69回、高校生向けに合計18回、大学生等向けに合計61回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて、公正取引委員会の庁舎において、競争の役割についての説明を行うとともに、審判廷などの職場見学に対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知るほどなるほど下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

(2) 広報用 DVD

独占禁止法及び下請法に関する広報用 DVD を作成し、これらの事業者団体、消費者団体等に対する貸出しを行った。

また、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイトで（<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>）に掲載し、配信している。

(3) ウェブサイト

平成9年以降、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載している。

(4) メールマガジン

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、平成20年3月からメールマガジンの発行を行っている。

(5) ソーシャルメディア

平成26年6月から Twitter 及び Facebook の運用を開始し、報道発表のほか公正取引委員会に関連する様々な情報を発信している。

第2 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施しているところである。

公正取引委員会では、平成26年度には、「競争政策の広報・広聴」1件の事後評価を、実績評価の方法により実施し、政策評価書を公表した。

第13章 景品表示法に関する業務

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

平成25年秋以降、ホテル等が提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態が発生した。これを受けて平成25年12月9日に開催された「食品表示等問題関係府省庁等会議（第2回）」において決定された「食品表示等の適正化について」を踏まえ、平成26年3月11日に不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案が第186回通常国会に提出され、同年6月6日に成立し（平成26年法律第71号。以下「平成26年6月景品表示法改正法」という。）、同年12月1日に施行された。

平成26年6月景品表示法改正法により、事業者のコンプライアンス体制の確立として、事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、不当表示等の発生を防止するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないとされた。また、行政の監視指導態勢の強化として、①都道府県知事に措置命令権限及び合理的根拠提出要求権限が付与され、②事業所管大臣又は金融庁長官に対して、緊急かつ重点的に不当表示等に対処する必要がある場合などに調査の権限を委任できることとなった。

さらに、平成26年6月景品表示法改正法本則第4条において、「政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」こととされ、その結果、平成26年10月24日、景品表示法への課徴金制度導入を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第187回臨時国会に提出され、同年11月19日に成立した（平成26年法律第118号）。この法律は、公布の日（平成26年11月27日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている。

1 景品表示法違反事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（第3条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（第4条第1項）。これらの規定に違反する行為に対し、消費者庁長官及び都道府県知事は措置命令を行い、これを是正させることができる（第6条）（注2）。

また、消費者庁は、景品表示法第7条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができることとなった（景品表示法第8条）。さらに、消費者庁は、事業者が正当な理由がなくて景品表示法第7条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができることとなるとともに（景品表示法第8条の2第1項）、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとなった（同条第2項）。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注1） 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

（注2） 平成26年6月景品表示法改正法施行前については、都道府県知事は景品表示法第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為に対し、指示を行い、これを是正させることができるとされていた。

2 公正競争規約制度

景品表示法第11条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反事件の調査

消費者庁は、景品表示法違反事件について、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成26年度において、消費者庁が措置命令を行った30件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは8件であり、消費者庁が指導を行った294件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは77件である（第1表及び第2表参照）。

また、平成26年6月景品表示法改正法が施行された平成26年12月から平成27年3月までにおいて、景品表示法第7条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が行った勧告は0件であり、指導は1件である（当該指導については、公正取引委員会が調査に関わったものではない。）。

第1表 平成26年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計
景品事件	0(0)	6(19)	6(19)
表示事件	8(30)	71(275)	79(305)

合計	8(30)	77(294)	85(324)
----	-------	---------	---------

(注) () 内は消費者庁の行った措置件数の総数

第2表 平成26年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反法条
1	平成26年5月1日 (株)エム・エイチ・シー	株式会社エム・エイチ・シーは、「蘇生イオン®空気活性器 旅の恋人」と称する商品（以下1において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、日刊新聞紙に掲載した広告において、「イオンと活性石の相乗効果で こんなにスゴイ実験結果が!」、「インフルエンザウイルス98.4%以上除菌（北里環境学科センター報告書）」、「黄色ブドウ球菌99.6%除菌（北里環境学科センター報告書）」、「ニコチン89%以上除去（株式会社分析センター報告書）」、「タール91%以上除去（株式会社分析センター報告書）」、「ホルムアルデヒド39%除去（株式会社分析センター報告書）」、「アンモニア36%除去（株式会社分析センター報告書）」、「車はもちろん、こんな場所でも使えます!」、「トイレの嫌なニオイを除去。脱臭・抗菌効果で快適な空間に!」等と記載するなど、あたかも、本件商品を車内や室内等で使用することで、当該空間において、イオンの働きやイオンと「活性石」と称する物質の相乗効果により、インフルエンザウイルス及び黄色ブドウ球菌が除菌され、ニコチン、タール、ホルムアルデヒド及びアンモニアが除去され、脱臭・抗菌効果が生じるかのように示すなどの表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第4条第1項第1号（第4条第2項適用）
2	平成26年5月20日 (株)進学会	株式会社進学会は、学校教育の補習教育及び学習指導に係る役務（以下2において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「北大学力増進会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載するとともに、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」、「■塾は講師で決まる! 『塾は講師で決まる』の言葉にあるように、当会は有名国立大出身の講師を中心に、厳しい研修を積み重ねてきた精鋭講師陣がみなさんの指導にあたります。増進会で『講師の力』を実感して下さい!」等と記載するなど、あたかも、本件役務に係る学習塾における講師の98パーセントが国公立大学・大学院出身者であるかのように示す表示をしていた。 実際には、本件役務に係る学習塾における講師のうちの国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約14パーセントにすぎないものであった。	第4条第1項第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
3	平成26年7月24日 (有)ミート伊藤	有限会社ミート伊藤は、毎月29日等を実施する「肉の日」等と称する売出し（以下「特定日の売出し」という。）に際して、牛肉、豚肉及び鶏肉（以下3において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージにおいて、本件商品ごとの価格（以下「個別価格」という。）を記載するとともに ① 例えば、平成25年5月23日に、愛媛県宇和島市内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「5月29日（水）肉の日限り」と記載した上で、「牛肉 豚肉 鶏肉 当日表示価格より 半額」と記載することにより、 ② 平成24年11月28日から平成25年12月29日までの期間に、愛媛県内及び高知県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「毎月29日は肉の日！！」等の映像及び「毎月29日は月に一度の大特売」等の音声を放送した上で、「牛肉が半額！当日表示価格より」等の映像及び「牛肉が半額」等の音声を放送することにより、 あたかも、特定日の売出しにおいては、本件商品を通常時の販売価格の半額で販売するかのように表示していた。 実際には、特定日の売出しにおいて、本件商品の商品パッケージに記載された個別価格の多くは、通常時の販売価格が一旦引き上げられたものであった。	第4条 第1項 第2号
4	平成26年9月19日 (株)ハーブ健康本舗	株式会社ハーブ健康本舗は、「カロビタスリム オールクリア」と称する食品（以下4において「本件商品」という。）を販売するに当たり、ウェブサイトにおいて、「食べたこと、なかったコトに！？」、「3大パワーでオールクリア！『あまい』も『こったり』も『どっしり』もまとめてカロビタ！」、「これらの自然植物が、糖分・脂質・炭水化物のカロリーをサポート。」、「ダイエット中の“食べたい”気持ちをちから強く応援します。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、食事からのカロリー摂取を阻害し、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第4条 第1項 第1号 (第4 条第2 項適用)

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
5	平成26年10月23日 (㈱豆千待月)	株式会社豆千待月は、 ① 「いち豆」と称する旅館（以下「いち豆」という。）において貸切浴場利用役務を含む宿泊プラン及び同役務を含む日帰りプランを一般消費者に提供するに当たり、いち豆に設置した貸切浴場の浴槽における温水について、例えば、平成24年11月中旬から平成26年3月17日までの間、「楽天トラベル」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、「貸切露天風呂当館の貸切露天風呂は1300mの地下より湧き出る良質な温泉。とろりとした肌ざわりのお湯は日頃の疲れを癒すのにはもってこいです。日帰り入浴も好評です。」等と記載することにより、あたかも、当該浴槽における温水が、温泉であるかのように示す表示をしていたが、実際には、平成25年8月頃から同年12月17日までの間の当該浴槽における温水は、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉ではなく、水道水を加温したものであった。 ② 「豆千待月」と称する旅館において「貸切露天風呂無料『知多の味覚の王様!』DXとらふぐ会席」と称する「トラフグ会席」と称する料理を含む宿泊プランを一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成25年10月頃から平成26年2月末までの間、「JTBサイト」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、「トラフグ会席（通常料理）[10月1日～3月31日] 内容・特色 地元天然とらふぐを使った料理」と記載するとともに、「とらふぐ会席大好評!!」、「地元で取れるとらふぐ会席は地元ならではの少し厚切りにして食べごたえあります。」等と記載することにより、あたかも、当該本件フグ会席プランの利用者に提供する料理に天然のトラフグを使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該料理に、養殖のトラフグ又はトラフグよりも安価で取引されているゴマフグを使用していた。 ③ 「豆千本館」と称する旅館において「知多牛のステーキ」と称する料理を含む宿泊プランを一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成24年10月頃から平成26年1月上旬までの間、自社ウェブサイト等において、「柔らかくてジューシーな地元和牛の知多牛のステーキ」と記載することにより、あたかも、当該本件プランの利用者に提供する料理に和牛を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該料理に「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドラインについて」（平成19年3月26日18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）における和牛の定義に該当しない牛肉を使用していた。	第4条 第1項 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
6	平成26年11月26日 (株)ジャストライ ト)	株式会社ジャストライトは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、「G o o - n e t」と称するウェブサイト及び「カーセンサー n e t」と称するウェブサイト開設した「APPLAUSE (アプローズ) VOXY専門店」と称するウェブサイトにおいて ① 中古自動車27台について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車の走行距離数は、走行距離計が取り付けられているインストルメントパネルを交換した上で交換後の走行距離計が示す数値を記載したものであって、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票、出品票、オークション出品申込票、車輛説明書及び出品申込書(以下、併せて「出品票等」という。)に記載された走行距離数より過少に表示していたものであった。 ② 中古自動車9台について、「修復歴」欄に「なし」又は「修復歴なし」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、出品票等に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号等が記載された修復歴があるものであった。 ③ 中古自動車34台について、当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、掲載期間中、中古自動車を販売することができるかのように表示していたが、実際には、当該中古自動車は、最初に情報を掲載した日より前の日に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。	第4条 第1項 第1号 及び 第3号 (おと り広告 告示)
7	平成27年2月24日 (有)湯迫温泉)	有限会社湯迫温泉は、「湯迫温泉 白雲閣」及び「湯迫温泉 健康村」と称する施設(以下「本件施設」という。)において宿泊及び浴場利用役務を一般消費者に提供するに当たり、本件施設に設置した浴場施設の浴槽における温水等について、例えば、平成16年2月頃から平成26年3月中旬までの間、自社ウェブサイトにおいて、「関白専用の隠し湯だった湯迫温泉。鎌倉時代に俊乗坊重源上人により広く一般に開放されました。」「九種類の湯めぐり三昧 白雲閣には、併設した健康村も合わせて九種類の温泉がごぞいます。温泉好きの方にきっとご満足いただけることと思います。〔効能〕：神経痛、リュウマチ、皮膚病など」等と記載することにより、あたかも、本件施設において9種類又は11種類の浴槽に温泉を使用しているかのように示す表示をしていた。 実際には、平成21年頃以降ほとんど全ての期間において、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を使用した浴槽は「白雲閣 台湾大岩風呂」の「大岩風呂」及び「ひのき風呂」と称する浴槽の2種類のみであった。	第4条 第1項 第1号
8	平成27年3月20日 (株)キャリアカ レッジジャパン)	株式会社キャリアカレッジジャパンは、通信講座に係る役務(以下8において「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成26年7月1日から同月31日までの間、「ハッピーサマーキャンペーン」、「今なら全講座1万円割引」、「資格取得を受講料割引で強力サポート!」、「キャンペーン期間2014年7月1日▶7月31日(木)まで」等と記載することにより、あたかも、記載された期間内において本件役務の受講を申し込んだ場合に限り、正規受講料から1万円の値引きをするかのように表示していた。 実際には、平成22年5月25日から平成26年7月31日までのほとんどの期間において、正規受講料から1万円の値引きをするキャンペーンを実施していた。	第4条 第1項 第2号

第3 公正競争規約の認定

1 概要

平成27年3月末現在、104件（景品関係37件、表示関係67件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い、問題があれば指導を行っている。

2 公正競争規約の変更

平成26年度においては、タイヤの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成26年4月16日認定。平成26年公正取引委員会・消費者庁告示第2号）、募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成26年6月12日認定。平成26年公正取引委員会・消費者庁告示第3号）、家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成26年7月15日認定。平成26年公正取引委員会・消費者庁告示第4号）、防虫剤の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成27年1月28日認定。平成27年公正取引委員会・消費者庁告示第1号）等を行った。

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている (<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken>)。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうか点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、以前から、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、以前から、様々な事前相談制度を実施し、事業者等からの書面による事前相談に対して書面により回答してきたが、相談制度の一層の充実を図るため、これを整備し、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として、「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

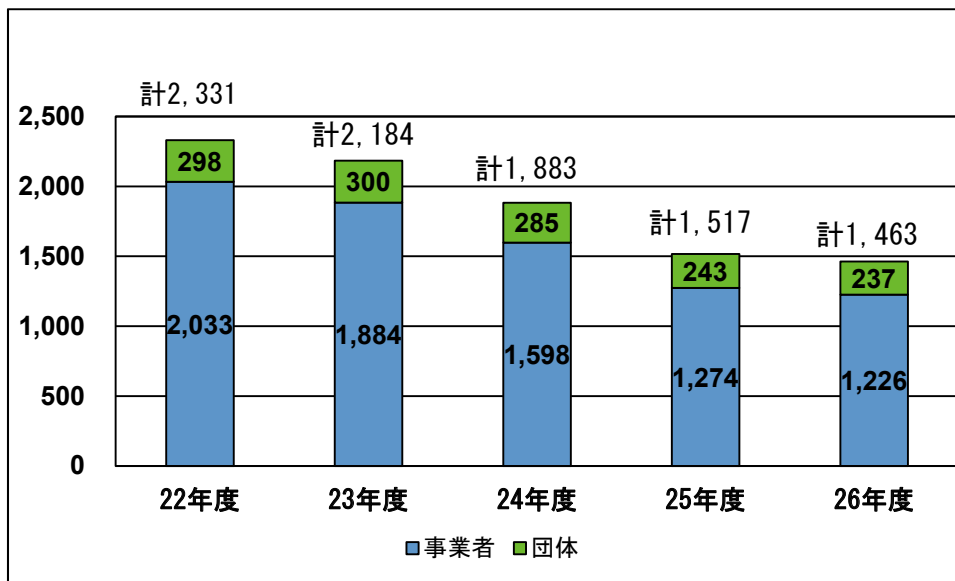
本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

3 独占禁止法に係る相談の概要

平成26年度において、事業者の行為に関して受け付けた相談件数は1,226件、事業者団体の行為に関して受け付けた相談件数は237件である（第1図参照）。

特徴的な内容の相談を挙げると、事業者による小売業者の安売り広告の禁止に関するもの、事業者による小売業者の広告規制に関するもの、事業者による対面での説明の義務付けに関するもの、事業者による新商品の機能の説明の義務付けに関するものなどがある。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

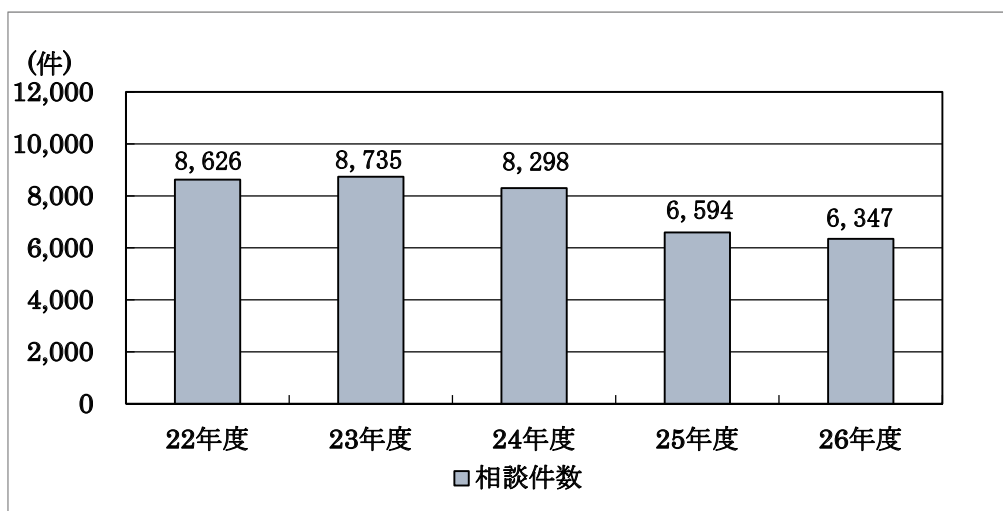


4 下請法に係る相談の概要

平成26年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、6,347件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



5 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、平成26年度におい

ては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布，相談業務に従事する経営指導員向けの研修会に職員を講師として派遣するなどした。

附 属 資 料

平成26年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	223
1－1表 公正取引委員会の構成	223
1－2表 公正取引委員会の予算額（平成26年度補正後）	223
2 審決・訴訟関係等	224
2－1表 審決一覧（平成26年度）	224
2－2表 手続別審決等件数推移	225
2－3表 関係法条別審決件数推移	229
2－4表 告発事件一覧	231
2－5表 緊急停止命令一覧	239
2－6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	240
3 独占禁止法適用除外関係	241
3－1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	241
3－2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移	242
3－3表 保険業法に基づくカルテル	244
3－4表 内航海運組合法に基づくカルテル	245
3－5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	245
3－6表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	246
3－7表 海上運送法に基づくカルテル	246
3－8表 道路運送法に基づくカルテル	246
3－9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	247
4 株式取得、合併等関係	248
4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	248
4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4－3表から4－31表）について	248
4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成26年度）	250
4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成26年度）	251
4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成26年度）	252
4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成26年度）	253
4－7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成26年度）	254
4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成26年度）	255
4－9表 株式取得計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）	256
4－10表 合併計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）	261
4－11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）	261
4－12表 吸収分割計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）	262
4－13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）	262
4－14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）	262
4－15表 総資産額別株式取得件数	263

4-16表	総資産額別合併件数	264
4-17表	総資産額別共同新設分割件数	264
4-18表	総資産額別吸収分割件数	264
4-19表	総資産額別共同株式移転件数	265
4-20表	総資産額別事業譲受け等件数	265
4-21表	合併後の総資産が300億円以上となる合併 (平成26年度に完了報告書が提出されたもの)	265
4-22表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 (平成26年度に完了報告書が提出されたもの)	266
4-23表	行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 (平成26年度に完了報告書が提出されたもの)	266
4-24表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 (平成26年度に完了報告書が提出されたもの)	266
4-25表	行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 (平成26年度に完了報告書が提出されたもの)	267
4-26表	資本金額別株式取得件数	268
4-27表	資本金額別合併件数の推移	268
4-28表	資本金額別共同新設分割件数	269
4-29表	資本金額別吸収分割件数	270
4-30表	資本金額別共同株式移転件数	270
4-31表	資本金額別事業譲受け等件数の推移	271
5	下請法関係	272
5-1表	書面調査発送件数の推移	272
5-2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	273
5-3表	下請法違反行為類型別件数の推移	274
6	景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧(平成27年3月末現在)	275
7	懇話会及び研究会	278
7-1	独占禁止懇話会	278
7-2	競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会	279
8	公正取引委員会機構図	281

1 組織・予算関係

1－1表 公正取引委員会の構成

(平成27年4月1日現在)

委員長	杉本 和行
委員	小田切宏之
委員	幕田 英雄
委員	山崎 恒
委員	山本 和史

1－2表 公正取引委員会の予算額（平成26年度補正後）

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(組織) 公正取引委員会	11, 124, 965
(項) 公正取引委員会	11, 095, 818
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	8, 481, 994
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	300, 329
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	153, 913
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	124, 666
(事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	2, 034, 916
(項) 公正取引委員会施設費	29, 147

2 審決・訴訟関係等

2-1表 審決一覧（平成26年度）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
1	24 (判) 42	(株)フジクラに対する件	被審人が違反行為によって受注した自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の売上高について製造業者に対する課徴金算定率を適用した（課徴金額 11 億 8232 万円）。	独占禁止法 66条2項 (7条の2〔3条後段〕)	26. 6. 9 (課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
2	23 (判) 81	エア・ウォーター(株)に対する件	被審人が違反行為により販売したエアセパレートガスの売上高について卸売業に対する課徴金算定率（2パーセント）を適用すべきとし、製造業に対する課徴金算定率（10パーセント）を適用した課徴金納付命令の一部を取り消した（課徴金額 36 億3911万円→7億2782万円）。	独占禁止法 66条3項 (7条の2〔3条後段〕)	26. 10. 14 (課徴金納付命令の一部を取り消す審決)
3	25 (判) 10	(株)生田組に対する件	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 1423万円）。	独占禁止法 66条2項 (7条の2〔3条後段〕)	26. 12. 10 (課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
4 33	24 (判) 8 14 ・ 16 30 ・ 32 39	都タクシー(株)ほか14社に対する件	小型車、中型車、大型車及び特定大型車の距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた行為が独占禁止法違反として認められた（課徴金額 1億4813万円〔15社合計〕）。	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7条の2)	27. 2. 27 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

(注) 「独占禁止法」とは、平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。

2－2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注2) (注7)	(注2) (注7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付 を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注2) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注3) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注4) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注5) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注6) 平成14年度及び同15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

(注7) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注3) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	(注6) 1	0	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度 分類	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注2) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	-	212
課徴金の納付 を命ずる審決等	46	10	(注4) 37	21	13	0	5	(注5) 7	-	248
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	-	1
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	-	9
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	-	2
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	-	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度	17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)		2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	160 (40)
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)		171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	1227 (186)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	32
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	47
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)		28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (注4) (0)	-	-	-	-	174 (17)
	排除命令に係る審決		0	0	0	0	11	- (注4)	-	-	-	-	11

(注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打ち切決定を行ったものを含む。）。

(注2) 平成17年度については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。

(注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。

(注4) 平成22年8月6日、㈱ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

2－3表 関係法条別審決件数推移

法令 \ 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4 条 (旧審判手続)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 条 (旧審判手続)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 条 (旧審判手続)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
8 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10 条 (旧審判手続)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11 条 (旧審判手続)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 条 (旧審判手続)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14 条 (旧審判手続)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 条 (旧審判手続)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 条 (旧審判手続)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 条 (旧審判手続)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法 (旧審判手続)	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
(注2) 審 決 件 数	5	2	14	(注3)59	18	(注3)15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	30	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	18	47	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	0	0	(注4) 7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	641
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	(注5) 244
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2	
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	1,727

(注4) 独占禁止法66条1項に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

(注5) 7条の2(旧審判手続)の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また、8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法49条(旧審判手続)及び景品表示法9条(旧審判手続)に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

2-4表 告発事件一覧

[illegible]

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
石油連盟ほか4名（4役員）	49. 2. 15	49. 5. 28 （石油連盟 ほか2名を 起訴，残り 2名を不起 訴）	東京高裁 55. 9. 26	被告人に違法の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号，第 89条第1項 第2号，第 95条第2項	
三井東圧化学㈱ほか22名（8社，役員15名）	3. 11. 6 （3. 12. 19 追加告発）	3. 12. 20	東京高裁 5. 5. 21	被告会社に600万円から800万円の罰金，被告人に懲役6月から1年（執行猶予2年）	三井東圧化学㈱ほか7社は，塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項	
トッパン・ムーア㈱ほか3名	5. 2. 24	5. 2. 31	東京高裁 5. 12. 14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社は，社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項	
㈱日立製作所ほか26名（9社及び受注業務に従事していた17名並びに発注業務に従事していた者1名）	7. 3. 6 （7. 6. 7追 加告発）	7. 6. 15	東京高裁 8. 5. 31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月（執行猶予2年）日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月（執行猶予2年）	㈱日立製作所ほか8社は，平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようなあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項， 刑法 第62条第1 項	
㈱金門製作所ほか58名（25社及び受注業務に従事していた者34名）	9. 2. 4	9. 3. 31	東京高裁 9. 12. 24	被告会社に500万円から900万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月（執行猶予2年）	㈱金門製作所ほか24社は，平成6年度，平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようなあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項， 刑法 第60条	富士水道工業㈱は10. 1. 6，㈱東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長は10. 1. 7それぞれ上告したが，いずれも12. 9. 25上告棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11. 2. 4 (11. 3. 1追加告発)	11. 3. 1	東京高裁 12. 2. 23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後段、第89条 第 1 項 第 1 号、第95条 第1項、 刑法 第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社、個人9名）	11. 10. 13 (11. 11. 9追加告発)	11. 11. 9	東京高裁 16. 3. 24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第 3 条 後段、第89条 第 1 項 第 1 号、第95条 第1項、 刑法 第60条	3社及び4名については、それぞれ16. 3. 31、16. 4. 2、16. 4. 5に上告したが、17. 11. 21上告棄却決定（17. 11. 26、17. 11. 29、17. 12. 20確定）
愛知時計電機㈱ほか8名（4社、個人5名）	15. 7. 2	15. 7. 23	東京高裁 16. 3. 26 （1社、個人2名） 16. 4. 30 （2社、個人2名） 16. 5. 21 （1社、個人1名）	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第 3 条 後段、第89条 第 1 項 第 1 号、第95条 第1項 （平成14年 法律第47号 による改正 前）	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱横河ブリッジほか33名（26社，個人8名）	17.5.23 （17.6.15追加告発）	17.6.15	東京高裁 18.11.10 （23社，個人7名及び日本道路公団元理事1名） 19.9.21 （3社，個人2名）	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金，被告人に懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）	26社は，平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに，平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに，国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条，第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名（6社，個人4名，日本道路公団元理事1名，同副総裁1名及び同理事1名）	17.6.29 （17.8.1，17.8.15追加告発）	17.8.1 （6社，受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名） 17.8.15 （日本道路公団副総裁1名） 17.8.19 （日本道路公団理事1名）	東京高裁 19.12.7 （日本道路公団理事1名） 20.7.4 （日本道路公団副総裁1名）	日本道路公団理事（当時）に懲役2年（執行猶予3年），日本道路公団副総裁（当時）に懲役2年6ヶ月（執行猶予4年） ※併合罪	6社は，平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに，平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに，日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条，第65条第1項	日本道路公団理事（当時）1名及び日本道路公団副総裁（当時）1名は，独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事（当時）については，19.12.17に上告したが，22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁（当時）については，20.7.4に上告したが，22.9.22上告棄却決定。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタほか21名（11社，個人11名）	18. 5. 23 （ 18. 6. 12 追加告発）	18. 6. 12	大阪地裁 19. 3. 12 （1社，個人1名） 19. 3. 15 （1社，個人1名） 19. 3. 19 （1社，個人1名） 19. 3. 22 （2社，個人2名） 19. 3. 29 （3社，個人3名） 19. 4. 23 （2社，個人2名） 19. 5. 17 （1社，個人1名）	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金，被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月（執行猶予3年から4年）	11社は，市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第 3 条 後段，第89条第 1 項 第 1 号，第95条第 1 項 第 1 号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱大林組ほか9名（5社，個人5名）	19. 2. 28 （ 19. 3. 20 に追加告発）	19. 3. 20	名古屋地裁 19. 10. 15	被告会社に1億円から2億円の罰金，被告人に懲役1年6月から3年（執行猶予3年から5年）	5社は，名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について，受注予定の特別共同企業体を決定するとともに，受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第 3 条 後段，第89条第 1 項 第 1 号，第95条第 1 項 第 1 号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(財)林業土木コンサル タンスほか 10名（4法人，個人5 名，緑資源 機構元理事 1名及び同 機構元課長 1名）	19.5.24 （19.6.13 追加告発）	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に 4000万円か ら9000万円 の罰金，被 告人に懲役6 月から8月 （執行猶予2 年）から3 年（執行猶 予3年から4 年）	4法人は，地質調査・調査測 量設計業務を営む他の事業者 とともに，緑資源機構が平成 17年度及び平成18年度におい て指名競争入札等の方法によ り発注する緑資源幹線林道事 業に係る地質調査・調査測量 設計業務について，緑資源機 構の意向に従って受注予定業 者を決定するとともに受注予 定業者が受注できるような価 格で入札を行う旨を合意した 上，同合意に従って受注予定 者を決定し，もって，被告発 会社が共同して，その事業活 動を相互に拘束し，遂行する ことにより，公共の利益に反 して，前記地質調査・調査測 量設計業務の受注に係る取引 分野における競争を実質的に 制限した。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法 第60条，第 65条第1項	
日鉄住金鋼 板(株)ほか8 名（3社， 個人6名）	20.11.11 （20.12.8 追加告発）	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に 1億6000万 円から1億 8000万円の 罰金，被告 人に懲役10 月から1年 （執行猶予3 年）	3社は，不特定多数の需要者 向け溶融55パーセントアルミ ニウム亜鉛合金めっき鋼板及 び鋼帯の平成18年7月1日以降 出荷分の販売価格を引き上げ る旨を合意し，もって，被告 発会社が共同して，その事業 活動を相互に拘束し，遂行す ることにより，公共の利益に 反して，前記めっき鋼板及び 鋼帯の販売に係る取引分野に おける競争を実質的に制限し た。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法 第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
日本精工(株) ほか9名 (3社, 個人7名)	24. 6. 14	24. 6. 14	東京地裁 24. 12. 28 (1社, 個人2名) 25. 2. 25 (1社, 個人3名) 27. 2. 4 (1社, 個人2名, 即日控訴)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金, 被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げること販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げること合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
高砂熱学工業㈱ほか15名 (8社, 個人8名)	26.3.4	26.3.4	東京地裁 26.9.30 (1社, 個人1名) 26.10.2 (2社, 個人2名) 26.10.3 (1社, 個人1名) 26.10.6 (1社, 個人1名) 26.11.12 (1社, 個人1名) 26.11.13 (1社, 個人1名) 26.11.14 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は, 平成23年10月以降に, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について, 受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 8社等が共同して, 上記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

2-5表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	東京高裁 決定年月日	東京高裁 決定内容	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						東京高裁 決定年月日	決定内容	
(株)朝日新聞 社ほか153 名に対する 件	30.3.16 30.7.27 (停止命令 の取消し)	30.4.6	申立一部 容認一部 却下	朝日、読売、毎日 新聞社による千葉 新聞の供給を受け ないことを条件と する販売店との取 引及び販売店によ る千葉新聞不買の 申合せ	独占禁止法 第19条(旧 一般指定 1, 7)	30.7.29	当事者の和解 により違反事 実の消滅(停 止命令の取消 し)	
伊藤勲に対 する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令 の取消し)	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店 (伊藤勲)による 毎日新聞購読者に 対する物品の供与	独占禁止法 第19条(旧 一般指定 6)	30.12.23	営業廃止によ り違反事実の 消滅(停止命 令の取消し)	停止命令違反に 対する過料(1 万円)決定 (30.10.12)
(株)大阪読売 新聞社に対 する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	大阪読売新聞社に よる読売新聞購読 者に対する物品の 供与	独占禁止法 第19条(旧 一般指定 6)			同意審決 (30.12.8)
(株)北国新聞 社に対する 件	31.12.21	32.3.18	申立容認	北国新聞社の販売 する富山新聞の差 別対価	独占禁止法 第19条(新 聞業特殊指 定3)	33.7.11	違反事実の自 発的排除(停 止命令の取消 し)	被申立人による 停止命令の執行 免除の申立て (32.3.29申立 棄却)
八幡製鉄所 (株)ほか1名 に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄及び富士 製鉄の合併	独占禁止法 第15条第1 項			被申立人が、合 併期日を延期し たので取下げ
(株)中部読売 新聞社に対 する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不 当廉売	独占禁止法 第19条(旧 一般指定 5)			同意審決 (52.11.24) 被申立人は、特 別抗告したが、 最高裁はこれを 却下 (50.7.17)
(株)有線ブ ロードネッ トワークス ほか1社に 対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業 における私的独占 又は差別対価若し くは取引条件等の 差別取扱い	独占禁止法 第3条前 段、第19条 (一般指定 3, 4)			被申立人が、申 立に係る行為を 取りやめたので 取下げ

2－6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	4	価格カルテル，構成事業者の機能又は活動の制限
食料品製造業	4	価格カルテル，再販売価格の拘束，一定の事業分野における事業者数の制限
飲料・たばこ・飼料製造業	1	不当廉売
繊維工業	2	価格カルテル，再販売価格の拘束
化学工業	2	再販売価格の拘束
プラスチック製品製造業	1	再販売価格の拘束
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	再販売価格の拘束
金属製品製造業	1	再販売価格の拘束
電気機械器具製造業	2	再販売価格の拘束，拘束条件付取引
輸送用機械器具製造業	1	再販売価格の拘束
道路貨物運送業	1	価格カルテル
飲食料品卸売業	6	不当廉売，優越的地位の濫用
建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	2	価格カルテル，優越的地位の濫用
その他の卸売業	11	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用，拘束条件付取引
各種商品小売業	11	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	12	価格カルテル，優越的地位の濫用，取引妨害
飲食料品小売業	5	優越的地位の濫用
機械器具小売業	2	優越的地位の濫用
その他の小売業	3	優越的地位の濫用
広告業	2	価格カルテル，優越的地位の濫用
技術サービス業（他に分類されないもの）	3	価格カルテル
宿泊業	10	優越的地位の濫用
持ち帰り・宅配飲食サービス業	1	優越的地位の濫用
その他の生活関連サービス業	1	優越的地位の濫用
娯楽業	1	構成事業者の機能又は活動の制限
協同組合（他に分類されないもの）	12	私的独占，入札談合，価格カルテル，再販売価格の拘束，優越的地位の濫用，拘束条件付取引，取引妨害

（注）業種は，「日本標準産業分類」を参考に行っている。

3 独占禁止法適用除外関係

3-1 表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(平成27年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

(平成27年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移

(各年3月末現在)

	根拠法令	適用業種等	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
1	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出取引	0	0	0	0
2	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		(小計)	0	0	0	0

	根 拠 法 令	適用業種等	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
3	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め	8	8	8	20
4	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
5	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
6	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際)	[34]	[18]	[14]	[8]
7	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1
8	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航)	[451]	[473]	[401]	[215]
9	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
10	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	5	5	5	5
11	特定地域及び準特定地 域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適 正化及び活性化に関す る特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自 動車運送事業	-	-	0	0
合 計			28 (26)	28 (26)	28 (26)	48 (46)

- (注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。
- (注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。
- (注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。
- (注4) 海上運送法に基づく海運のカルテル(外航)及び航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)に関する〔 〕内の数は、各年の3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(平成27年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率＝再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(平成27年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、自損事故及び無保険者傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

3-4表 内航海運組合法に基づくカルテル

(平成27年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海運組合総連合会	船腹の過剰に対処するための、保有船舶を解撤等する者に対する交付金の交付及び船舶の新規建造者からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

3-5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(平成27年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
-----	-----	-----	--------	------

自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

３－６表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(平成27年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

３－７表 海上運送法に基づくカルテル

(平成27年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成27年7月11日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成26年5月9日
一般旅客定期航路事業者	竹 原 ／ 垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成27年7月30日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成27年6月30日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成27年7月22日

３－８表 道路運送法に基づくカルテル

(平成27年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送業	北 部 支 線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年9月30日
一般乗合旅客自動車運送業	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年10月7日
一般乗合旅客自動車運送業	名護西線・名護西空港線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年10月7日

3－9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(平成27年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業，林業，漁業	0	
	鉱業，採石業，砂利採取業	0	
	建設業	1	
	製造業	食料品，飲料・たばこ・飼料	0
		繊維	1
		木材・木製品，家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	0
		プラスチック	0
		ゴム製品，なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	1
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	1
		その他	0
		小計	3
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	
	情報通信業	1	
	運輸業，郵便業	3	
	卸売業	4	
	小売業	1	
	金融業，保険業	1	
	不動産業，物品賃貸業	0	
	サービス業	11	
	その他	177	
	小計	202	
信用協同組合	25		
合計	227		

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

4 株式取得，合併等関係

4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

平成26年度において，認可した案件はなかった。

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
26. 12. 22	三井住友信託銀行(株)	ニチレキ(株)	年金信託財産の運用に係る議決権取得
27. 2. 26	三井住友信託銀行(株)	東急建設(株)ほか5社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
27. 2. 26	三菱UFJ信託銀行(株)	養命酒製造(株)ほか2社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
27. 2. 26	みずほ信託銀行(株)	サッポロホールディングス(株)ほか1社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
27. 2. 26	(株)りそな銀行	(株)極洋ほか10社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－31表）について

(1) この統計資料は，平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，4－9表から4－14表まで及び4－21表から4－25表までに記載した届出は，平成27年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

(2) 会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

(3) 各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前

進」とは、株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出件数と必ずしも一致しない。

- (4) 資本金及び総資産の額は、原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成26年度）

形 態 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業	6	1	3	2	2		6
製 造 業	26	16	9	3	5	4	48
食 料 品	4	2	3	2	1	1	8
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ	1	1	1				1
出 版 ・ 印 刷	1						1
化学・石油・石炭	5	4	1		2	1	13
ゴ ム ・ 皮 革			1				1
窯 業 ・ 土 石	4	1	1				4
鉄 鋼	2	4	2				4
非 鉄 金 属	1	1					1
金 属 製 品	1	1			1	1	4
機 械	6	2		1	1	1	13
そ の 他 製 造 業	1						1
卸 ・ 小 売 業	29	16	4	23	1	2	43
不 動 産 業	5		1	4		1	7
運輸・通信・倉庫業	6	1	2	1	1		8
サ ー ビ ス 業	13	2	1	8	1	3	17
金 融 ・ 保 険 業	3	5	1		2	1	11
電 気 ・ ガ ス 業	1		2				3
そ の 他	38	14	3	18	6	27	88
合 計	127	55	26	59	18	38	231

4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成26年度）

形 態 新設会社 又は存続会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	3			1			4
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	1						1
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	2			1			3
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	1						1
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業	2						2
サ ー ビ ス 業	2						2
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	2				1	1	3
合 計	10	0	0	1	1	1	12

4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成26年度）

分割する 会社の業種	形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業								
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼								
非 鉄 金 属								
金 属 製 品								
機 械								
そ の 他 製 造 業								
卸 ・ 小 売 業								
不 動 産 業								
運輸・通信・倉庫業								
サ ー ビ ス 業								
金 融 ・ 保 険 業								
電 気 ・ ガ ス 業								
そ の 他								
合 計		0	0	0	0	0	0	0

4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成26年度）

承継する 会社の業種	形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業		9	8	1	5			12
食 料 品			1	1				2
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭		5	4		4			5
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石		2	1		1			2
鉄 鋼		1	1					1
非 鉄 金 属								
金 属 製 品								
機 械		1	1					2
そ の 他 製 造 業								
卸 ・ 小 売 業		1						1
不 動 産 業		1			1			1
運輸・通信・倉庫業								
サ ー ビ ス 業		3		2				3
金 融 ・ 保 険 業		1			1			2
電 気 ・ ガ ス 業								
そ の 他		1						1
合 計		16	8	3	7	0	01	20

４－７表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成26年度）

新設会社の業種 形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業							
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	6	1					7
合 計	6	1	0	0	0	0	7

4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成26年度）

形 態 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業				1			1
製 造 業	7	2	1		1	2	11
食 料 品	2	1					2
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	3				1	2	5
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼	1						1
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	1	1	1				3
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	3	2	1	1			4
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業	1						1
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	2	1		1			2
合 計	13	5	2	3	1	2	19

4－9表 株式取得計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 8. 6	HOYA(株)	セイコーオプティカルプロダクツ(株)
24.12.13	(株)光通信	(株)京王ズホールディングス
24.12.18	ヤフー(株)	(株)サイバーエージェント FX
25. 1. 28	住友金属鉱山(株)	(株)SH カッパープロダクツ
25. 2. 22	(株)AFG ホールディングス	旭ファイバーグラス(株)
25. 8. 8	(株)メディパルホールディングス	桜井通商(株)
25. 8. 20	(株)モリモト	大雄建設(株)
25. 8. 30	(株)光通信	(株)エスケーアイ
25. 9. 9	(株)光通信	(株)ウェブクルー
25. 9. 12	SBI ホールディングス(株)	ピーシーエー生命保険(株)
25. 9. 20	総合警備保障(株)	横浜ファシリティサービス(株)
25.10. 9	日鉄住金物産	日鉄鋼管通商(株)
25.10.28	東京海上キャピタル(株)	(株)アスブルンド
25.11.21	Accenture Holdings B.V.	アプリケーションデリバリーサービス(株)
25.11.27	BCP (Singapore) VI Cayman Financing Co. Ltd.	Pactera Technology International Ltd.
25.11.29	(株)テレビ朝日	(株)ビーエス朝日
25.12.27	日本電産(株)	(株)ホンダエレシス
26. 1. 24	(株)桧家ホールディングス	北都ハウス工業(株)
26. 1. 24	(株)スパイスボックス	SBI マーケティング(株)
26. 1. 31	クオール(株)	(株)セントフォローカンパニー
26. 1. 31	(株)バイタルケーエスケー・ホールディ ングス	(株)ファイネス
26. 2. 7	シミックホールディングス(株)	シミック CMO 足利(株)
26. 2. 7	(株)野村総合研究所	(株)だいこう証券ビジネス
26. 2. 10	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	イズミヤ(株)
26. 2. 14	(株)三菱総合研究所	(株)JBS
26. 2. 14	三菱総研 DCS(株)	(株)JBS
26. 2. 14	(株)イエローハット	(株)ウィル
26. 2. 18	(株)新出光	昭和商事石油(株)
26. 2. 19	(株)アイリスプラザ	(株)ユニリビング
26. 2. 19	名糖運輸(株)	(株)デイライン
26. 2. 20	月桂冠食品事業(株)	(株)キンレイ
26. 2. 27	イオン(株)	(株)レッドキャベツ
26. 2. 27	富士通(株)	パナソニック IT ソリューションズ(株)
26. 2. 27	住友電気工業(株)	(株)ジェイ・パワーシステムズ

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
26. 2. 28	(株)静岡銀行	マネックスグループ(株)
26. 2. 28	Allianz Worldwide Partners S.A.S.	ミレア・モンディアル(株)
26. 2. 28	日本電工(株)	中央電気工業(株)
26. 3. 3	White Pike Financial Services International B.V.	(株)ジー・ピー・ネット
26. 3. 5	(株)パソナグループ	(株)メディカルアソシア
26. 3. 6	総合警備保障(株)	日本ビル・メンテナンス(株)
26. 3. 19	三井物産(株)	富士製菓工業(株)
26. 3. 20	鴻池運輸(株)	九州産交運輸(株)
26. 3. 20	南海電気鉄道(株)	大阪府都市開発(株)
26. 3. 24	(株)イズミ	(株)スーパー大栄
26. 3. 25	新日鐵住金(株)	日本電工(株)
26. 3. 26	日本コムシス(株)	(株)日本エコシステム
26. 3. 26	OPI・GP(株)	(株)ネットジャパン
26. 3. 27	加藤産業(株)	三陽物産(株)
26. 3. 28	太陽鋁油(株)	紅陽フリート(株)
26. 3. 28	(株)リンクアンドモチベーション	(株)インタラック
26. 4. 9	日立金属(株)	MMC スーパーアロイ(株)
26. 4. 10	(株)名村造船所	佐世保重工業(株)
26. 4. 11	(株)スズケン	(株)コラボクリエイト
26. 4. 22	(株)ニチイ学館	(株)ジェイエスエス
26. 4. 24	JFE 商事鋼管管材(株)	昭和企業(株)
26. 4. 25	伊藤忠エネクス(株)	大阪カーライフグループ(株)
26. 4. 28	Omaha Acquisition Inc.	Pinafore Holdings B.V.
26. 4. 28	Omaha Acquiror B.V.	Pinafore Holdings B.V.
26. 4. 28	オリックス生命保険(株)	ハートフォード生命保険(株)
26. 4. 30	日本アルコール産業(株)	日本合成アルコール(株)
26. 5. 2	(株)アークス	(株)ベルグループ
26. 5. 9	雪印メグミルク(株)	SBS フレック(株)
26. 5. 19	伊藤忠商事(株)	(株)エドウィン・ホールディングス
26. 5. 23	ジャパンウェスト(株)	(株)フジ医療器
26. 5. 23	(株)八神製作所	東和医科器械(株)
26. 5. 26	旭化成(株)	(株)エルオルト
26. 5. 26	(株)クワザワ	(株)建材社
26. 5. 27	阪和興業(株)	東京鋼鐵(株)
26. 5. 30	新興リボーン(株)	新興サービス(株)
26. 6. 11	伊藤忠商事(株)	ほけんの窓口グループ(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
26. 6. 13	(株)バイタルネット	(株)オオノ
26. 6. 24	相鉄ホールディングス(株)	(株)サンルート
26. 6. 26	カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株)	(株)DET ビークル
26. 6. 27	富士通(株)	横河医療ソリューションズ(株)
26. 6. 27	(株)博報堂	(株)ディー・ブレーン
26. 6. 30	(株)日本リテールホールディングス	(株)尾張屋
26. 7. 23	(株)丸久	(株)中央フード
26. 7. 25	トウキョウ・ホールディングス(株)	(株)江戸一
26. 7. 29	ローソン HMV エンタテインメント・ユナイ テッド・シネマ・ホールディングス (株)	ユナイテッド・エンターテインメント・ホー ルディングス(株)
26. 7. 30	ITC パートナーズ(株)	(株)スカパーJSAT ホールディングス
26. 7. 31	日本出版販売(株)	(株)ブラスメディアコーポレーション
26. 8. 6	日本郵便(株)	(株)メルファム
26. 8. 6	(株)マークス	(株)おーばんホールディングス
26. 8. 6	(株)マークス	(株)キクチ
26. 8. 6	(株)マークス	(株)マイヤ
26. 8. 6	(株)マークス	(株)マエダ
26. 8. 8	ヤフー(株)	ケーシー(株)
26. 8. 8	ソフトバンク・ペイメント・サービス (株)	ケーシー(株)
26. 8. 11	アイアンドアイ(株)	ネッツトヨタノヴェルふくしま(株)
26. 8. 12	三井化学(株)	共和工業(株)
26. 8. 13	アルフレッサヘルスケア(株)	(株)茂木薬品商会
26. 8. 15	伊藤忠商事(株)	(株)BCJ-15
26. 8. 18	(株)三菱ケミカルホールディングス	大陽日酸(株)
26. 8. 20	三井物産(株)	フィード・ワンホールディングス(株)
26. 8. 20	Viva Trade Investments Limited	Noble Agri Limited
26. 8. 22	リバーホールディングス(株)	信和(株)
26. 8. 22	野村キャピタル・インベストメント(株)	日本建設(株)
26. 8. 25	(株)エフピコ	(株)みやこひも
26. 8. 25	東京リスマチック(株)	(株)美松堂
26. 8. 25	(株)カーマ	(株)ホームエクスポ
26. 8. 26	清水建設(株)	日本建設(株)
26. 8. 29	Archer Daniels Midland Europoort B. V.	WILD Flavors GmbH
26. 8. 29	Archer Daniels Midland Europe B. V.	WILD Flavors GmbH

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
26. 9. 2	日鉄住金物産(株)	三井物産鋼材販売(株)
26. 9. 5	三菱地所(株)	(有) ファースト・エム
26. 9. 9	(株)地域経済活性化支援機構	(株)沖縄三越
26. 9. 12	Murata Electronics North America, Inc.	Peregrine Semiconductor Corporation
26. 9. 12	Aviation Acquisition Co., Inc.	Medtronic, Inc.
26. 9. 16	(株)大木家	(株)ビッグ・タウン
26. 9. 16	(株)大木家	(株)チャオ
26. 9. 16	(株)大木家	(株)ジー・エルカンパニー
26. 9. 16	(株)大木家	(株)ビッグ・ツリー
26. 9. 16	(株)大木家	大木開発(株)
26. 9. 19	イオン(株)	ウエルシアホールディングス(株)
26. 9. 19	MC Ocean Holdings Limited	Cermaq ASA
26. 9. 19	Elanco Netherlands Holding B.V.	ノバルティス アニマルヘルス(株)
26. 9. 25	大塚化学(株)	東山フィルム(株)
26. 9. 26	(株)SPC カップ	カップ・クリエイトホールディングス(株)
26. 9. 26	(株)ローソン	(株)成城石井
26. 9. 29	YKK AP(株)	(株)ラクシー
26. 9. 29	MAS ホールディングス(株)	アルテリア・ネットワークス(株)
26. 9. 30	兼松(株)	兼松日産農林(株)
26. 10. 1	UBS Group AG	UBS AG
26. 10. 9	日本モリマー(株)	日本技研工業(株)
26. 10. 10	イオン(株)	(株)ダイエー
26. 10. 14	楽天(株)	(株)大阪屋
26. 10. 15	NEW MOON B.V.	BGP Products S.à r.l.
26. 10. 17	Siemens Aktiengesellschaft	International Metals Technologies Limited
26. 10. 17	IQ(株)	キュービーネット(株)
26. 10. 17	(株)テラ	ビッグローブ(株)
26. 10. 20	Red Anchor Investments Limited	アルテリア・ネットワークス(株)
26. 10. 21	杉本商事(株)	(株)スギモト
26. 10. 21	(株)ノリタケカンパニーリミテド	日本レヂボン(株)
26. 10. 22	(株)協和エクシオ	(株)AID ホールディングス
26. 10. 24	Danaher Corporation	Nobel Biocare Holding AG
26. 10. 27	(株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	(株)ウェブクルー

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
26. 10. 27	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	(株)いまじん白揚
26. 10. 28	丸紅(株)	イオンマーケットインベストメント(株)
26. 10. 28	イオンマーケットインベストメント(株)	(株)マルエツ
26. 10. 28	ヒューリック(株)	(株)アヴァンティスタッフ
26. 10. 28	(株)ナガセ	(株)早稲田塾
26. 10. 29	(株)イズミ	(株)スーパー大栄
26. 10. 29	Infineon Technologies AG	International Rectifier Corporation
26. 10. 31	アサヒビール(株)	(株)なだ万
26. 11. 6	横浜ゴム(株)	亀山ビード(株)
26. 11. 13	オリックス(株)	弥生(株)
26. 11. 17	TMC BUYOUT 5(株)	(株)サイドワインダー
26. 11. 18	(同) ビーシー	ビットキャッシュ(株)
26. 11. 20	ナイス(株)	秋山木材産業(株)
26. 11. 25	日本テレビホールディングス(株)	(株)ティップネス
26. 11. 27	ARAMCO OVERSEAS COMPANY, B. V.	S-Oil Corporation
26. 11. 28	IMX ホールディングス(株)	(株)イノメディックス
26. 12. 3	(株)MV ジャパン	ショットモリテックス(株)
26. 12. 5	(株)オープンハウス	(株)アサカワホーム
26. 12. 8	(株)青森銀行	あおぎんリース(株)
26. 12. 9	BHP Billiton Limited	BHP Billiton International Investment Pty Ltd
26. 12. 10	(株)立花エレテック	(株)高木商会
26. 12. 15	(株)翔薬	(株)タカラ薬局
26. 12. 15	(株)コロワイド	F. デリカップ(株)
26. 12. 15	カップ・クリエイトホールディングス(株)	F. デリカップ(株)
26. 12. 19	アルフレッサ ホールディングス(株)	(株)日本アボック
26. 12. 24	イオンマーケットインベストメント(株)	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)
26. 12. 25	(株)セブン&アイ・ホールディングス	(株)バーニーズジャパン
26. 12. 25	アルピコホールディングス(株)	(株)マツヤ
26. 12. 25	丸全昭和運輸(株)	日本電産ロジステック(株)
26. 12. 25	北陸電力(株)	北陸電気工事(株)
27. 1. 5	(株)光通信	(株)エフエルシー
27. 1. 5	(株)C Kサンエツ	日本伸銅(株)
27. 1. 8	(株)モトーレングローバル	(株)Nakamitsu Motors

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
27. 1. 8	(株)モトーレングローバル	有限会社ナカミツインターナショナル
27. 1. 8	三菱瓦斯化学(株)	(株)ジェイエスピー
27. 1. 14	(株)シャトレゼホールディングス	(株)さかえ屋
27. 1. 19	すてきナイスグループ(株)	(株)マキバ
27. 1. 19	三井物産(株)	三井アルミニウム(株)
27. 1. 20	(株)日本政策投資銀行	(株)ソシオネクスト
27. 1. 22	ソフトバンク(株)	ワイモバイル(株)
27. 1. 28	(株)コスモネット	(株)アスカブランニング
27. 1. 30	ソフトバンクモバイル(株)	(株)T ポイント・ジャパン
27. 2. 6	(株)BCJ-18	大江戸温泉ホールディングス(株)
27. 2. 6	(株)中国銀行	中銀リース(株)
27. 2. 9	(株)武蔵野銀行	ぶざん総合リース(株)
27. 2. 17	大和 PI パートナーズ(株)	りんかい日産建設(株)

4－10表 合併計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	存続会社	消滅会社
25.11.27	Pactera Technology International Ltd.	BCP (Singapore) VI Cayman Merger Co. Ltd.
26. 2. 26	(株)エーコープ近畿	三重農協食品(株)
26. 4. 9	イー・アクセス(株)	(株)ウィルコム
26. 5. 20	(株)アイ・ティ・フロンティア	タタコンサルタンシーサービシズジャパン(株)
26. 7. 24	全農パールライス東日本(株)	全農パールライス西日本(株)
26. 8. 29	(株)メイツ中国	(株)エネルギー人材ソリューション
26. 9. 12	Peregrine Semiconductor Corporation	PJ Falcon Acquisition Company, Limited
26. 9. 12	Medtronic, Inc.	Aviation Merger Sub, LLC
26.10.29	International Rectifier Corporation	Surf Merger Sub Inc.,

4－11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	分割する会社
26. 2. 14	(株)郵便局物販サービス, (株)三越伊勢丹通信販売

4-12表 吸収分割計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	承継する会社	分割する会社
25. 1. 21	(株)サークルKサンクス	(株)サンクスアンドアソシエイツ東四国
25. 1. 28	SH マテリアル(株)	日立電線(株)
26. 1. 20	JFE エンジニアリング(株)	磯村豊水機工(株)
26. 2. 21	RITA エレクトロニクス(株)	アイカ工業(株)
26. 2. 21	RITA エレクトロプロダクツ(株)	アイカ電子(株)
26. 5. 27	VJ(株)	ソニー(株)
26. 6. 16	(株)ラグーナテンボス	蒲郡海洋開発(株)
26. 7. 31	(株)ジョイアス・フーズ	(株)ジョイアス・フーズ
26. 8. 8	KDDI フィナンシャルサービス(株)	(株)じぶん銀行
26. 8. 29	(株)メタルワン建材	三井物産スチール(株)
26. 9. 30	日本土地建物(株)	日新建物(株)
26.10. 27	(株)バイテック	三井物産エレクトロニクス(株)
26.10. 31	アヲハタ(株)	キューピー(株)
26.11. 14	GlaxoSmithKline Consumer Healthcare (Overseas) Limited	Novartis AG
27. 1. 20	(株)ソシオネクスト	パナソニック(株)

4-13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社
25.12. 20	協同飼料(株), 日本配合飼料(株)
26. 5. 23	三菱地所コミュニティ(株), 丸紅コミュニティ(株)
26. 8. 4	(株)東京都民銀行, (株)八千代銀行
26. 8. 15	(株)KADOKAWA, (株)ドワンゴ
26.12. 24	(株)マルエツ, (株)カスミ, マックスバリュ関東(株)

4-14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
25. 9. 9	パナソニック液晶ディスプレイ(株)	大日本印刷(株)
26. 1. 31	(株)沖縄三喜マルエー	(株)マルエー
26. 2. 18	日本コンセントリクス(株)	日本アイ・ビー・エム(株)
26. 2. 19	ソニーセミコンダクタ(株)	ルネサス山形セミコンダクタ(株)
26. 2. 24	武州製薬(株)	エーザイ(株)
26. 2. 27	東京海上アシスタンス(株)	ミレア・モンディアル(株)
26. 3. 28	トクヤマ・セントラルソーダ(株)	セントラル硝子(株)

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
26. 4. 10	(株)きのい	(株)きの伊
26. 5. 14	参天製薬(株)	MSD(株)
26. 7. 28	リフレカップ(株)	フレスコ(株)
26. 7. 31	いすゞ自動車販売長野(株)	長野いすゞ自動車(株)
26. 8. 7	大阪アルミセンター(株)	(株)稲田商会
26. 8. 8	(株)東光高岳	東京計器工業(株)
26. 8. 8	白元アース(株)	(株)白元
26. 8. 11	ベックマン・コールター日本 (同)	シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株)
26. 8. 11	宝町食品(株)	(株)きむら食品
26. 8. 28	(株)エヌエス	新光石油(株)
26. 8. 29	バイエル薬品(株)	MSD(株)
26. 9. 29	ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)	パナソニック システムネットワークス(株)
26. 11. 12	Novartis AG	グラクソ・スミスクライン(株)
27. 2. 26	NS ステンレス(株)	日鉄住金物産(株)

4-15表 総資産額別株式取得件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	23 (12.5)	5 (2.7)	28 (15.2)	16 (8.7)	112 (60.9)	184 (100.0)
23	23 (10.3)	4 (1.8)	27 (12.1)	24 (10.7)	146 (65.2)	224 (100.0)
24	42 (14.7)	5 (1.8)	43 (15.1)	25 (8.8)	170 (59.6)	285 (100.0)
25	31 (14.2)	5 (2.3)	51 (23.4)	21 (9.6)	110 (50.5)	218 (100.0)
26	56 (24.2)	8 (3.5)	45 (19.5)	19 (8.2)	103 (44.6)	231 (100.0)

(注) 総資産額は、株式取得会社の総資産額である。

4-16表 総資産額別合併件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	3 (27.3)	4 (36.4)	2 (18.2)	11 (100.0)
23	0 (0.0)	4 (26.7)	2 (13.3)	5 (33.3)	0 (0.0)	4 (26.7)	15 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	5 (35.7)	14 (100.0)
25	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)
26	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	12 (100.0)

(注) 総資産額は、合併後における存続会社単体の総資産額である。

4-17表 総資産額別共同新設分割件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
23	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
24	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
26	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

(注) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

4-18表 総資産額別吸収分割件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	1 (9.1)	2 (18.2)	0 (0.0)	4 (36.4)	0 (0.0)	4 (36.4)	11 (100.0)
23	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
24	0 (0.0)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	6 (42.9)	14 (100.0)
25	6 (46.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	0 (0.0)	4 (30.8)	13 (100.0)
26	3 (15.0)	4 (20.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	8 (40.0)	20 (100.0)

(注1) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

(注2) 平成26年度において、事業を承継した会社単体の総資産額が未定のものが1件ある。

4-19表 総資産額別共同株式移転件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
23	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	6 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)
26	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	7 (100.0)

(注1) 総資産額は、新設会社単体の総資産額である。

(注2) 平成26年度において、新設会社単体の総資産額が未定のものが5件ある。

4-20表 総資産額別事業譲受け等件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	8 (14.8)	13 (24.1)	2 (3.7)	10 (18.5)	8 (14.8)	13 (24.1)	54 (100.0)
23	11 (55.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	20 (100.0)
24	5 (16.7)	6 (20.0)	2 (6.7)	7 (23.3)	1 (3.3)	9 (30.0)	30 (100.0)
25	4 (19.0)	4 (19.0)	0 (0.0)	7 (33.3)	2 (9.5)	4 (19.0)	21 (100.0)
26	3 (15.8)	7 (36.8)	1 (5.3)	1 (5.3)	3 (15.8)	4 (21.1)	19 (100.0)

(注) 総資産額は、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額である。

4-21表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

(単位：億円)

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
25. 11. 27	Pactera Technology International Ltd.	478	BCP (Singapore) VI Cayman Merger Co. Ltd.	0	Pactera Technology International Ltd.	864
26. 4. 9	イー・アクセス (株)	3517	(株)ウィルコム	1491	イー・アクセス (株)	5008
26. 9. 12	Medtronic, Inc.	38850	Aviation Merger Sub, LLC	0	Medtronic, Inc.	38850

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
26. 10. 29	International Rectifier Corporation	1530	Surf Merger Sub Inc.,	0	International Rectifier Corporation	2029

4－22表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4－23表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
25. 1. 21	(株)サークル K サ ンクス	2448	(株)サンクスアン ドアソシエイツ 東四国	41	2452	コンビニエンススト ア事業（123店舗） のうち31店舗の営業
26. 1. 20	JFE エンジニア リング(株)	2169	磯村豊水機工(株)	35	2197	各種水処理機器の製 造・販売及び上水プ ラントの設計・施 工・維持管理
26. 8. 29	(株)メタルワン建 材	1445	三井物産スチー ル(株)	2379	2640	国内建設鋼材関連事 業及びメタルスク ラップ関連事業
26. 9. 30	日本土地建物(株)	4256	日新建物(株)	924	5180	不動産賃貸業，ビル 管理業，不動産仲介 業
26. 10. 27	(株)バイテック	328	三井物産エレクト ロニクス(株)	74	332	デバイス事業（半導 体売買）
27. 1. 20	(株)ソシオネク スト	0	パナソニック(株)	46720	689	システム LSI 事業

4－24表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
26. 8. 4	(株)東京都民銀行	25418	(株)八千代銀行	22042	(株)東京 TY フィナン シャルグループ	47460
26. 8. 15	(株)KADOKAWA	1472	(株)ドワンゴ	250	(株)KADOKAWA・DWANGO	975

4-25表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成26年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 (譲受内容)
25. 9. 9	パナソニック液晶ディスプレイ(株)	1046	大日本印刷(株)	12480	1202	譲渡会社が譲受会社構内にカラーフィルターの生産拠点を有しており、その設備を譲渡する。
26. 2. 19	ソニーセミコンダクタ(株)	4075	ルネサス山形セミコンダクタ(株)	517	4318	鶴岡工場の12インチウエハの製造設備、土地及び付帯するその他の資産
26. 2. 24	武州製薬(株)	184	エーザイ(株)	8917	343	埼玉県児玉郡美里町所在の医薬品製造用の美里工場
26. 5. 14	参天製薬(株)	1945	MSD(株)	2103	2356	緑内障点眼液「コンプト配合点眼液」，「トルソプト点眼液」，「チモプトール点眼液」に係る日本国内における薬事法上の製造販売承認に係る地位
26. 8. 29	バイエル薬品(株)	985	MSD(株)	2103	985	国内における医療用医薬品クラリチンの製造販売事業
26. 9. 29	ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)	616	パナソニックシステムネットワークス(株)	2600	789	日本全国におけるキャリア向け基地局事業及びキャリア応用無線事業
26. 11. 12	Novartis AG	124550	グラクソ・スミスクライン(株)	1918	140334	抗がん剤製品関連事業（製造を除く）
27. 2. 26	NS ステンレス(株)	310	日鉄住金物産(株)	4954	311	日本国内における鉄鋼製品（ステンレス）販売事業の一部

（注） 行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

4－26表 資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
22	19	3	7	12	5	22	13	103	184
23	5	10	7	7	4	31	15	145	224
24	25	12	10	15	8	45	25	145	285
25	23	5	3	21	5	38	19	104	218
26	45	10	7	22	7	23	20	97	231

(注) 資本金は株式取得会社の資本金である。

4－27表 資本金額別合併件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	1,028
49		252			406	115	157	30	19	0	16	995
50		241			426	109	128	17	24	6	6	957
51		211			441	111	119	27	27	1	4	941
52		211			446	124	164	29	29	5	3	1,011
53		179			365	113	158	51	26	4	2	898
54		177			265	205	153	33	28	3	7	871
55		192			433	108	158	37	22	6	5	961
56		173			424	162	198	43	36	4	4	1,044
57		177			492	144	140	40	35	4	8	1,040
58		157			432	175	184	24	30	10	8	1,020
59		197			482	177	174	19	34	6	7	1,096
60		203			440	231	162	29	33	7	8	1,113
61		206			472	213	167	37	31	12	9	1,147
62		174			491	203	226	42	51	12	16	1,215
63		182			509	250	286	33	48	18	10	1,336
元		165			551	243	347	53	51	14	26	1,450
2		216			651	270	409	74	88	15	28	1,751
3		250			854	338	422	79	101	21	26	2,091
4		227			910	286	357	79	86	23	34	2,002
5		225			898	283	327	52	87	15	30	1,917
6		187			960	297	375	57	81	14	29	2,000
7		276			1,349	341	374	56	85	14	25	2,520

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
8		107			1,122	414	405	74	108	16	25	2,271
9		110			1,286	303	301	40	84	24	26	2,174
10		100			860	193	214	29	52	18	48	1,514
11		0			30	22	40	7	24	12	16	151
12		0			30	11	42	10	34	15	28	170
13		0			12	16	42	10	28	4	15	127
14		0			16	17	24	5	26	4	20	112
15		0			17	17	41	4	15	3	6	103
16		0			11	6	18	7	14	5	9	70
17		0			19	8	19	7	17	5	13	88
18		0			13	11	28	0	10	4	8	74
19		0			11	7	25	4	22	0	7	76
20		1			5	11	18	8	19	1	6	69
21		0			8	8	16	2	9	2	3	48
22		0			1	2	1	0	3	1	3	11
23		0			1	2	7	0	1	1	3	15
24		0			1	1	3	0	5	0	4	14
25		0			0	1	3	0	0	0	3	8
26		3			0	3	0	0	2	0	3	12

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数、昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は合併後における存続会社の資本金である。

(注4) 平成25年度において合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注5) 平成26年度において合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

4-28表 資本金額別共同新設分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	0	0	0	0	1	3	0	4
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25	1	0	0	0	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-29表 資本金額別吸収分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	2	0	3	1	2	4	5	17
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14
25	0	1	2	4	1	2	0	3	13
26	2	0	3	0	2	2	4	7	20

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-30表 資本金額別共同株式移転件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
21	0	0	0	0	0	0	0	3	3
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5
25	0	0	0	0	0	0	1	2	3
26	0	0	0	2	0	1	0	3	7

(注1) 資本金は新設会社の資本金である。

(注2) 平成26年度において、新設会社単体の資本金が未定のものが1件ある。

4－31表 資本金額別事業譲受け等件数の推移

年度	資本金 50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	192
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49			102		178	49	46	11	18	4	12	420
50			117		158	49	53	9	30	0	13	429
51			116		209	73	61	13	24	4	11	511
52			123		243	89	104	17	50	6	14	646
53			140		222	80	91	16	24	5	17	595
54			118		262	74	83	26	30	5	13	611
55			144		292	86	93	12	25	13	15	680
56			137		350	112	96	23	36	7	10	771
57			158		322	109	132	24	38	5	27	815
58			133		266	115	115	16	31	10	16	702
59			129		304	134	158	6	22	10	27	790
60			125		290	129	155	24	51	7	26	807
61			168		360	124	158	24	48	10	44	936
62			168		422	162	205	17	45	11	54	1,084
63			173		391	145	197	11	52	9	50	1,028
元			138		370	143	191	36	51	19	40	988
2			136		394	162	196	40	46	21	55	1,050
3			154		489	192	224	29	74	18	86	1,266
4			112		440	157	201	42	51	16	60	1,079
5			119		424	164	235	36	75	25	75	1,153
6			152		459	190	242	33	75	14	90	1,255
7			140		576	200	298	39	101	25	88	1,467
8			121		628	200	267	42	114	26	78	1,476
9			129		657	229	272	36	101	38	84	1,546
10			148		450	135	217	42	90	24	70	1,176
11			1		32	20	36	6	33	9	42	179
12			1		33	31	29	14	32	15	58	213
13			0		16	25	40	11	31	13	59	195
14			1		36	17	44	15	27	17	40	197
15			2		42	23	43	3	22	12	28	175
16			0		31	23	36	5	23	14	34	166
17			5		25	21	33	6	17	9	25	141
18			6		36	18	22	8	12	10	24	136
19			3		18	22	33	7	17	7	16	123
20			4		14	9	18	10	14	1	19	89
21			4		6	8	26	3	8	6	18	79
22			6		6	10	11	1	4	1	15	54
23			3		5	5	3	0	1	0	3	20
24			2		6	6	4	1	2	2	7	30
25			1		3	3	4	0	7	1	2	21
26			2		1	6	2	0	1	3	2	19

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数、昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は事業等を譲り受けた会社の資本金である。

5 下請法関係

5-1表 書面調査発送件数の推移

年度	区分	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
		(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(名)
31		304			
32		723			
33		769			
34		986			
35		1,214			
36		1,514			
37		1,803			
38		1,800			
39		2,004			
40		2,554			
41		2,631			
42		5,512			
43		6,030			
44		6,684			
45		7,214			
46		8,451			
47		8,751			
48		10,039	2,915		
49		10,045	3,808		
50		12,007	4,861		
51		12,171	6,325		
52		12,315	7,247		
53		10,973	10,663		
54		12,007	11,546		
55		13,490	21,785		
56		13,668	18,091		
57		16,026	20,532		
58		16,346	23,138		
59		15,959	66,579	16,095	
60		9,574	48,031		
61		9,559	52,105		
62		10,121	59,535		
63		13,854	70,968		
元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		
26		38,982	213,690		

(注) 親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース、昭和60年度以降は企業ベースの数字である。
また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

５－２表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	(事業所・ 名)	(名)	(名)	(事業所・ 名)	(名)	(事業所・名)	(事業所・ 名)	(事業所・名)
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
61	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
62	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
63	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
64	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度の()内の数字は事業所ベースの数字である。

5-3表 下請法違反行為類型別件数の推移

業種・業態	昭和59年度										昭和60年度									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
建設業	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
製造業	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
小売業	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
飲食業	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
サービス業	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
その他	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
合計	13	25	35	11	18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

(注1) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度は、事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。
 (注2) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合は、違反行為類型別件数の合計欄の数字と5-2表の「措置」件数とは一致しない。
 (注3) () 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成27年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳，乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳，乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ，プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びピンスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しようちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留しようちゅうの表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しようちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	一般社団法人自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	一般社団法人北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	一般社団法人九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
81	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7 懇話会及び研究会

7-1 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、平成27年3月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会 長	伊 藤 元 重	東京大学大学院経済学研究科教授
会長代理	井 手 秀 樹	慶應義塾大学商学部教授
会 員	青 木 玲 子	九州大学 副学長・理事・教授
	天 野 真 志	(株)読売新聞東京本社論説委員
	有 田 芳 子	主婦連合会副会長
	稲 垣 泰 弘	(株)小松製作所執行役員
	内 田 晴 康	弁護士
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	翁 百 合	(株)日本総合研究所副理事長
	蔭 山 秀 一	(株)三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員
	川 田 順 一	J Xホールディングス(株)取締役常務執行役員
	川 濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	神 田 敏 子	元全国消費者団体連絡会事務局長
	岸 井 大太郎	法政大学法学部教授
	児 玉 平 生	(株)毎日新聞社紙面審査委員
	櫻 田 厚	(株)モスフードサービス代表取締役 取締役会長兼取締役社長
	泉 水 文 雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	野 原 佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	富 士 重 夫	全国農業協同組合中央会専務理事
	舟 田 正 之	立教大学名誉教授
	三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村 上 政 博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	和 田 寿 昭	日本生活協同組合連合会専務理事
	チャールズ D.レイク II	アフラック 日本における代表者・会長

(役職は平成26年12月2日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
199	26. 12. 2	○ 保育分野に関する調査報告書 ○ 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書 ○ 優越的地位濫用事件タスクフォースにおける活動状況について
198	26. 6. 12	○ 平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況について ○ 平成25年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組 ○ 平成25年度における主要な企業結合事例について
197	26. 4. 10	○ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ○ 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」等の改定 ○ 消費税転嫁対策の取組 ○ O E C Dの活動と公正取引委員会について

(注) 平成26年4月から平成27年3月までの開催状況

7-2 競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会

(1) 開催趣旨

我が国において、公的再生支援が様々な政策目的を達成するために行われている中、これら支援による関連する市場の競争への影響を最小限のものとすることが重要であるとの認識の下、競争政策の観点から必要な検討を行うことを目的として、内閣府特命担当大臣が、有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」を開催した。

座 長	岸 井 大太郎	法政大学法学部教授
	青 柳 由 香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	上 村 達 男	早稲田大学法学学術院・法学部教授
	大 山 泰	(株)フジテレビジョン報道局専任局次長兼経済部編集委員兼解説委員
	国 谷 史 朗	大江橋法律事務所代表パートナー（弁護士）
	白 石 忠 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富 山 和 彦	(株)経営共創基盤代表取締役C E O
	松 村 敏 弘	東京大学社会科学研究所教授

(役職は平成26年12月11日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
1	26. 8. 13	運営・進め方、検討事項の整理

2	26. 9. 10	○ ㈱地域経済活性化支援機構からのヒアリング ○ 金融庁からのヒアリング
3	26. 9. 25	○ 日本航空㈱からのヒアリング ○ 全日本空輸㈱からのヒアリング ○ ㈱足利銀行からのヒアリング
4	26. 10. 8	○ ケン・A・シーゲル弁護士からのヒアリング ○ 多田英明東洋大学法学部准教授からのヒアリング
5	26. 10. 24	取りまとめに向けた自由討議①
6	26. 11. 7	取りまとめに向けた自由討議②
7	26. 11. 21	中間取りまとめ素案提示，検討
8	26. 12. 11	中間取りまとめ

(役職は各会合開催日時点のもの)

8 公正取引委員会機構図

